

～ 変革と創造に挑む ～

**第5期雄武町総合計画**  
**【基本構想・前期基本計画】**



北海道雄武町

# 目次

<b>第1編 序論</b> .....	<b>1</b>
第1章 計画策定の目的 .....	2
第2章 計画の役割 .....	3
第3章 計画の構成・期間 .....	4
第4章 他の計画との関係 .....	5
第5章 第5期総合計画の特徴 .....	5
1 人口減少の時代を基調とした計画 .....	5
2 住民と行政の情報の共有 .....	5
3 明瞭かつ平易な計画づくり .....	5
第6章 住民と行政の協働による計画の決定 .....	6
<b>第2編 基本構想</b> .....	<b>7</b>
第1章 将来像 .....	8
第2章 将来人口 .....	9
1 総人口 .....	9
2 年齢区分別人口 .....	9
3 世帯数 .....	10
4 産業別就業人口 .....	10
第3章 政策目標 .....	11
1 はつらつ・雄武 ～地域産業の振興～ .....	11
2 ぬくもり・雄武 ～保健・医療・福祉の充実～ .....	13
3 のびやか・雄武 ～教育・文化の振興～ .....	16
4 うるおい・雄武 ～生活環境・生活基盤の充実～ .....	18
5 ささえあい・雄武 ～協働によるまちづくりの推進～ .....	20
第4章 土地利用基本構想 .....	23
1 市街地・集落での有効な土地利用の推進 .....	23
2 優良農地の確保 .....	23
3 自然環境の保全・活用 .....	23
第5章 計画の進行管理 .....	24
1 計画・実施・評価・改善のサイクル化 .....	24
2 実施計画と予算編成の連動 .....	24
3 優先度の設定・管理 .....	24

## 第3編 基本計画 .....25

政策・施策の体系	26
政策目標1 はつらつ・雄武 ~地域産業の振興~	28
基本施策1 農業の振興	28
基本施策2 林業の振興	30
基本施策3 水産業の振興	32
基本施策4 商工業の振興	34
基本施策5 観光の振興	36
政策目標2 めくもり・雄武 ~保健・医療・福祉の充実~	38
基本施策6 保健・医療の充実	38
基本施策7 高齢者支援の充実	40
基本施策8 子育て・子育ての充実	42
基本施策9 障がい者支援の充実	44
基本施策10 地域福祉の推進	46
基本施策11 社会保障制度の充実	48
政策目標3 のびやか・雄武 ~教育・文化の振興~	50
基本施策12 学校教育の充実	50
基本施策13 生涯学習・生涯スポーツの推進	52
基本施策14 芸術・文化の振興	54
政策目標4 うるおい・雄武 ~生活環境・生活基盤の充実~	56
基本施策15 環境の保全	56
基本施策16 交通体系の整備	58
基本施策17 上・下水道の整備	60
基本施策18 住環境の整備	62
基本施策19 消防・救急・防災体制の強化	64
基本施策20 防犯・交通安全の推進	66
基本施策21 情報通信網の整備・充実	68
政策目標5 ささえあい・雄武 ~協働によるまちづくりの推進~	70
基本施策22 住民主体のまちづくりの推進	70
基本施策23 多様な交流の促進	72
基本施策24 効果的・効率的な行政経営	74

## 資料編 .....76

第5期雄武町総合計画の策定経過	76
雄武町総合計画策定審議会条例	78
雄武町総合計画策定審議会専門部会規則	79
雄武町総合計画策定審議会委員名簿	80
第5期雄武町総合計画に関する諮問	81

第5期雄武町総合計画に関する答申	82
第5期雄武町総合計画についての議会の議決	83
雄武町総合計画策定推進本部設置規程	84
第5期雄武町総合計画策定推進本部構成	85
まちづくりアンケート結果概要	86

# 第1編 序論

# 第1章 計画策定の目的

雄武町は、先人が築いた礎から100有余年、オホーツク沿岸の漁業と酪農のまちとして発展を続けてきました。町政の基本となる総合計画は、平成9年度に第4期計画を策定し、この計画に基づき、基幹産業の振興、ホテル日の出岬を拠点とする観光振興、下水道など生活環境の整備、雄武町国民健康保険病院の移転・改築をはじめとする保健・医療・福祉の充実など、総合的なまちづくりを進めてきました。

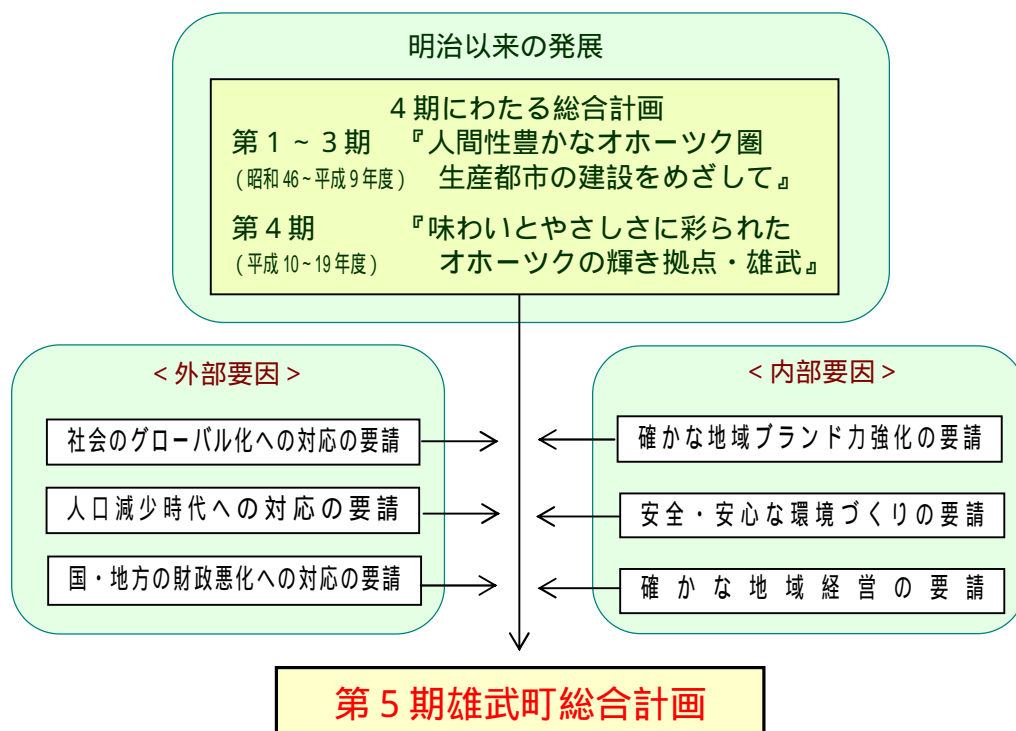
しかし、この間、少子高齢化の進行、産業構造の変化及び国の財政状況の悪化と平成の大合併の進展など、町をめぐる社会経済情勢は大きく変化してきました。

特に、市町村を再編する平成の大合併が全国で進み、わが町においても、近隣市町村とともに、合併の是非について検討を重ねましたが、わが町としては、地域自治権や地域活力の継承を図るため、自主自立を優先する選択をしました。その後、平成18年7月に策定された「北海道市町村合併推進構想」では、住民に適切な行政サービスを提供する基礎自治体の規模の目安を人口3万人と想定し、広域連合を含めた広域連携の手法や市町村合併の手法による行政体制の整備が求められているところです。

こうした中、わが町が、これからも長期的に安定したまちづくりを進めていくためには、地方分権に向けた体制の構築と行財政の効率化を強力に推進するとともに、基幹産業のさらなる活性化を図り、全国・世界に通用する「確かな地域力」を育んでいくことが不可欠となります。

## 第5期総合計画策定の方向

### < 歴史的要因 >



「第5期雄武町総合計画」は、これまでのまちづくりの成果を継承・発展させつつ、わが町が「自主・自立のまち」として「確かな地域力」を育てていくために、町政の基本的方向とそれに基づく具体的施策、事業を体系的に計画するものです。

## 第2章 計画の役割

総合計画は、地方分権の進展、三位一体の改革など、市町村をとりまく動向に大きな変化がみられる今日、その位置づけが大きく転換しているといえます。

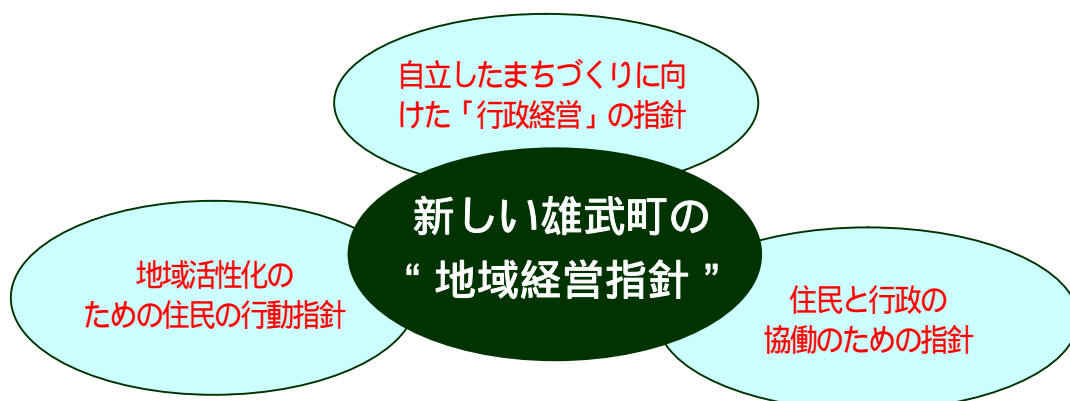
まず第一に、年々厳しさを増す財政状況の中、雄武町が自らの責任と判断で自らの進むべき方向を決め、自ら実行していく自立した行財政運営を行うためには、今後の適切な役割分担による民間との協働や民間のコスト意識の高さを採り入れるなどの“行政経営”を実現するための指針が必要です。新しい総合計画は、この「**行政経営**」の指針」としての役割を果たします。

第二に、わが国が低成長時代に移行し、国際競争・地域間競争が激化する今日、「豊かな自然の恵みを活かした生産」をキーポイントとして、基幹産業である第1次産業の強化を基本軸にして、第2次・第3次産業を有機的に連携させながら町の活性化を図るための「明確な行動指針」を作成することが渴望されています。新しい総合計画は、この「**地域活性化のための住民の行動指針**」としての役割を果たします。

第三に、こうした自立した活力あるまちを築いていくためには、住民参画を積極的に進め、住民と行政の協働によるまちづくりが不可欠であり、新しい総合計画をその「**協働のための指針**」と位置づけていくことが重要です。

新しい総合計画は、「自立したまちづくりに向けた“行政経営”の指針」、「地域活性化のための住民の行動指針」、「住民と行政の協働のための指針」という3つの役割を担うことで、「海」「山」「人」のあらゆる「地域力」を高め、雄武町が自立していくための“**地域経営の指針**”となります。

### 新しい総合計画に求められる役割



三位一体の改革：国から地方自治体への補助負担金の削減、地方交付税見直し、税源移譲を同時に進める地方分権に向けた制度改革。

## 第3章 計画の構成・期間

第5期総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画及び財政計画で構成します。

### 第5期総合計画の構成

区 分	内 容
基本構想	雄武町がめざしていくまちの将来像を展望し、その基本政策を示します。
基本計画	基本構想に示した将来像の実現を図るための施策を体系化、具体化するとともに、重点的に実施する施策を示します。
実施計画	基本計画に定めた施策を推進するために、その手段として実施していく事業を位置づけるもので、各年度の予算編成における基本指針となります。
財政計画	実施計画に定めた事業を着実に実施するため、計画期間内の収支見込みを策定時点において示します。

基本構想は、平成20～29年度の10カ年計画とします。

基本計画、実施計画及び財政計画は、前期5カ年、後期5カ年とし、前期計画は平成20～24年度とします。また、実施計画及び財政計画は、各期中間年度に点検・見直しを行います。

### 第5期総合計画の期間

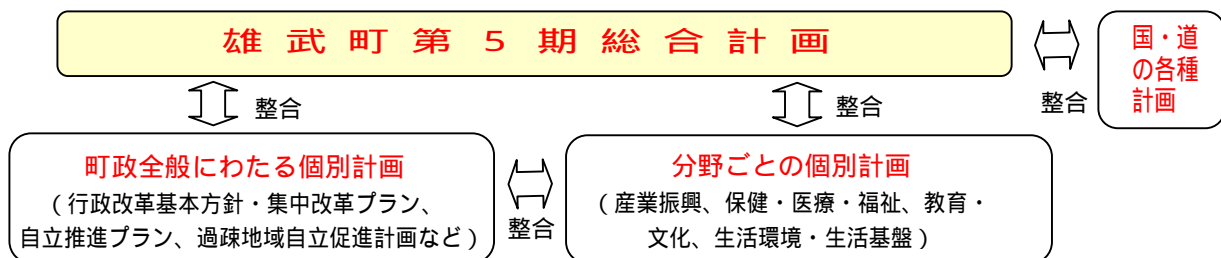




## 第4章 他の計画との関係

第5期総合計画は、わが町の最上位計画と位置づけられることから、今後策定する個別分野計画は、本計画を基調に策定します。また、第5期総合計画は、すでに策定されている町や国・道の各種計画との整合を図ります。

### 第5期総合計画と他の計画との関係



## 第5章 第5期総合計画の特徴

第5期総合計画は、雄武町の“地域経営の指針”と位置づけるため、策定の視点や、策定手法の面で、これまでの総合計画とは異なる特徴を持っています。

### 1 人口減少の時代を基調とした計画

わが国が人口減少時代に移行したことから、町の将来人口も減少していくことを基調とし、量より質にまちづくりの重点を置きながら、地域力を高めていくために策定する計画です。

### 2 住民と行政の情報の共有

計画の主人公は住民であるという観点から、計画関連情報は住民公開を基本原則としています。

まちづくりに関する情報を住民と共有し、住民のまちづくりに関する議論の深まりを喚起するため、第4期総合計画の総括と、それを受けた第5期総合計画策定の展望に関する討議資料集を作成し、全戸配布しました。

### 3 明瞭かつ平易な計画づくり

計画の主人公となる住民にとって明瞭かつ平易な計画とするため、文章表記だけでなく、「政策指標」や「施策指標」などによる数値化や、実施事業の優先度の明示を行います。

数値指標や優先度は、その成果を定期的に検証することにより、総合計画を住民と共有しながら運用していきます。

## 第6章 住民と行政の協働による計画の決定

総合計画は、雄武町のまちづくりの最上位計画であり、かつ雄武町住民のためにある計画であるため、住民の意思を最大限に反映し、審議・決定されなければなりません。

このため、第5期総合計画の審議・決定にあたっては、検討・審議段階での徹底した住民意思の反映を図るのはもちろんのこと、決定段階において、町政の最高意思決定機関である議会において、地方自治法で義務づけられている「基本構想」に加え、総合計画の政策・施策の根幹をなす「基本計画」についても議決を行います。

第5期総合計画は、住民の代表である議会において、「基本構想」と「基本計画」を一体的に議決することによって、住民と行政が、自己決定・自己責任の原則のもと、協働で地域を経営する指針となるものです。

## 第2編 基本構想

## 第1章 将来像

わが町の誇りは、ホタテ、毛ガニ、サケなど、オホーツクの「海の恵み」と、広大な山林、酪農地帯を舞台にした「山の恵み」、そして定住・交流人口による「人の恵み」です。この3つの恵みを基盤に、わが町はオホーツク沿岸の一地方都市として発展してきました。

しかし、わが国が総人口減少時代に移行し、大都市への人口集中が一層進む中、自主自立を選択したわが町が「確かな地域力」を長期的に発揮し、「安心して暮らせるまち」であり続けるためには、こうした地域資源を一層活用し、地域の経済や自治のあり方を絶えず変革・創造していくことが不可欠です。

そのため、本計画では、次の時代に向かうまちの将来像を「変革と創造に挑むまち・雄武」として、わが町のまちづくりを進めます。

将来像（めざす町の姿）

### 変革と創造に挑むまち・雄武

そして、分野ごとの政策目標を

- |   |          |                 |
|---|----------|-----------------|
| 1 | はつらつ・雄武  | ～地域産業の振興～       |
| 2 | ぬくもり・雄武  | ～保健・医療・福祉の充実～   |
| 3 | のびやか・雄武  | ～教育・文化の振興～      |
| 4 | うるおい・雄武  | ～生活環境・生活基盤の充実～  |
| 5 | ささえあい・雄武 | ～協働によるまちづくりの推進～ |

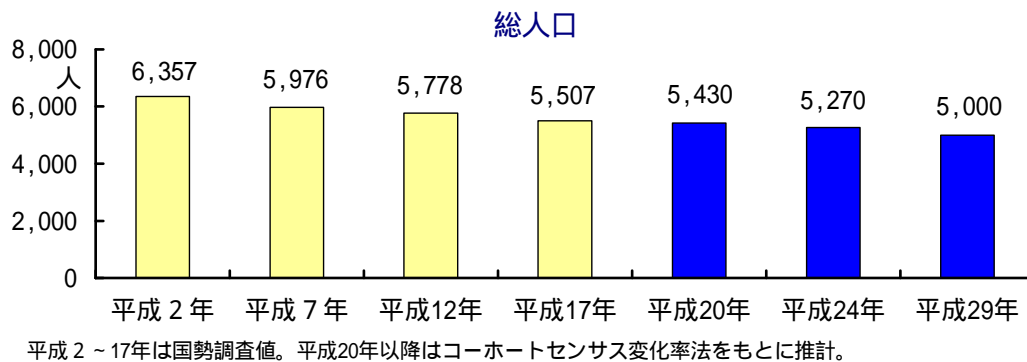
と定めて、この基本構想との一貫性が保たれた基本計画に位置づけする施策と実施計画に位置づけする事業により、その実現をめざします。

## 第2章 将来人口

総人口や年齢区分別人口、世帯数、産業別就業人口を以下のとおり推計します。

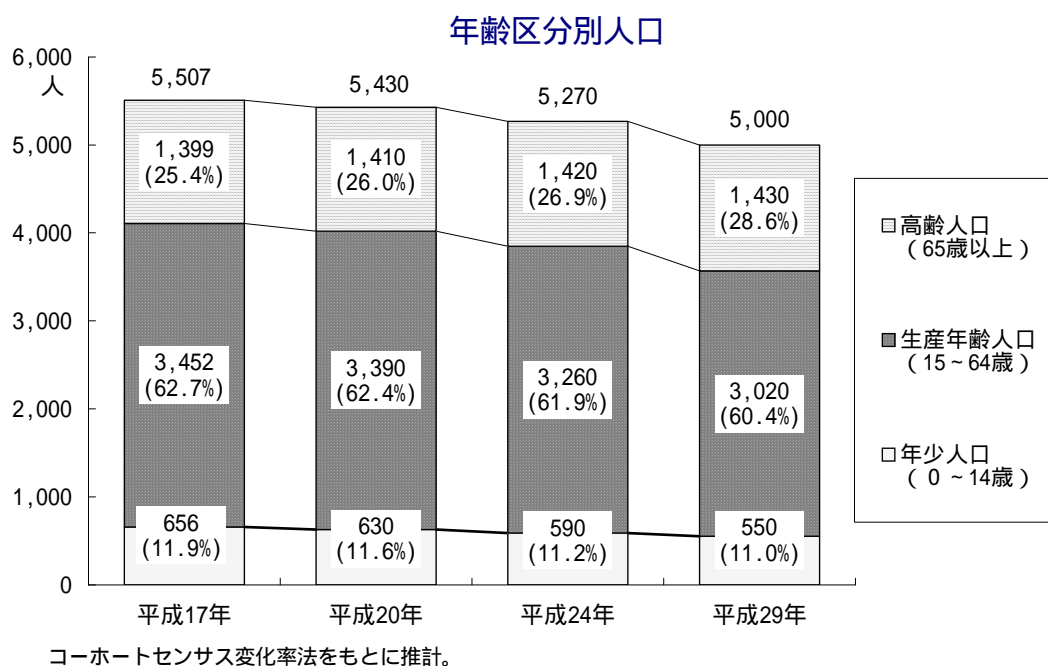
### 1 総人口

将来の総人口は、雄武町において、今後、あらゆるまちづくりを考えていく上での基本となります。本計画では、目標年次である平成29年の総人口を5,000人と推計し、定住促進などにより、減少数を最小限に抑えるよう努めます。



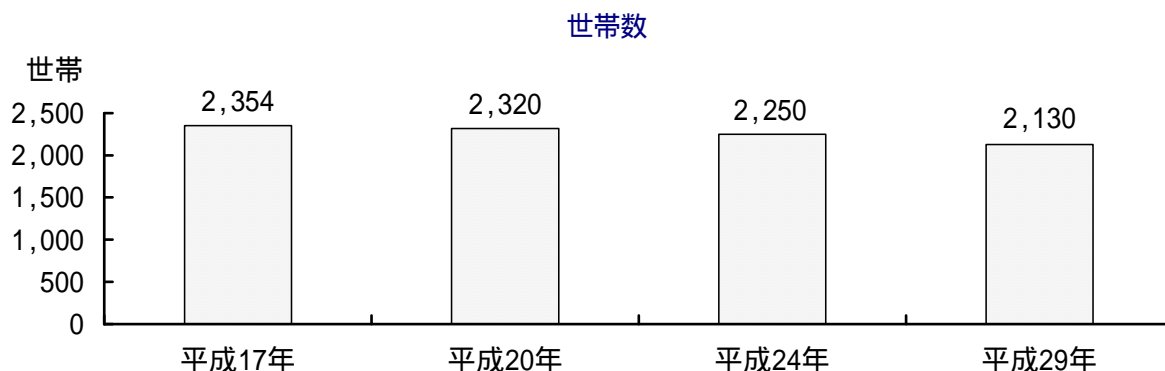
### 2 年齢区分別人口

平成29年の年齢区分別人口は、年少人口が550人(11.0%)、生産年齢人口が3,020人(60.4%)、高齢人口は1,430人(28.6%)と推計します。年齢区分別人口は、税収の動向に影響する生産年齢人口や福祉サービスの主な対象となる年少人口・高齢人口などを把握し、その状況に応じた行政を推進していくための基礎的な数値となります。



### 3 世帯数

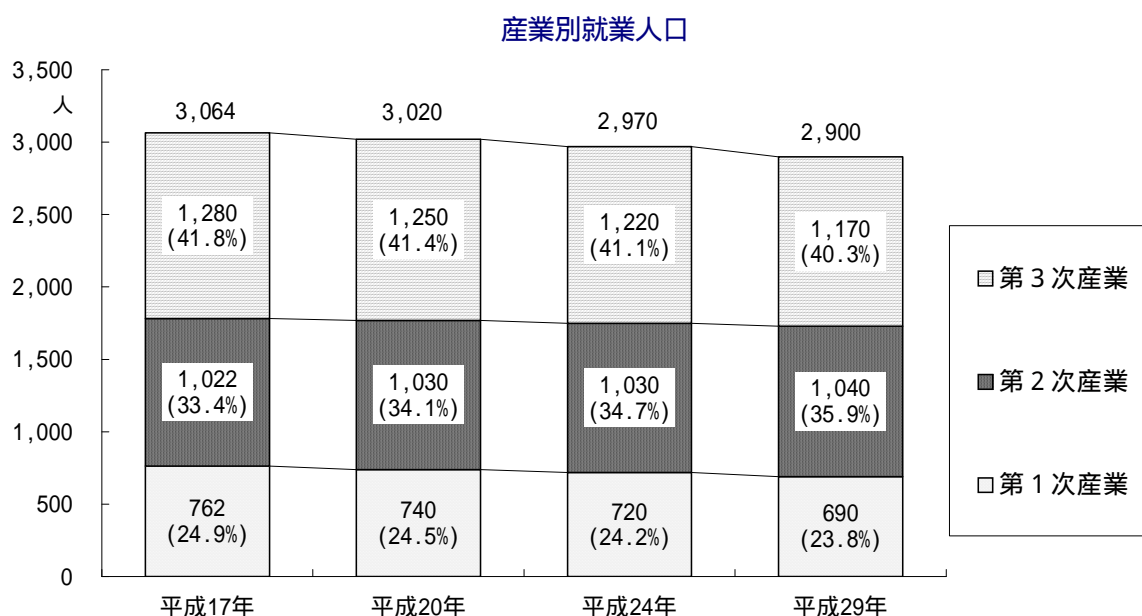
平成 29 年の世帯数は約 2,130 世帯になると見込まれます。世帯数の推計は、将来の住宅政策などを検討する基礎的な数値となります。



世帯当たり人口が平成17年実績の2.34人で一定に推移すると推計（全国平均は2.58人）。

### 4 産業別就業人口

産業別就業人口は、総人口の減少に伴って、平成 29 年には約 2,900 人になるものと推計されます。各産業別の就業人口と割合は、第 1 次産業が 690 人（23.8%）、第 2 次産業が 1,040 人（35.9%）、第 3 次産業が 1,170 人（40.3%）です。産業別就業人口は、わが町の産業政策を進めていくための基礎的な数値となります。



就業率が平成17年の56%から58%に上昇するものとして推計。

## 第3章 政策目標

わが町がめざす政策目標を以下のとおり設定します。

政策目標は、5つのまちづくり分野において、日々、住民が様々な活動をし、行政が個別の事務事業を実施する究極の目標に位置づけられるものです

また、今後、政策目標の成果を評価・検証するために、その内容の総括として具体的な数値により示した「政策指標」を各政策目標に設定します。

### 1 はつらつ・雄武 ～地域産業の振興～

時代の変化に対応できる柔軟な経営感覚と、常に新しいものに挑戦していく経営意欲を持った担い手が、オホーツクの自然の生産力・再生産力を活用して、産地間競争力・国際競争力の高い雄武ブランド産品を安定的に生産・販売しています。

地球スケールの環境保全意識の高まりから、地域林業が産業として再生されてきています。流氷をはじめとする地域資源の観光活用が進み、内外からの訪問客数が堅調に増加しています。

私たちは、地域産業の振興を通じて、そんな「はつらつ・雄武」を創ります。

#### はつらつ・雄武 ～地域産業の振興～

「モノづくり力」を高め、力強い雄武ブランド産品を生産します。  
海、山、人の地域資源の活用・融合を図ります。

## 政策指標の設定

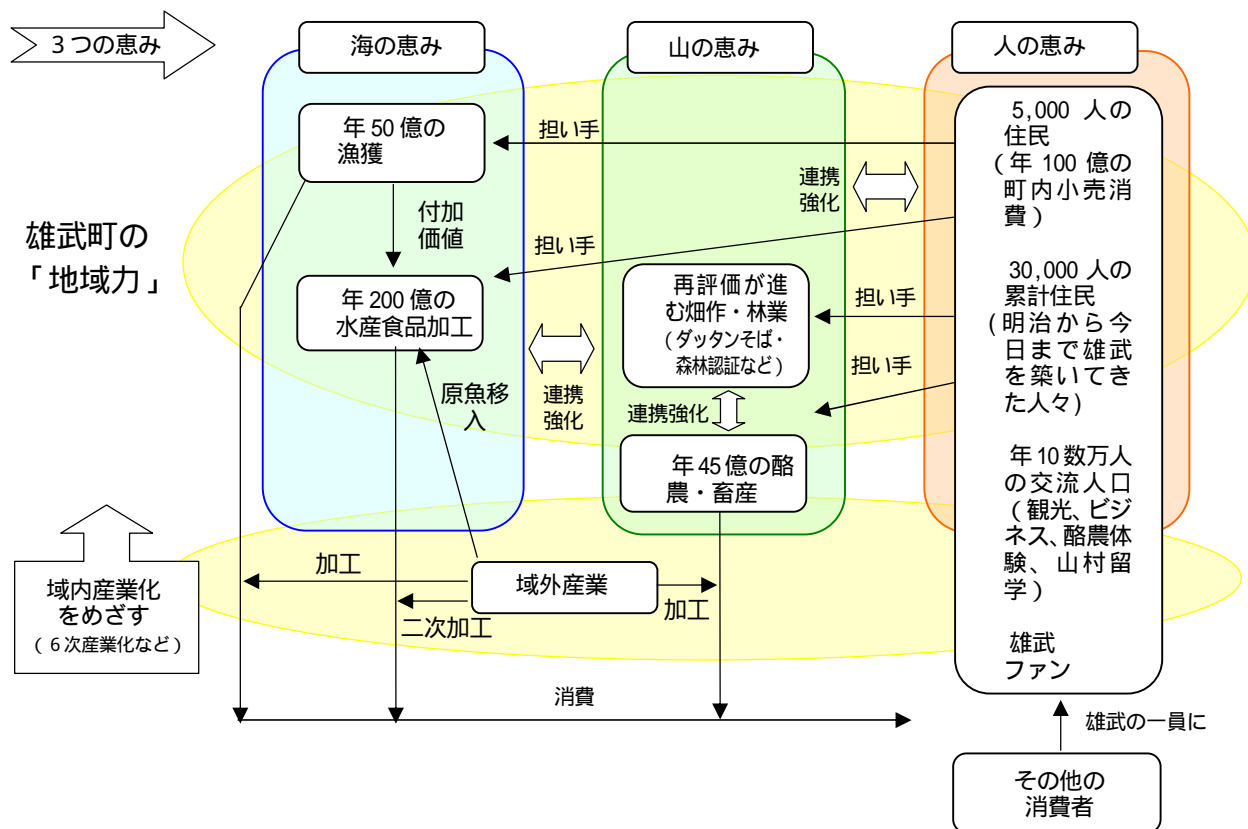
雄武町の「地域力」を表す具体的な指標として、就業率と漁業・農業生産額、食料品製造業出荷額を設定します。

就業率は、定住人口は減少するものの、高齢者の生きがい就業の増加などにより、微増することをめざします。

漁業・農業生産額、食料品製造業出荷額は、付加価値の向上などを図ることで、過去の最高記録と同水準をめざします。

項目	17年度実績	29年度目標
人口に占める就業率 国勢調査ベース	56%	58%
漁業生産額 17年度物価水準	40億円	50億円
農業生産額 17年度物価水準	40億円	45億円
食料品製造業出荷額 17年度物価水準	159億円	200億円

### 3つの恵みを活かした「はつらつ・雄武」の創造





## 2 めくもり・雄武 ～保健・医療・福祉の充実～

住民みんなが心と身体健康増進に積極的に取り組み、生きがいを持って生活しています。少子高齢化や障がい者の社会参加が進む中で、手助けが必要な方をまちぐるみで見守り、地域で子どもを育てています。

病気やけがをした時も、身近な地域で安心して医療が受けられ、広域圏に高度医療が確保されており、保健・医療・福祉のきめ細かいサービスに支えられ、安心して自立した生活を送ることができています。

私たちは、保健・医療・福祉の充実を通じて、そんな「めくもり・雄武」を創ります。

**めくもり・雄武 ～保健・医療・福祉の充実～**  
**まちぐるみの見守り、子育て、健康づくりを進めます。**  
**いつでも安心できる医療をめざします。**

### 政策指標の設定

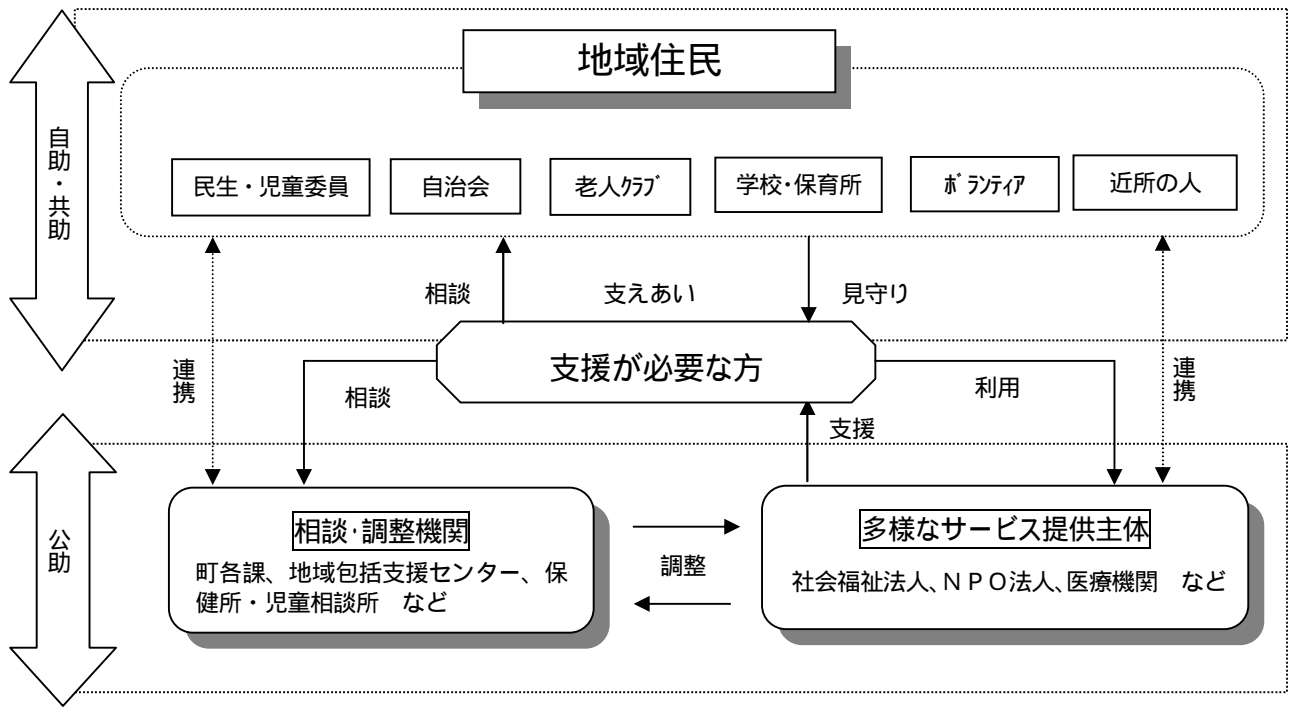
雄武町の「保健・医療・福祉」の「安心度」を表す具体的な指標として、地域医療の満足度、健康だと感じている割合、ボランティア参加率を設定します。

地域医療の満足度は、本来100%をめざすべきですが、町の地域医療の現状から、現在の倍増、町民の4人に1人は満足しているという水準をめざします。

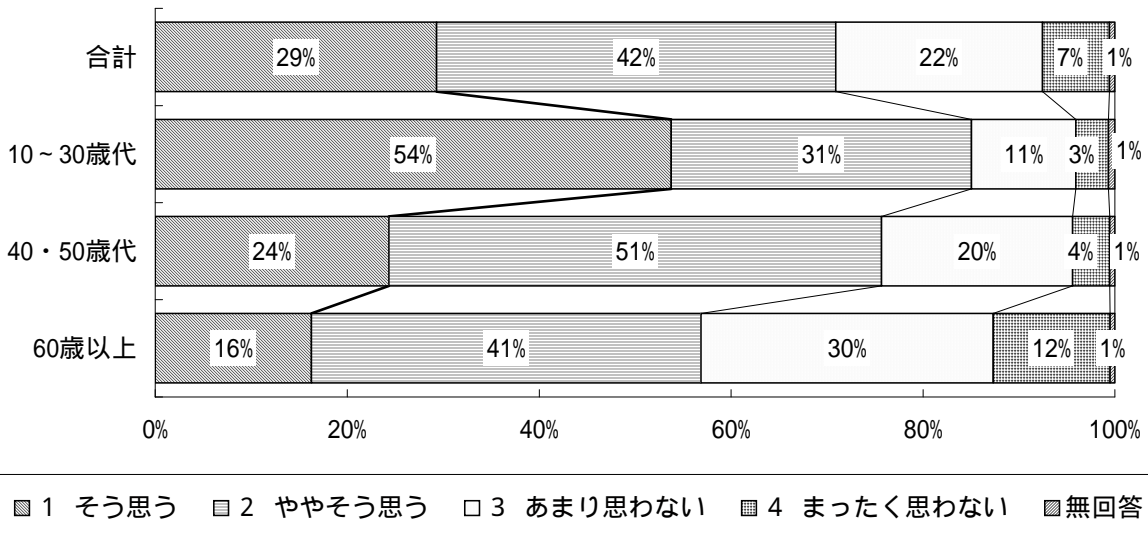
健康だと感じている割合は、現在の約1割増を、ボランティア参加率は、全国平均並みの水準をめざします。

項目	18年度実績	29年度目標
地域医療の満足度 まちづくりアンケート	13%	25%
健康だと感じている割合 まちづくりアンケート	71%	80%
ボランティア参加率 まちづくりアンケート	20%	28% (全国平均)

「自助・共助・公助のネットワーク」による「ぬくもり・雄武」の創造

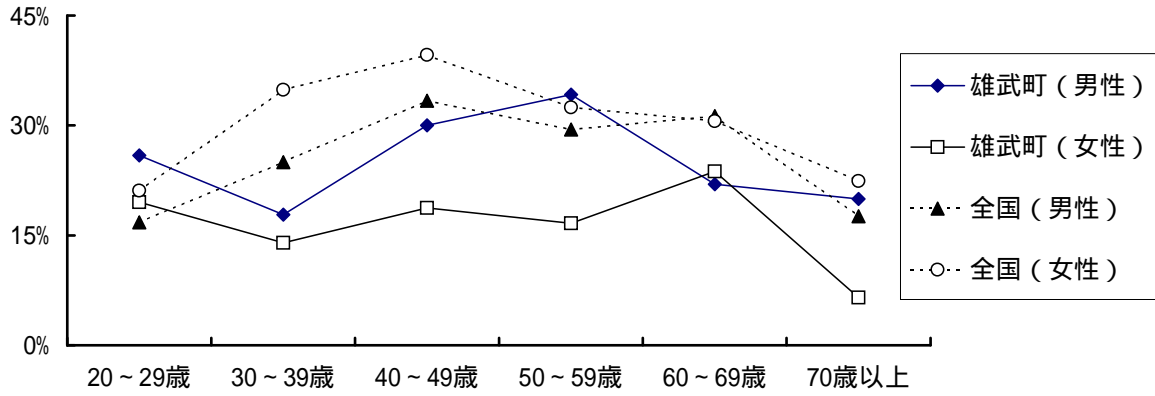


【参考】自分自身が健康だと思うか



資料：「雄武町まちづくりアンケート調査（平成18年12月～19年1月）」

〔参考〕男女別、年齢別にみたボランティアの参加率



雄武町分には、「20～29歳」に18～19歳の方を含んでいる。  
資料：総務省「社会生活基本調査（平成13年10月）」、「雄武町まちづくりアンケート調査（平成18年12月～19年1月）」

### 3 のびやか・雄武 ～教育・文化の振興～

学校教育の現場では、信頼と尊敬に満ちた教育が推進されており、子どもたちは、みな、郷土への誇りと人を思いやるやさしさを持ち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもっています。

まちぐるみで学習活動やスポーツ活動を楽しみ、交流し、その成果がまちづくりに十分に活かされ、新たな文化創造につながっています。

本物で多様な文化にふれることで、豊かな創造力を育てています。

私たちは、教育・文化の振興を通じて、そんな「のびやか・雄武」を創ります。

#### のびやか・雄武 ～教育・文化の振興～

生きる力、学ぶ意欲を育成します。

町民が学習・スポーツから地域文化を創造します。

町民が多様な文化にふれて、豊かな創造力を育てます。

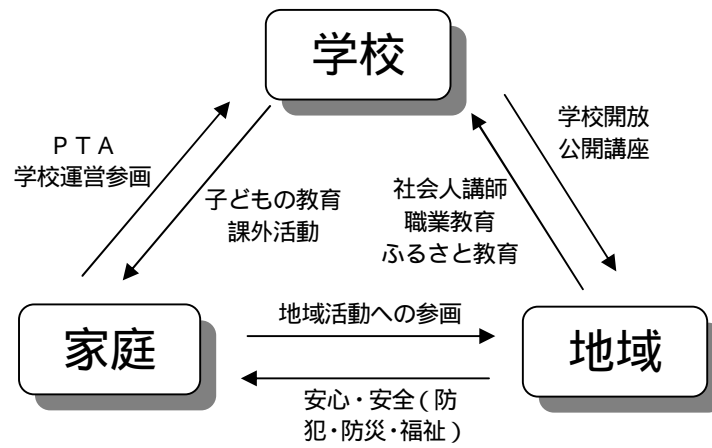
#### 政策指標の設定

雄武町の「教育・文化」の「充実度」を表す具体的な指標として、まちづくりアンケートに基づく小中学校教育、生涯学習環境、スポーツ振興、歴史・文化の住民満足度を設定します。

いずれも、本来100%をめざすべきですが、町の教育・文化政策の現状から、現在の4～5割増の水準をめざします。歴史・文化については、ふるさと100年事業や町史の発行などにより町民の歴史・文化に対する意識が高まっていることから、約2倍の20%をめざします。

項目	18年度実績	29年度目標
小中学校教育の満足度 まちづくりアンケート	20%	30%
生涯学習環境の満足度 まちづくりアンケート	14%	20%
スポーツ振興の満足度 まちづくりアンケート	18%	25%
歴史・文化の満足度 まちづくりアンケート	9%	20%

学校・家庭・地域の連携による「のびやか・雄武」の創造



## 4 うるおい・雄武 ～生活環境・生活基盤の充実～

町民一人ひとりが資源、エネルギーを循環・再利用する生活様式を積極的に取り入れ、子どもたちにその大切さを伝えています。恵まれた自然環境を、後世にわたって保全できる仕組みも整っています。

犯罪や交通事故が少なく、災害の予防活動が入念に行われており、下水道や公園など都市基盤も充実しています。また、冬道対策が整っているため、冬でも快適に暮らしています。路線バスの安定運行など、公共交通手段が確保されるとともに、時代に対応した高度情報基盤が全国的にも高い水準で整備されています。

私たちは、生活環境・生活基盤の充実を通じて、そんな「うるおい・雄武」を創ります。

### うるおい・雄武 ～生活環境・生活基盤の充実～

恵まれた自然環境を、後世に残します。

安全・快適に暮らせるまちづくりを進めます。

### 政策指標の設定

雄武町の「生活環境・生活基盤」の「充実度」を表す具体的な指標として、環境分野では、まちづくりアンケートに基づくごみ分別・ポイ捨てゼロ・省エネ・節水の実践度（4項目平均）を、生活基盤分野では公共交通の満足度を、生活安全分野では災害・犯罪・交通事故による死亡者数を設定します。

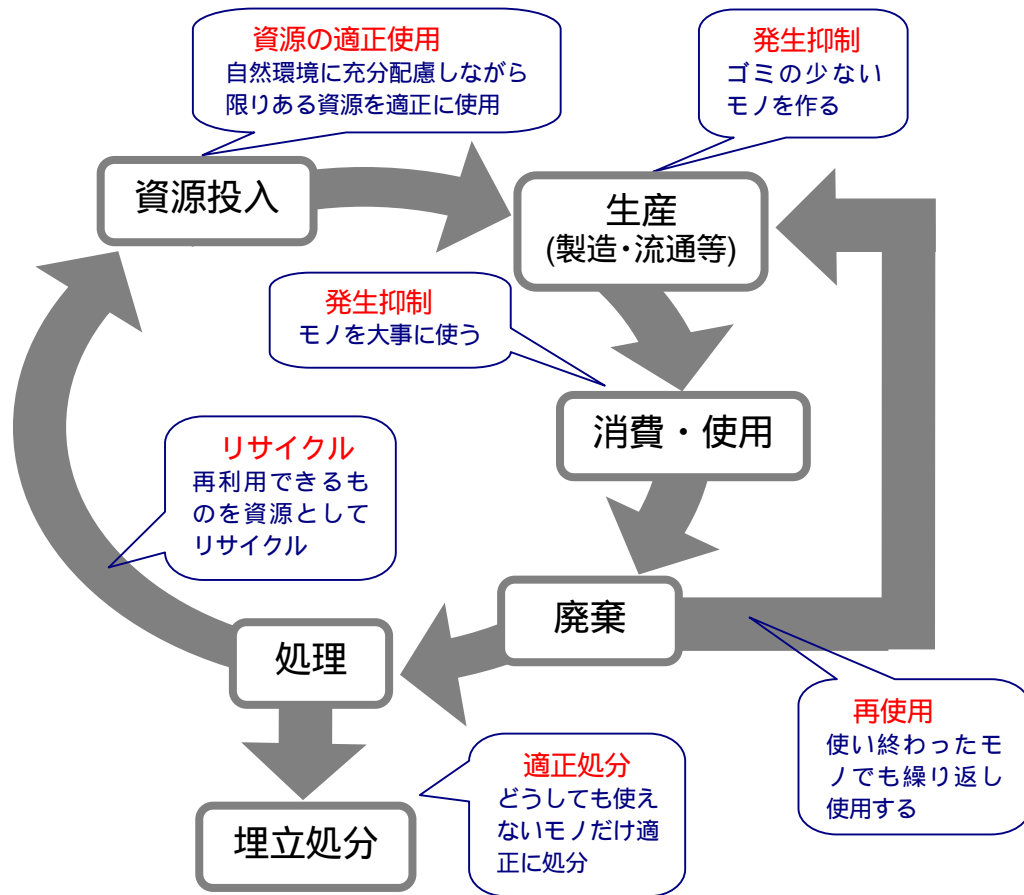
ごみ分別・ポイ捨てゼロ・省エネ・節水の実践度（4項目平均）は、住民・行政が一丸となってこれらの取り組みを進め、現在の2.5割増の水準をめざします。

公共交通は、定住のための重要な基盤としてその維持確保を図り、現在の約1割増の水準をめざします。

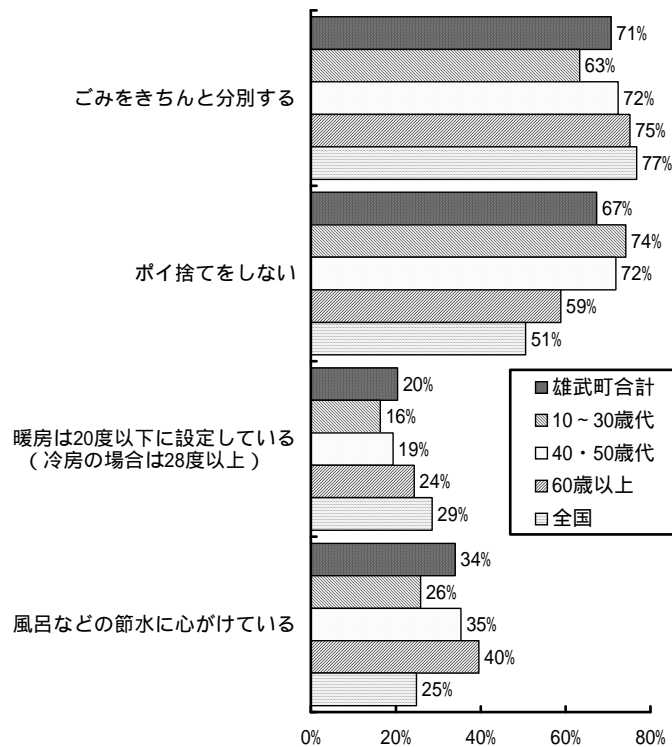
災害・犯罪・交通事故による死亡者数は、0人をめざします。

項目	18年度実績	29年度目標
ごみ分別・ポイ捨てゼロ・省エネ・節水の実践度（4項目平均） まちづくりアンケート	48%	60%
公共交通の満足度 まちづくりアンケート	22%	25%
災害・犯罪・交通事故による死亡者数	7人	0人 (20～29年度累積)

循環型社会づくりによる「うるおい・雄武」の創造



〔参考〕環境のために「いつも行っている」割合



資料：「雄武町まちづくりアンケート調査（平成 18 年 12 月～19 年 1 月）」

## 5 ささえあい・雄武 ～協働によるまちづくりの推進～

「自分でできることは自分で」(自助)、「地域でできることは地域で」(共助)、「自分や地域でできないことを公共が支える」(公助)という「補完性の原則」を基本に、町民一人ひとりが、積極的に参画し、共に考え、共に創るまちづくりが推進されています。

評価、見直しが随時行われるなど、民間の知恵と工夫が至るところに導入され、住民本位の自治体経営が実現しています。業務の民間化などによる、公共サービスの担い手の変化が進むことにより、地域の新しい雇用創出効果を生み出すとともに、地方分権などに対応していくための広域連携も進んでいます。

私たちは、協働によるまちづくりの推進を通じて、そんな「ささえあい・雄武」を創ります。

### ささえあい・雄武 ～協働によるまちづくりの推進～

住民と行政が共に考え、共に創るまちを築きます。  
地方分権に対応できる自治体基盤を築きます。

### 政策指標の設定

「協働によるまちづくり」の「推進度」を表す具体的な指標として、まちづくりアンケートに基づくまちの住みよさ、行財政運営の満足度、住民参加がしやすいと感じている割合と、広域連合設置数を設定します。

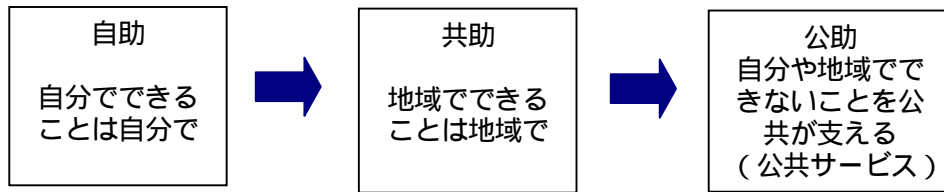
第5期総合計画の取り組み全体を通じて、まちの住みよさは、現在の約1割増の水準を、行財政運営の満足度は、現在の2.5倍の水準をめざします。また、住民参加がしやすいと感じている割合は、現在、実績値を把握していませんが、50%をめざします。

広域連合の設置が行財政基盤の強化の重要な鍵になると考えられることから、その設置数1を政策指標に設定します。

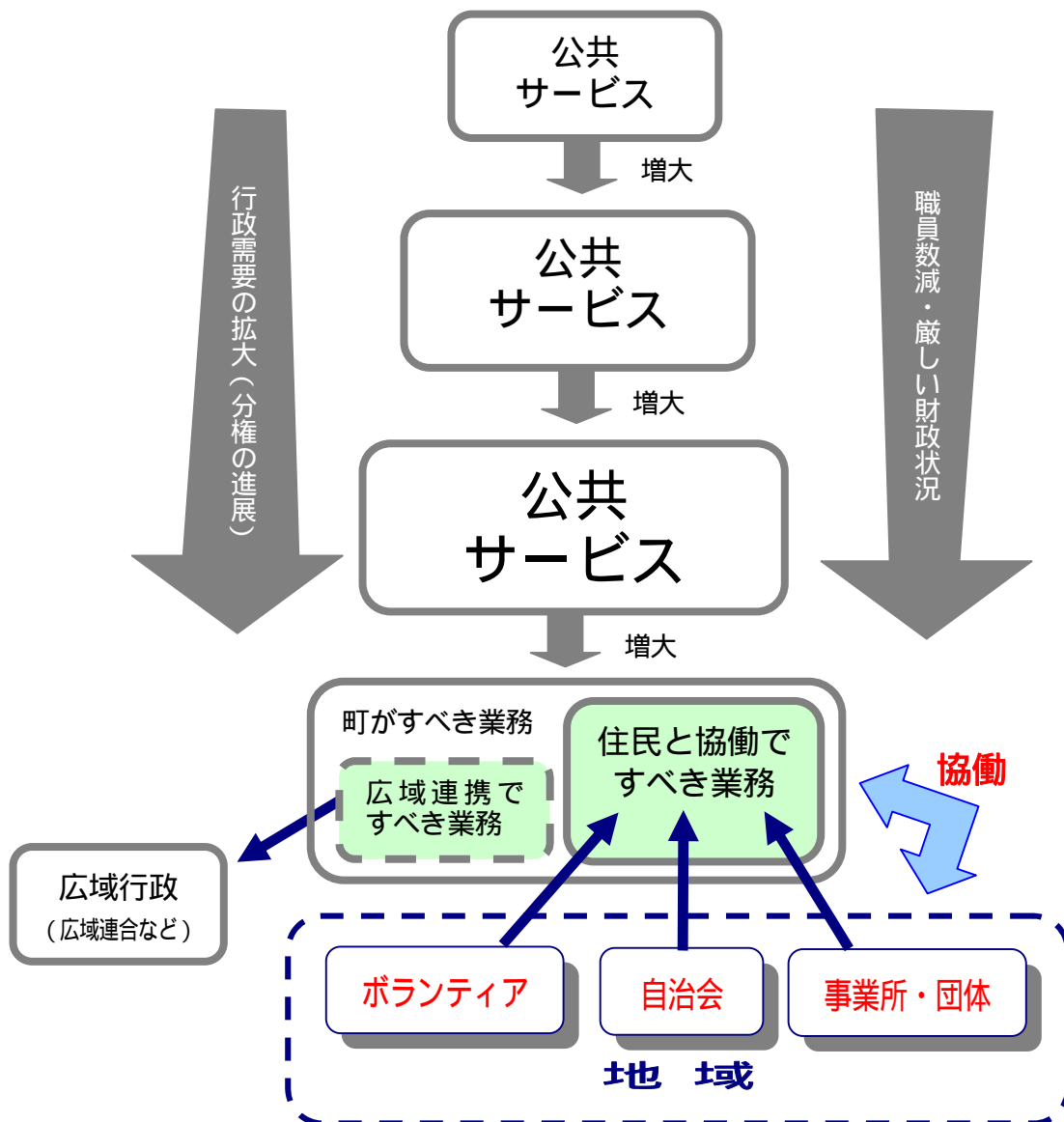
項目	18年度実績	29年度目標
まちの住みよさ まちづくりアンケート	61%	70%
行財政運営の満足度 まちづくりアンケート	8%	20%
住民参加がしやすい と感じている割合 まちづくりアンケート	未調査	50%
広域連合設置数	未設置	1カ所



協働の前提（補完性の原則）



協働のまちづくりのイメージ（共助・公助のあり方）



## 基本構想の体系図

【将来像】

【政策目標】

### 変革と創造に挑むまち・雄武

- 1 はつらつ・雄武 ～地域産業の振興～  
「モノづくり力」を高め、力強い雄武ブランド産品を生産します。  
海、山、人の地域資源の活用・融合を図ります。
- 2 ぬくもり・雄武 ～保健・医療・福祉の充実～  
まちぐるみの見守り、子育て、健康づくりを進めます。  
いつでも安心できる医療をめざします。
- 3 のびやか・雄武 ～教育・文化の振興～  
生きる力、学ぶ意欲を育成します。  
町民が学習・スポーツから地域文化を創造します。  
町民が多様な文化にふれて、豊かな創造力を育てます。
- 4 うるおい・雄武 ～生活環境・生活基盤の充実～  
恵まれた自然環境を、後世に残します。  
安全・快適に暮らせるまちづくりを進めます。
- 5 ささえあい・雄武 ～協働によるまちづくりの推進～  
住民と行政が共に考え、共に創るまちを築きます。  
地方分権に対応できる自治体基盤を築きます。

## 第4章 土地利用基本構想

土地は、将来にわたっての生活や生産活動の基盤であり、長期的視点に立ち、合理的な利用を図ります。

### 1 市街地・集落での有効な土地利用の推進

---

都市計画区域である雄武市街地と魚田地区、漁村集落である幌内地区、沢木地区については、農地や自然的土地利用との調和のもと、住宅用地や工業用地、商業・業務用地の機能的な配置に努めます。また、公園や広場等の確保を図るとともに、空き地・空き家等の有効利用に努めます。

各漁港については、漁業生産性向上を図る観点から、漁港の整備計画などに基づいた漁港施設用地の有効活用を図っていきます。

### 2 優良農地の確保

---

農地は、わが町の基幹産業である農業の礎であることから、各種基盤整備事業の推進による高度利用を図るとともに、農地の流動化により、遊休農地や低利用地の再利用に努めます。また、農用地の無秩序な転用を防止します。

### 3 自然環境の保全・活用

---

森林・湿地・原野・自然海岸など自然的土地利用が行われている地域については、その計画的な保護・育成に努めるとともに、生態系や水循環などへの影響や、防災面等に十分配慮しながら、住宅用地や産業用地としての転用や、観光・レクリエーション資源としての活用を検討していきます。

## 第5章 計画の進行管理

第5期総合計画が真に“地域経営の指針”となるために、徹底した行政評価をはじめとする進行管理を以下の手法で進めます。

### 1 計画・実施・評価・改善のサイクル化

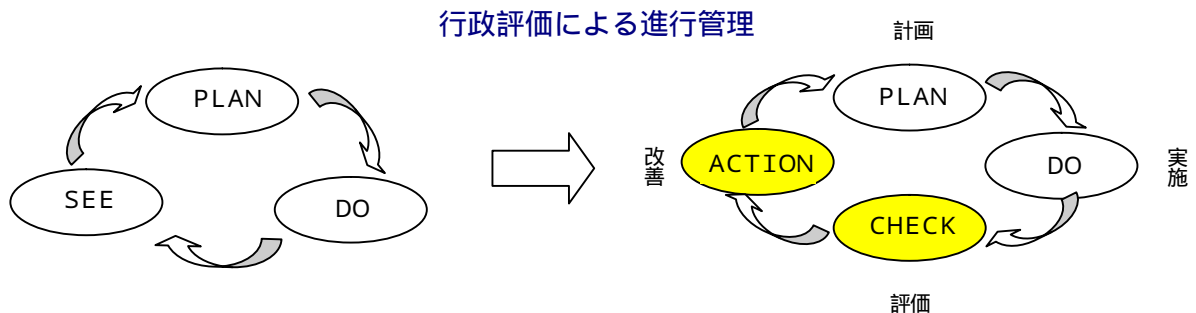
計画を着実に実行し、その効果を最大限に高めるために、計画（PLAN）・実施（DO）・評価（CHECK）・改善（ACTION）の「PDCAサイクル」による進行管理を図ります。また、実施計画を変更する場合にも、改善（ACTION）に対する住民意思を反映させます。

### 2 実施計画と予算編成の連動

実施計画を着実に進めるため、計画の実行と毎年の予算編成を連動させ、一体的に進行管理を図ります。

### 3 優先度の設定・管理

個々の事業を予算化する際の基準として、実施計画に実施優先度を明記し、予算に応じた進行管理を図ります。



## 第3編 基本計画

# 政策・施策の体系

基本計画では、基本構想で定めた5つの政策目標を達成するため、24の基本施策と83の単位施策を体系化します。基本施策には、目標として「基本施策がめざす雄武の姿」と「基本施策指標」を設定します。

## 政策・施策の体系

政策目標	基本施策	めざす姿	単位施策
地域つ産ら業つの・振興武	1 農業の振興	わが国の食料供給基地の一翼	(1) 土地基盤の充実 (2) 担い手(人・組織)の強化 (3) 生産技術の向上 (4) 安全・安心な農業の振興 (5) 農業による地域の活性化
	2 林業の振興	百年先を見据えた地域林業	(1) 生産体制の強化 (2) 多面的機能の発揮
	3 水産業の振興	雄武ブランドとして高い評価	(1) 水産資源の保護・増大 (2) 経営基盤の強化 (3) 消費・流通対策の拡大
	4 商工業の振興	高品質の生産・建設、市場拡大	(1) 事業所の体力づくりへの支援 (2) 多様なビジネス展開の促進 (3) 住民を支える商店街づくりへの支援 (4) 勤労者の就労環境の向上
	5 観光の振興	観光客が堅調に増加	(1) 雄武観光の売り込み (2) 雄武観光の魅力化 (3) おもてなし力の強化
保健・ぬくもり・福祉の充実武	6 保健・医療の充実	医療確保、元気な住民が増加	(1) 主体的な健康づくりの促進 (2) 成人保健の充実 (3) 母子保健の充実 (4) メンタルヘルス対策の推進 (5) 地域医療体制維持の確立
	7 高齢者支援の充実	高齢者が安心・いきいき	(1) 介護サービスの充実 (2) 生活支援の充実 (3) 社会参加の促進
	8 子育て・子育ての充実	地域全体で子育て	(1) 「子育て」支援の強化 (2) 「子育て」支援の強化 (3) 少子化問題への対応 (4) ひとり親家庭支援の充実
	9 障がい者支援の充実	障がい者が自立・いきいき	(1) 自立支援対策の推進 (2) ニーズに対応した教育・保育の推進 (3) 社会参加の促進
	10 地域福祉の推進	誰もが地域で自立・安心	(1) 福祉意識の醸成 (2) ボランティアの育成とネットワーク化の促進 (3) 地域の「たまり場」づくりの促進 (4) 人にやさしいまちづくりの推進
	11 社会保障制度の充実	制度の安定した運営	(1) 国民健康保険・後期高齢者医療保険運営の安定化 (2) 年金相談対応等の充実 (3) 介護保険運営の安定化 (4) 低所得者の自立の支援

政策目標	基本施策	めざす姿	単位施策
教育・文化の振興 のびやか・雄武	12 学校教育の充実	意欲をもった子どもたちが育つ	(1) 小中学校の教育内容の充実 (2) 小中学校の教育環境の充実 (3) 開かれた学校づくりの推進 (4) 不登校等の子どもたちへのサポートの推進 (5) 高校への継続的な支援
	13 生涯学習・生涯スポーツの推進	活動を楽しみ、まちづくりに還元	(1) 推進体制の強化 (2) 学習・スポーツ活動の推進 (3) 青少年教育の推進 (4) 図書サービスの充実 (5) 施設・備品の有効活用
	14 芸術・文化の振興	意欲的な文化活動、新たな地域文化	(1) 歴史文化の保存と継承 (2) 芸術・文化活動の促進 (3) 新たな文化の創造
生活環境・生活基盤の充実 うるおい・雄武	15 環境の保全	自然の循環メカニズムの保全、美しいまち	(1) 自然環境の保護・再生 (2) 地球環境保全対策の推進 (3) 景観形成・環境美化・公害防止の推進 (4) ごみ・し尿処理の推進 (5) エネルギーの有効利用
	16 交通体系の整備	道路環境の向上・公共交通の確保	(1) 道路環境の向上 (2) 公共交通の維持・確保
	17 上・下水道の整備	水の安定供給、排水の適切な浄化	(1) 水道の安定供給 (2) 下水道の普及促進
	18 住環境の整備	良好な住宅の確保、公園充実	(1) 良好な住宅・宅地の供給 (2) 良好な住生活の確保 (3) 公園・緑地の充実 (4) 都市計画の推進
	19 消防・救急・防災体制の強化	地域ぐるみで安心な備え	(1) 災害予防対策・危機管理対策の強化 (2) 応急体制の強化 (3) 消防・救急体制の充実
	20 防犯・交通安全の推進	犯罪や事故のないまち	(1) 防犯体制の強化 (2) 交通安全対策の推進
	21 情報通信網の整備・充実	情報を生活や産業振興に活用	(1) 地域情報化の推進 (2) 行政情報化の推進
協働によるまちづくり ささえあい・雄武	22 住民主体のまちづくりの推進	連帯感と情熱あふれる地域づくり	(1) 地域づくり活動の促進 (2) まちづくり情報の共有化 (3) 住民との協働体制の構築
	23 多様な交流の促進	多様な分野で交流が進む	(1) 国際交流の促進 (2) 地域間交流の促進 (3) 男女共同参画の推進
	24 効果的・効率的な行政経営	住民本位の自立した行政経営	(1) 計画行政の推進 (2) 職員の高活性化 (3) 地方分権型行政の推進 (4) 財政の安定化

# 政策目標1 はつらつ・雄武 ～地域産業の振興～

## 基本施策1 農業の振興

### 基本施策をとりまく環境変化

わが町の酪農・肉用牛生産は、豊富な土地基盤を背景に規模拡大を進めてきましたが、後継者不足が顕在化しているため、担い手の育成・確保と生産性の高い経営基盤の確立が極めて重要な課題となっています。また、生乳の消費低迷は生産調整などの大きな影響が生じるため、消費拡大の啓蒙・普及も課題となっています。

わが町が持続可能な農業を展開していくためには、環境への十分な配慮が必要です。家畜排せつ物の適正処理を一層進めるとともに、処理後の堆肥を農地に還元し、循環型農業を展開していくことが重要です。

BSEや食品不正表示の問題を契機として、食の安全に対する関心が高まっています。今後も、各農家やJA、乳業メーカーが連携し、生産・加工・流通の各段階におけるリスク管理を徹底する必要があります。

わが町の農業は、気候や土壌の特性から酪農・肉用牛生産が中心ですが、飼料としての牧草やデントコーン、近年ではダツタンそばなどの栽培も行われています。小規模であっても、加工など二次的効果が期待できる畑作振興も必要です。

また、わが町の農業は、一元集荷体制を基本とする酪農が主体であることから、加工や直売などによる地域ブランド化の取り組みがあまり進められていません。しかし、地産地消を通じた食育などの効果を考える中で、こうした取り組みを進めていくことも必要です。

### 基本施策がめざす雄武の姿

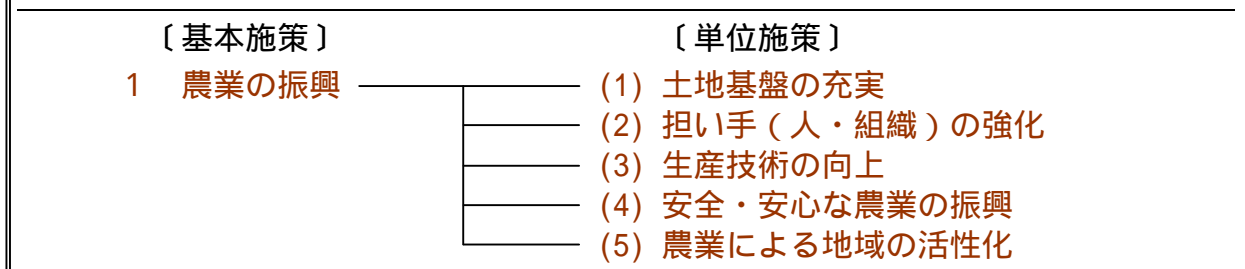
意欲ある担い手によってゆとりある農業生産が行われ、わが国の食料供給基地の一翼を担っています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
農業生産額	40億円 (17年度)	43億円	➡	生産農業所得統計
農家戸数(生乳出荷)	76戸	76戸	➡	業務取得
後継者対策・酪農体験の実習生年間受入人数	2人	5人	➡	業務取得
新規就農戸数	0戸 (15～18年度)	2戸 (20～24年度)	➡	業務取得
農業生産法人数	3法人	5法人	➡	業務取得
生乳生産量	35,853 t	42,848 t	➡	業務取得



## 基本施策の体系



## 単位施策の内容

### (1) 土地基盤の充実

関係機関と連携しながら、かんがいや、草地更新など土地利用の基盤整備を円滑に推進するとともに、こうした基盤を適切に維持管理します。また、担い手への農地集積を誘導します。

### (2) 担い手（人・組織）の強化

農業後継者を育成・確保し、作業効率化により営農を強化するために、新規就農支援や、酪農ヘルパーの強化、預託飼養の推進、コントラクター組織の育成、TMRセンターの設置、農業生産法人の育成などを働きかけていきます。

コントラクター：飼料の収穫などを請け負い、個人で大規模に経営する酪農家の作業軽減を図る組織。  
TMRセンター：酪農家数件で法人化し、草地管理、自給飼料の共同調整・貯蔵及びTMR（混合飼料）の調整・宅配までをシステム化して共同運営・共同経営する組織。

### (3) 生産技術の向上

農業改良普及センターなどと連携し、酪農経営について、適切な飼料給与や、飼養管理技術の改善など、生産技術を向上するとともに、集約放牧や搾乳・ほ乳ロボット、有機酪農など多様な生産技術を研究します。

### (4) 安全・安心な農業の振興

家畜ふん尿処理施設の整備と、家畜排せつ物の有効利用を働きかけていきます。また、農業者・農業団体と連携しながら、農薬・化学肥料の投与減によるポジティブリストへの対応や、使用済み農業用資材回収を徹底するとともに、漁業・水産加工業と連携した環境保全対策を推進します。さらに、農場HACCPなど、農畜産物の生産・加工・流通の各段階におけるリスク管理を徹底します。

ポジティブリスト：残留農薬について、原則すべてを禁止し、「残留を認めるもの」のみを一覧表にして示したものの。わが国においても平成18年5月から導入されている。

農場HACCP：HACCP（ハサップ）とは、原料の入荷から製造、出荷までの全ての工程において、危害を防止するための重要な工程を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録（モニタリング）し、異常が認められた時点で対策を取り、問題を解決する衛生管理手法。主に最終製品の抜き取り検査によって行う従来型の衛生管理手法と対比される。農場は、開放空間で生きた家畜を扱うため、外部から遮断された食品製造工場と同レベルのHACCPを導入することは困難であるが、この考え方を取り入れ、衛生管理手法をレベルアップさせることができると考えられている。

### (5) 農業による地域の活性化

加工品の企画・開発を進めるとともに、直売・ネット販売の強化や、学校給食、イベントでの地産地消の拡大などにより、雄武産農畜産物のブランド力を底上げします。

快適な農村環境づくりを進めるとともに、グリーン・ツーリズムの振興をめざし、農業体験の受け皿づくりを進めます。

## 基本施策2 林業の振興

### 基本施策をとりまく環境変化

わが町を含む北見山地は、エゾマツ、トドマツ、イタヤ、ミズナラ、かば類などの豊富な森林資源を有し、地域の林業はわが国の近代化に大きく貢献しました。

昭和30年代以降、安価な外材の輸入により価格競争力が低下し、わが国全体の林業が低迷する中、わが町においても、素材生産・出荷はわずかで、将来的な活用や治山、環境保全を目的とした育成・管理が業務の中心になっています。また、担い手の減少や高齢化も課題となっています。

近年、地球規模での環境保全に対する意識の高揚から、開発途上国での乱伐を抑制し、山林地域における水源の涵養や、災害の抑制、環境や景観保全などにつながる国内林業の見直しの動きが進んでいます。近隣自治体では、森林認証の国際規格(FSC)や全国規格(SGEC)を取得し、地場産材の付加価値を高め、地域づくりにつなげていこうとする動きが拡大しています。

わが町においても、こうした観点に立って町内の森林の社会的な価値を高め、木材・林産物生産につなげていくことが重要です。

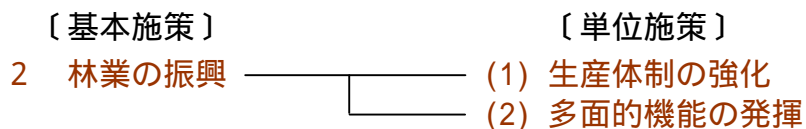
### 基本施策がめざす雄武の姿

百年先を見据えた地域林業により、木材や林産物が私たちの、そして全国の人々の生活に活かされています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
町有林・民有林の人工造林面積	57ha	60ha	▲	業務取得
町有林・民有林の除間伐面積	283ha	300ha	▲	業務取得
森林作業員数	29人	29人	▶	業務取得

## 基本施策の体系



## 単位施策の内容

### (1) 生産体制の強化

福利厚生面への支援などによる担い手の確保や、機械化等による一層の作業合理化、林道や作業道などの整備を進め、造林、下刈り、間伐など、計画的な保育と、原木・チップなどの生産・加工を働きかけていきます。

### (2) 多面的機能の発揮

町内森林の多面的機能を発揮させるため、魚つきの森の育成などによる上下流の生態系循環の確保や、水源涵養・災害防止につながる治山事業の推進、森林体験の拡大、特用林産物やバイオマスの研究などを進めます。

## 基本施策3 水産業の振興

---

### 基本施策をとりまく環境変化

---

水産業はわが町の基幹産業となっており、水産加工業など関連産業への波及効果も大きく、地域経済全体の活性化を図る上でも根幹をなしています。

生産性向上や港内静穏度向上、就業環境改善を図るため、国・道により漁港整備が進められているほか、冷蔵施設やH A C C P 対応の加工施設など、関連施設の充実が図られてきました。また、「つくり育てる漁業」の促進に向け、ホタテ漁業の自賄い体制の確立やサケ・マスのふ化放流事業への支援、ウニの増殖場整備などを進めてきました。

H A C C P (ハサップ): 原料の入荷から製造、出荷までの全ての工程において、危害を防止するための重要な工程を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録(モニタリング)し、異常が認められた時点で対策を取り、問題を解決する衛生管理手法。主に最終製品の抜き取り検査によって行う従来型の衛生管理手法と対比される。

漁協や水産加工協を中心にブランド化の取り組みが進み、雄武前浜産の「めじか」、毛ガニ、ホタテ、さらにはコンブやタコなどが市場での高い評価につながっています。また、販売についても、平成 10 年度に漁協直販店「海鮮丸」が開設され、平成 18 年度に水産加工協産直店が「海宝」の名称で移転開設されるとともに、道外での展示即売やネット販売などの取り組みも進められています。

水産業を取り巻く情勢は、健康食材として国際的に需要が高まるなど、追い風も期待されますが、水域環境保全に対する費用負担や漁船燃料の高騰などによる生産コストの増大、水産物輸入増大に伴う魚価の相対的な低迷、ロシアからの加工原魚輸入の先行き不透明感など、多様な課題に直面している状況です。

しかし、わが町の水産業の発展は、「確かな地域力」で町を牽引していくため、そして、わが国の食料自給を確保していくために極めて重要です。これまでの成果を継承しながら、「つくり育てる漁業」を基軸に、安定した漁獲と漁業資源の維持培養を進め、地域ブランドとしての格を向上させていくことが期待されます。

### 基本施策がめざす雄武の姿

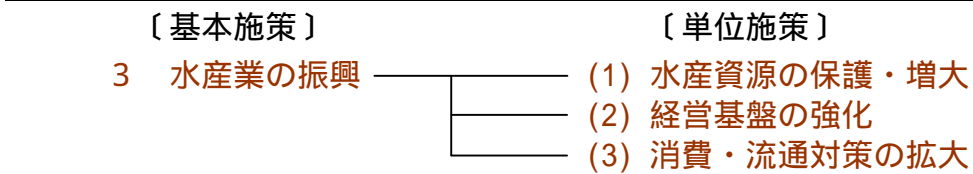
---

流氷が育む良好な生息環境のもと、多様な水産資源が適切に管理・漁獲され、雄武ブランドとして高い評価を受けています。

### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
漁業生産額	40億円	45億円	▲	業務取得
ホタテ生産量	7,911 t	15,000 t	▲	業務取得
サケ・マス漁獲量	3,672 t	3,800 t	▲	業務取得

### 基本施策の体系



### 単位施策の内容

#### (1) 水産資源の保護・増大

漁協などと連携しながら、ホタテ稚貝の中間育成施設、ホタテ貝の漁場の「沖出し」を実施し、漁獲の安定につなげます。また、サケ・マスの回帰率向上のための取り組みや、囲い礁整備などによるウニの増殖、ハタハタの放流などを進めるとともに、カニ類などの資源管理を徹底し、漁場の環境保全対策を進めます。

#### (2) 経営基盤の強化

漁協などと連携し、制度融資など経営体の経営改善につながる取り組みを進めるとともに、安全で安定した操業につながる漁港整備を国・道に働きかけます。

また、海難事故防止対策を充実するとともに、遊漁との共存ルールを徹底します。

#### (3) 消費・流通対策の拡大

地域が一体となって、水揚げから加工、流通に至る衛生管理や鮮度・品質の保持を進め、雄武ブランドの付加価値を高めます。また、新しい加工品の開発や効果的な販売戦略を創意・工夫し、消費の拡大につなげます。さらに、漁業・水産加工の公開や体験など、マリン・ツーリズムを展開していきます。

## 基本施策4 商工業の振興

---

### 基本施策をとりまく環境変化

---

わが町の製造業は、出荷額の97%を食品加工業が占めており、そのほとんどが地域の原料の活用を基本とした地場産業です。景気の低迷や燃料費の高騰、原魚の供給ルート不安定さなど、厳しい経営環境が続いており、加工の付加価値の向上や市場の拡大などに努めていく必要があります。

建設業は、公共事業や住宅需要の減少により、わが国全体で産業規模の縮小を余儀なくされ、特に道内はその傾向が顕著です。わが町では、異業種への進出などに活路を開く事業所もみられますが、今後も、道や関係団体と連携しながら、本業の安定を基本に、企業力等の強化を促進していく必要があります。

わが町の商業は、平成16年の年間商品販売額が小売業と卸売業を合わせて約125億円であり、この間、100～125億円前後で推移しています。小売業は、近隣市などの大型小売店への消費流出が進み、町内の商店数・従業者数は減少の一途をたどっています。しかし、わが町は、日用買回り品などは商圈の独立性が保たれていることから、今後も町民ニーズに沿った店づくりを支援し、こうした小売業を振興していくことが重要です。

一方、物品のレンタルやサービスの提供・仲介などを行う「サービス業」は、現代の商業における主要な位置を占めています。多様なビジネスモデルの開拓などにより、マーケット規模の拡大が期待できるため、こうした「サービス業」に焦点をあてた振興策を進めていくことも必要です。

人口減少と高齢化は、わが町だけでなく、わが国全体で進みます。商業は、これまでのように域内マーケットだけに依存するのではなく、ネット販売などを活用して、域外マーケットへの参入を図ることが重要です。また、水産加工業をはじめ、域外マーケット産業である製造業は、地域の他の産業との連携を深め、雄武ブランドとして付加価値を高めていくことが重要です。

### 基本施策がめざす雄武の姿

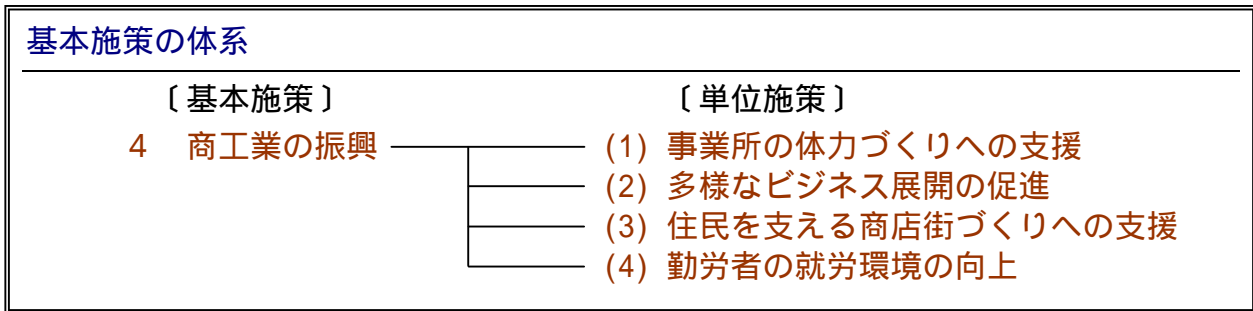
---

高い技術力に裏付けられた高品質の生産・建設が人々の豊かな暮らしを支えるとともに、全国をマーケットにした商業が展開しています。

### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
製造品出荷額等 (食料品+その他)	163億円 (平成17年)	180億円	➡	工業統計調査
建設業就業者数	308人 (平成17年)	300人	➡	国勢調査
年間商品販売額	125億円 (平成16年)	140億円	➡	商業統計調査
サービス業就業者数	858人 (平成17年)	850人	➡	国勢調査
異業種進出企業数	2 法人	5 法人	➡	業務取得
異業種連携により開発 された特産品の累積数	1 品目	5 品目	➡	業務取得

#### 基本施策の体系



#### 単位施策の内容

##### (1) 事業所の体力づくりへの支援

商工会等と連携し、町内企業の技術開発や情報化・近代化、環境対策などへの指導や経済的支援を進めます。

##### (2) 多様なビジネス展開の促進

商工会等と連携し、研修会の充実や異業種交流の拡大などを進め、起業家支援や新しいビジネスモデルの発見など多様なビジネス展開につなげ、内発的な地域産業を育成します。

##### (3) 住民を支える商店街づくりへの支援

住民生活にとって欠くことのできない商店街の活性化のため、連携・協働による支援を進めます。

##### (4) 勤労者の就労環境の向上

就労対策における、就労環境の向上などを関係機関に働きかけていきます。

## 基本施策5 観光の振興

### 基本施策をとりまく環境変化

わが町の観光は、ドライブやツーリング・サイクリングの方々、釣り客、ツアー旅行者を中心とした立ち寄り型で、北海道観光のメインルート上にないこともあり、集客は年間12万人程度と少なく、年々、減少傾向となっています。

「ホテル日の出岬」の海を眺める露天風呂や、「岬の展望台ラ・ルーナ」、「道の駅展望塔」、飲食・土産店、各種イベントなどが観光資源ですが、集客力の脆弱性は否めません。

しかし、人々の自然志向や健康志向が高まる中、全国的に希少なオホーツクの自然を背景に、本物の食の魅力を堪能できるわが町の観光は、これから大きく飛躍することが期待できます。

そのため、全国級の地域資源である流水や釣り、野花、牧野景観、農水産物などの観光活用を図り、それらの魅力を多様な手段で積極的に情報発信するなど、長期的ビジョンに立って、観光の振興を図っていくことが必要です。

特に「ホテル日の出岬」は、オホーツク地域の宿泊施設として、内外に広く知られていますが、地元の食材をもっと採り入れるなど、利用者により満足いただくための一層の工夫が期待されています。

### 基本施策がめざす雄武の姿

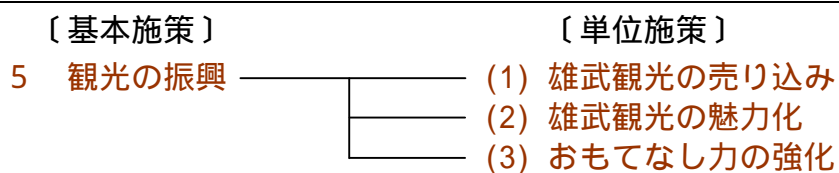
わが町の観光資源が内外から高く評価され、観光客が堅調に増加しています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
年間観光入り込み客数	12.4万人	13万人	➡	北海道観光動向調査
観光イベント参加者数	2.6万人	2.6万人	➡	業務取得
観光の満足度（住民）	13%	20%	➡	まちづくりアンケート



## 基本施策の体系



## 単位施策の内容

### (1) 雄武観光の売り込み

流氷とカニ・ホタテ・サケ・乳製品があり、斜網海岸や稚内西海岸に負けない広大な海岸酪農景観を楽しむことから、「北海道で最も北海道らしいまち」として、全国に雄武観光を売り込みます。

また、都市居住者が好奇心や探究心を持つ雄武ならではの「エピソード」をタイムリーに情報発信します。

### (2) 雄武観光の魅力化

釣りや流氷ウォーク、自然鑑賞、農・水産加工などを「体験メニュー」化し、住民の協力を得ながら、滞在型観光の取り組みと、地域イベントの充実・連携を進めます。

### (3) おもてなし力の強化

心づかいなどの接客マナーの向上、外国人観光客の対応方法の習熟、障がい者を迎える体制づくりなど、おもてなし力を強化します。また、農家・漁家民宿の開設を積極的に支援していきます。

## 政策目標2 めくもり・雄武 ~保健・医療・福祉の充実~

### 基本施策6 保健・医療の充実

#### 基本施策をとりまく環境変化

健康増進法の理念に基づき、住民一人ひとりが自らの健康は自らつくるという意識を持ち、主体的に健康づくりに取り組んでいくことが必要です。

運動不足や食生活の変化などにより生活習慣病が増加し、特に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防対策が急務です。今後、医療保険の保険者（町）が被保険者を対象に行う特定健康診査、特定保健指導を実施し、生活習慣病患者・予備群を減らしていくことが必要です。

高齢者については、こうした疾病予防とともに、心身の機能の維持・向上を図る介護予防の取り組みを進めていくことが必要です。

母と子の健全な発達・発育のために、出産・育児期の親子の疾病予防・健康増進、育児不安の解消などを強化していくことが必要です。

心の病気やストレス、悩みなど、多様な問題の改善・解決に努めていくことが必要です。

医療需要がますます増加、多様化することが予想される中、身近な地域で安心して医療が受けられる体制を確保することとともに、都市部の医療機関と一層、連携を強化していくことが必要です。

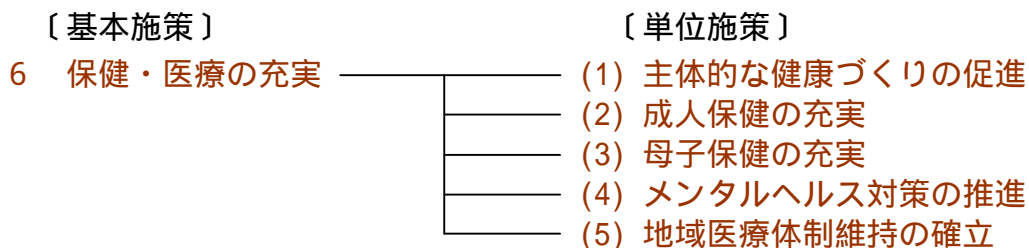
#### 基本施策がめざす雄武の姿

安心して医療を受けられる体制が確保されるとともに、健康で、元気に暮らす住民が増えています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
40～74歳の内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率	-	平成20年度比で10%減	新規	業務取得
特定健康診査の受診率	-	65%	新規	業務取得
健康づくり事業の参加人数	993人	1,200人	▲	業務取得
乳幼児健診の受診率平均	98.1%	98.5%	▲	業務取得
育児不安を感じる親の割合	48.3% (16年度)	30%	▼	業務取得
公的医療機関の設置数	1カ所	現状維持	▶	業務取得

## 基本施策の体系



## 単位施策の内容

### (1) 主体的な健康づくりの促進

多くの住民が健康づくり活動に主体的に取り組めるよう、保健分野を軸に生涯学習・生涯スポーツ分野が連携して、様々な健康づくり事業を推進します。

### (2) 成人保健の充実

特定健康診査やがん検診などにより、疾病の早期発見に努めるとともに、生活習慣病予備群の方などに対して適切な保健指導を実施し、重度化を防止します。

### (3) 母子保健の充実

母と子の健康の増進と、疾病や障がいの早期発見、育児不安の軽減を図るため、母子保健を充実します。

### (4) メンタルヘルス対策の推進

住民の悩みや不安の改善・解消や、精神障がい者の社会参加の拡大を図るため、各種メンタルヘルス対策を推進します。

### (5) 地域医療体制維持の確立

安心して医療が受けられるよう、町内での初期医療体制を確保するとともに、道立紋別病院の機能の確保を働きかけます。また、他の病院との広域的なネットワークによる連携に努めていきます。

## 基本施策7 高齢者支援の充実

### 基本施策をとりまく環境変化

平成 12 年度に高齢者介護を社会全体で支えるしくみとして介護保険制度が導入され、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）をはじめ通所介護、訪問介護、短期入所などが介護保険サービスに組み込まれ、以来、この介護保険サービスと介護保険外の保健福祉サービス、そして生涯学習などの社会参加施策が、高齢者支援の柱となっています。

平成 18 年度に、予防重視の理念に基づき介護保険制度が改正され、介護保険の対象である要支援認定者のうち軽度者への重度化防止のためのサービスとして「新予防給付」が、要介護リスクのある高齢者へのサービスとして「地域支援事業」が導入されました。わが町では、「地域支援事業」を平成 18 年度から、「新予防給付」を平成 19 年度から導入しています。「地域包括支援センター」で高齢者一人ひとりにふさわしい「介護予防ケアマネジメント」を行いながら、「運動機能の向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」などを進めていくことが必要です。

介護保険制度以外の福祉サービスとして、入浴優待券の交付など各種のサービスを実施するとともに、老人クラブの育成などを進めています。高齢化の一層の進展に対応し、高齢者がいきいきと地域で生活できるよう、支援を強化していくことが必要です。

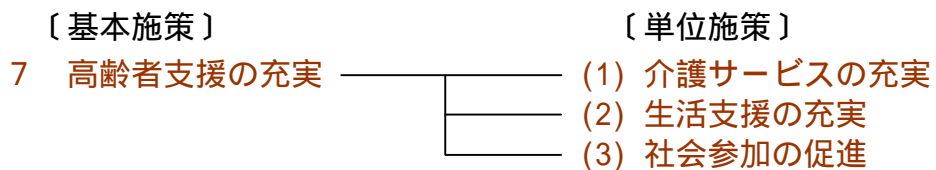
### 基本施策がめざす雄武の姿

高齢者が誇りと生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
要介護認定率	16.0%	17.7% (介護予防効果なしで19.0%)	➡	雄武町第3期介護保険事業計画
訪問介護の年間利用延回数	2,594回	2,900回	➡	業務取得
デイサービスセンターの月平均利用人数	354人	540人	➡	業務取得
介護保険施設入所者数	62人	75人	➡	業務取得
地域支援事業利用者数	5人	94人	➡	業務取得
高齢者が生きがいを持って生活している割合	未調査	80%	新規	業務取得

## 基本施策の体系



## 単位施策の内容

### (1) 介護サービスの充実

要介護状態になっても地域で安心して暮らしていけるよう、介護サービスを充実するとともに、状態の改善、重度化予防を目指して、予防サービスを充実します。

### (2) 生活支援の充実

生活機能低下の予防を図るため、地域支援事業での介護予防事業を推進するとともに、各種の在宅福祉事業等の活用や、ボランティアの協力を得ながら、高齢者の見守りや日常生活支援を進めます。

### (3) 社会参加の促進

高齢者自らが生きがいを創り出すとともに、地域づくりへの参画を促進することを目的に、老人クラブの活性化など、生きがい活動を促進します。

## 基本施策8 子育て・子育ての充実

### 基本施策をとりまく環境変化

子どもたちが健やかに育つ「子育て」のためには、子どもたち一人ひとりが、安全、安心な環境のもと、いきいきと活動できる地域づくりが重要です。

「子育て」の喜びを感じ、子どもと親が共に成長していくためには、ゆとりを持って子育てができる地域づくりが重要です。

子育て・子育てを応援するために、わが町では、保育所での保育サービスの提供や、学びや遊びの場としての「風の子児童センター」の運営、そのほか、乳幼児医療費助成や児童手当の支給などを行っています。

保育所では、保育ニーズの多様化に対応するため、低年齢児の受け入れや、入所していない子供を一時的に預かる「一時保育」などの特別保育事業の拡大を図ってきました。

少子化が進み、地域の保育所の児童数が減少する中、教育と保育の一体的な機能が発揮できる「認定こども園」の設置なども検討していく必要があります。

ひとり親家庭への福祉については、町では各種手当、助成を実施するとともに、民生児童委員と連携しながら、相談などに努めています。ひとり親家庭の多くは、就業の問題や子どもの養育、進学など様々な問題を抱えている状況にあり、自立支援の一層の強化が必要です。

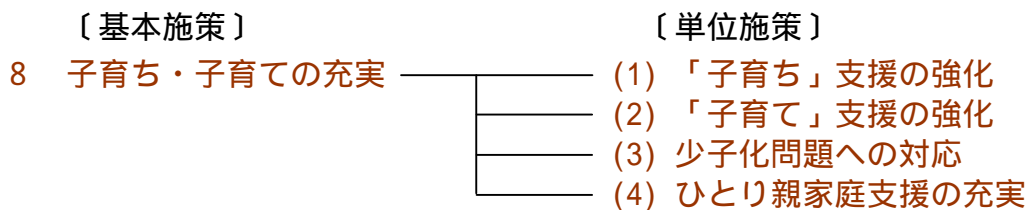
### 基本施策がめざす雄武の姿

子育てが地域全体で支えられ、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、安心して子どもを産み、育てています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
保育所利用率	46.7%	57.5%	➡	業務取得
保育所の保育内容の満足度	80%	90%	➡	業務取得
児童センター利用者数	80.7人/日	85人/日	➡	業務取得
子育て支援センターの利用件数	2,115件	3,000件	➡	業務取得
「子育て支援」全体の満足度	16%	40%	➡	まちづくりアンケート

## 基本施策の体系



## 単位施策の内容

### (1) 「子育て」支援の強化

保育所や児童センターにおいて、自然体験や多世代交流などを積極的に採り入れた保育・教育を推進するとともに、身近で安全な遊び場の確保や、児童虐待の防止対策の推進、さらにはまちぐるみでの見守りなどの安全な生活環境づくりなどに努め、「子育て」支援を地域と一体となって進めます。

### (2) 「子育て」支援の強化

保育サービスは、低年齢児保育や、一時保育など多様な保育ニーズに対応していくとともに、町内各保育所は認定こども園への統合再編を進めます。また、子育て不安の軽減を図るため、子育て情報の提供や、相談、交流の機会拡大を進めます。

### (3) 少子化問題への対応

子ども時代から「結婚や子どもを持つこと」の大切さ、喜びなどを積極的に啓発するとともに、国・道などと連携しながら、出産や子育てなどに関する経済的支援を推進します。

### (4) ひとり親家庭支援の充実

経済的、精神的不安を軽減するため、民生児童委員や社会福祉協議会などと連携しながら、相談体制を充実するとともに、各種経済的支援制度の周知と活用を促進し、ひとり親家庭の経済的安定と自立につなげます。

## 基本施策9 障がい者支援の充実

### 基本施策をとりまく環境変化

障がい者は、年齢や、障がいの重さ・部位、生活状況などが様々であり、一人ひとりが日々の生活の場面で多種多様な支援ニーズを持っています。

わが町では、これまで、ホームヘルプサービスの提供や施設入所への支援などに努めてきましたが、町内に通所施設や福祉作業所がないため、広域での対応となっているものも多い状況です。

平成 18 年度から障害者自立支援法が施行され、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者への一元的な福祉サービス提供、障害程度区分の認定、応益負担などの仕組みが新たに導入されました。また、就業支援の強化や、施設中心から在宅中心の生活への移行などが図られることとなりました。

また、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症など発達障がい者（児）について、平成 17 年度から発達障害者支援法が施行されたことから、こうした発達障がい者（児）への支援の強化も図る必要があります。

障がい者が地域で安心して暮らし、様々な活動に参加できるよう、障害者自立支援法による福祉サービスを中心に、保健・医療・福祉、就業、教育、生活環境など、まちづくりのあらゆる面で支援していくことが重要です。

学習障がい（Learning Disabilities）：全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態。

注意欠陥／多動性障がい（Attention Deficit/Hyperactivity Disorder）：不注意、多動性、衝動性などの一定の診断項目が6カ月以上続く状態。

高機能自閉症：知的発達の遅れを伴わない自閉症。

### 基本施策がめざす雄武の姿

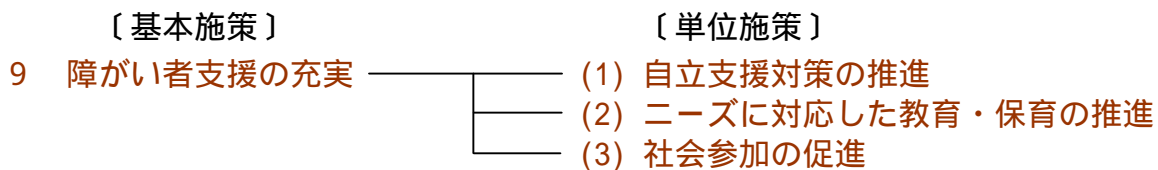
障がいがあっても住み慣れた地域で自立して生活し、多くの人に支えられながら、様々な活動にいきいきと参加しています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
施設・精神科病院から在宅への移行延人数	-	5人 (19～23年度)	新規	第2次雄武町障がい者計画
町地域活動支援センター（仮称）の設置	未設置	設置	新規	第2次雄武町障がい者計画
障がい者支援の満足度	15%	25%	➡	まちづくりアンケート



## 基本施策の体系



## 単位施策の内容

### (1) 自立支援対策の推進

障がい者が、障がいの状況やライフステージ、家庭や住まいの状況などに応じて、安心していきいきと生活ができるよう、障害者自立支援法上のサービスや各種経済的支援などを進めます。

### (2) ニーズに対応した教育・保育の推進

障がい児・親の希望や障がいの実態に応じた保育・教育を受けられるよう、保育所・小中学校のバリアフリー化や、特別支援教育や発達障がい児（者）支援の充実、進路相談体制の充実などを進めます。

### (3) 社会参加の促進

ハローワークや養護学校、事業所等と連携しながら、障がい者の一般就労・福祉的就労の確保に努めます。また、障がい者が多様な活動に参加し、充実した生活ができるよう、町地域活動支援センター（仮称）の設置を進めるとともに、情報提供の充実や、ボランティアによる活動支援体制の確保、移動手手段の確保を進めます。

## 基本施策10 地域福祉の推進

---

### 基本施策をとりまく環境変化

---

少子高齢化の進行、世帯人員の減少、地縁での人間関係の希薄化などにより、高齢者や障がい者、子どもなどを家族や地域社会で支える力が弱まっています。しかし、行政や民間事業者によるサービスとしての福祉には限界があり、それを補うものとして、ボランティアなど自主的な地域福祉活動の推進が重要です。

わが町では、地域福祉の組織的な担い手である社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員、ボランティア団体、小中学校、高校、保育所、地域住民等が連携してこうした地域福祉活動に取り組んでいます。

今後もこうした活動を通じて福祉の心を育み、あたたかな地域のつながりを強めていくとともに、段差の解消など、施設面での福祉的な配慮を進め、誰もが安心して暮らせるまちを築いていくことが必要です。

### 基本施策がめざす雄武の姿

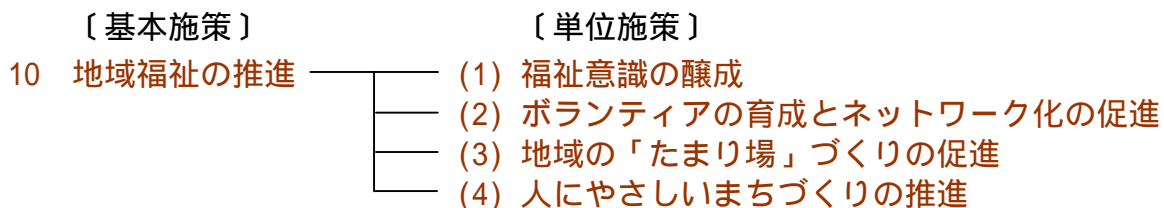
---

誰もが住み慣れた地域社会の中で自立し、安心して暮らしています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
社会福祉協議会ボランティア登録者数	47人	80人	➡	業務取得
福祉施設等での福祉体験の年間延人数	93人	現状維持	➡	業務取得

## 基本施策の体系



## 単位施策の内容

### (1) 福祉意識の醸成

保育・幼児教育、学校教育、社会教育の中で一貫した福祉教育を推進するとともに、広報活動、イベントなどあらゆる機会を通じて、福祉意識を醸成します。

### (2) ボランティアの育成とネットワーク化の促進

ボランティアの体験教室や研修会、交流会の充実により、ボランティアの掘り起こしや資質向上を進めます。また、ボランティア情報の提供や、ボランティア同士の横のつながりをコーディネートし、ボランティアネットワークを強化します。

### (3) 地域の「たまり場」づくりの促進

地域住民が日頃から気軽に集まり、高齢者や子どもたち、障がい者などの交流が繰り広げられる「たまり場」づくり活動を積極的に支援していきます。

### (4) 人にやさしいまちづくりの推進

公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、公益施設や住宅・事業所への波及をうながしていきます。

## 基本施策 11 社会保障制度の充実

---

### 基本施策をとりまく環境変化

---

医療保険については、町は、自営業、無職等の方のための国民健康保険の保険者であり、また、75歳以上の高齢者の医療費を各保険者（国保・健保など）からの拠出金等でまかなう「老人保健医療制度」の実施主体となっています。制度の安定化をめざし、平成20年度から「老人保健医療制度」は「後期高齢者医療保険制度」に移行され、町に代わり、道内の全市町村が加入する広域連合が制度運営を行います。今後も、生活習慣病予防などにより医療費の抑制を図りながら、制度を安定的に運営していくことが重要です。

国民年金制度は、全国民共通の基礎年金の導入など、老後の生活の支えとして大きな役割を果たしてきました。町では、国民年金の老齢基礎年金受給手続きや、保険料免除の相談や申請の受理、社会保険事務所での手続きにつなぐ進達事務などを行っています。今後も、国の社会保険庁改革などに対応しながら、町民の年金受給権を確保していくことが重要です。

平成12年度からスタートした介護保険制度は、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして導入され、介護の基盤づくりに大きな役割を果たしてきました。介護予防の充実などを図りながら、給付費の増加を抑制し、制度の安定化に取り組んでいくことが必要です。

生活保護制度は、低所得者への社会保障として、欠かせないものです。この事務は道（北海道）で行われていますが、町では民生児童委員と協力しながら、保護申請書の提出を受け、福祉事務所に進達しています。また、保護適用者以外の低所得者への相談や支援も行っています。低所得者世帯は、不況などの影響を受けやすく、また社会的に弱い立場にあることが多く、実態と要望を的確に把握し、適切な指導・援助を行っていく必要があります。

### 基本施策がめざす雄武の姿

---

少子・高齢化時代を社会全体で支える社会保障制度の安定した運営が図られています。

### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
国保被保険者1人あたり医療費	396,180円	現状維持	➡	業務取得
一月100万円以上の国保高額受診者数	13人	現状維持	➡	業務取得
介護給付費総額	302,881千円	432,224千円	➡	業務取得
生活保護率	12.5パーセント	12.5パーセント	➡	業務取得
民生児童委員による相談件数	709件	709件	➡	業務取得

パーミル(‰) : 1000分の1のこと

#### 基本施策の体系

##### 〔基本施策〕

##### 11 社会保障制度の充実

##### 〔単位施策〕

- (1) 国民健康保険・後期高齢者医療保険運営の安定化
- (2) 年金相談対応等の充実
- (3) 介護保険運営の安定化
- (4) 低所得者の自立の支援

#### 単位施策の内容

##### (1) 国民健康保険・後期高齢者医療保険運営の安定化

制度の周知・啓発や、適切な納付相談、受診の適正化、特定健康診査・特定保健指導などの展開により、国民健康保険・後期高齢者医療保険運営の安定化に取り組みます。

##### (2) 年金相談対応等の充実

年金制度の意義や役割、各種の保険料免除制度について、広報・相談を充実するとともに、各種申請の受理・進達などの業務を円滑に推進します。また、国の社会保険庁改革に対応し、業務実施体制を整備していきます。

##### (3) 介護保険運営の安定化

予防給付や地域支援事業の充実により介護給付費の増加を抑制し、介護保険を健全に運営します。

##### (4) 低所得者の自立の支援

民生児童委員や社会福祉協議会、福祉事務所などとの連携のもと、低所得者への相談・支援を進めます。

## 政策目標3 のびやか・雄武 ～教育・文化の振興～

### 基本施策12 学校教育の充実

#### 基本施策をとりまく環境変化

平成14年度から、「生きる力」を育てることを重視した「総合的な学習の時間」が導入されました。わが町においても、先生一人ひとりが創意・工夫しながら、自然体験や職場体験、高齢者等とのふれあいなどの活動を展開しています。こうした取り組みを推進しながら、「地域に開かれた学校」を築いていくことが重要です。

一方、子どもたちの学力や規範意識の低下などの問題に対応するため、平成18年12月に教育基本法が改正され、信頼される学校の確立や家庭教育の尊重などが理念として掲げられました。そのための具体策として、全国一斉学力テストや学校評価などが実施されるとともに、授業時間数の増や、教員免許更新制の導入なども進められようとしています。こうした教育改革に迅速に対応しながら、確かな学力を醸成する基礎基本の定着と「生きる力」の育成を図る教育を更に充実していくことが重要です。

いじめや不登校などの教育問題に対しては、学校、家庭、地域が強固に連携しながら、厳しさと深い愛情とともに、責任感を持って取り組んでいくことが必要です。

学校だけでなく、家庭や地域の教育力を育て、学校教育と連携していく取り組みを拡大していくことが重要です。

雄武高校については、地域が一体となり存続を要請していくことが重要です。

#### 基本施策がめざす雄武の姿

郷土への誇りと人を思いやるやさしさを持ち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもった子どもたちが育っています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
AETによる英語の児童・生徒1人あたり時間数	児童 47時間/年 生徒 34時間/年	児童 48時間/年 生徒 37時間/年	➡	業務取得
パソコンの児童・生徒1人あたり時間数	児童 124時間/年 生徒 10時間/年	児童 132時間/年 生徒 46時間/年	➡	業務取得
耐震構造になっている小中学校の割合	50%	100%	➡	業務取得
学校評議員等配置校数	2校	全校	➡	業務取得

## 基本施策の体系

### 〔基本施策〕

#### 12 学校教育の充実

### 〔単位施策〕

- (1) 小中学校の教育内容の充実
- (2) 小中学校の教育環境の充実
- (3) 開かれた学校づくりの推進
- (4) 不登校等の子どもたちへのサポートの推進
- (5) 高校への継続的な支援

## 単位施策の内容

### (1) 小中学校の教育内容の充実

児童生徒一人ひとりに配慮しながら個性を生かす教育を推進し、基礎・基本を定着させる授業、そして、自ら学ぶ意欲を引き出す授業を充実します。

また、自然体験や職業体験、国際理解教育、情報教育、食育など、地域に根ざした特色のある学習を推進します。

### (2) 小中学校の教育環境の充実

北海道教育委員会と連携しながら、研修の充実などにより、教職員等の資質と指導力を向上させるとともに、学校施設・設備の計画的な改修や、廃校施設、余裕教室の有効活用を進めます。また、地域ぐるみの学校安全対策を推進します。

### (3) 開かれた学校づくりの推進

学校・家庭・地域が連携し、特色ある学校づくりや地域に開かれた学校を推進するため、小中学校施設の地域開放の拡大や、PTA活動の活性化、学校評議員制度の活用などに取り組みます。

### (4) 不登校等の子どもたちへのサポートの推進

いじめや不登校などに迅速・的確に対応するため、学校、家庭、地域の緊密な連携のもと、相談・指導を強化します。

### (5) 高校への継続的な支援

雄武高校については、通学費補助や、部活動、芸術活動への補助を引き続き実施するとともに、地域が一体となった存続運動を展開していきます。

## 基本施策13 生涯学習・生涯スポーツの推進

### 基本施策をとりまく環境変化

私たちは、今日の激しい社会の変化に対処するためにも、また、生きがいや自己実現を得ながら、健康でいきいきと暮らしていくためにも、あらゆる機会を利用して、たえず、学び、スポーツを楽しむことが必要です。

住民のニーズなどに沿った学習・スポーツの機会を持てるよう、町では、各種講座やイベント等の開催、文化連盟・体育連盟の各種自主活動の支援などを進めています。

今後も、指導者の養成・確保や活動施設の確保、わかりやすい情報の提供などを通じて、「いつでも・どこでも・だれでも」が学び、スポーツを楽しむまちづくりを進めていくことが必要です。

組織面については、国が提唱する「総合型地域スポーツクラブ」など、住民主体による多世代・多種目型の柔軟な活動組織の育成が期待されます。また、内閣が設置する有識者会議の「教育再生会議」では、人口5万人以下の市町村に教育委員会の広域設置を求めており、広域連合組織の活用を含め、将来的な生涯学習推進体制を模索していく必要があります。

### 基本施策がめざす雄武の姿

住民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイルに応じて、学習やスポーツを楽しみ、その成果が豊かなまちづくりに還元されています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
過去1年間の生涯学習の実施率（参加住民割合）	未調査	48%	新規	業務取得
町主催学習講座の参加率	15.2%	30%	▲	まちづくりアンケート
週に1回以上、スポーツ活動を行う住民の割合	未調査	70%	新規	業務取得
町主催スポーツ講座の参加率	16.3%	30%	▲	まちづくりアンケート
青少年健全育成活動の年間実施回数（民間・行政）	9回	10回	▲	業務取得
子ども会の会員割合	29%	29%	▶	業務取得
スポーツ少年団員数の割合	17%	17%	▶	業務取得
図書の本数1人あたり年間貸出し数	4冊	10冊	▲	業務取得



## 基本施策の体系

### 〔基本施策〕

#### 13 生涯学習・生涯スポーツの推進

### 〔単位施策〕

- (1) 推進体制の強化
- (2) 学習・スポーツ活動の推進
- (3) 青少年教育の推進
- (4) 図書サービスの充実
- (5) 施設・備品の有効活用

## 単位施策の内容

### (1) 推進体制の強化

生涯学習・生涯スポーツ推進体制を強化するため、多様な媒体を通じた情報発信や、指導者の育成、総合型地域スポーツクラブの育成、さらには、行政職員や専門家、ボランティア等による出前講座のしくみづくりなどを進めます。また、家庭教育の充実に向けた取り組みを進めます。

### (2) 学習・スポーツ活動の推進

住民一人ひとりの学習・スポーツニーズに応じた多様な講座・講演会・イベント等を開催します。また、自主サークルを活性化するとともに、学習・スポーツの成果発表の機会を拡大します。

### (3) 青少年教育の推進

非行防止など、青少年健全育成活動を活性化するとともに、青少年の創造性と情熱をまちづくりに活かすため、子ども会やスポーツ少年団、青年まちづくり組織などを活性化します。

### (4) 図書サービスの充実

ニーズに応じて蔵書・資料を充実するとともに、移動図書館の推進や、利用時間拡大など、住民が利用しやすい環境を整備します。

### (5) 施設・備品の有効活用

既存の施設・備品を有効に活用するとともに、地域住民の協力による管理・運営を進めます。

## 基本施策 14 芸術・文化の振興

### 基本施策をとりまく環境変化

歴史文化については、わが町には、雄武竪穴群遺跡などの埋蔵文化財や、北隆鉦山跡、興浜南線跡などの近代化遺産が多く存在しますが、近隣町村のように文化財指定などによる系統的な保存・活用が図られていない状況です。「雄武町百年史」刊行により、町民の歴史文化に対する関心は高まっており、再評価や保存措置の推進が必要です。

住民の芸術・文化活動については、芸術鑑賞会などを通じて、町民が優れた芸術・文化にふれる機会を拡大するとともに、町民文化祭などにより、文化活動の育成や発表機会を拡充してきました。住民による芸術・文化活動は、まちの新たな文化を創造することにつながるため、今後も、より一層の取り組みが必要です。

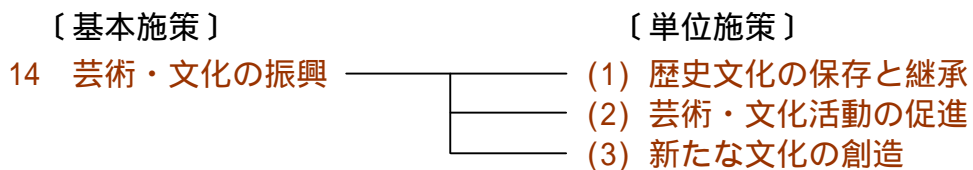
### 基本施策がめざす雄武の姿

住民一人ひとりが、豊かな芸術・文化にふれながら生活し、意欲的な活動により、日々新たな地域文化が誕生しています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
町内での芸術・文化鑑賞の機会の年間延回数	7回	10回	▲	業務取得
おうむ陶芸工房の年間延利用者数	586人	600人	▲	業務取得

## 基本施策の体系



## 単位施策の内容

### (1) 歴史文化の保存と継承

町内の貴重な歴史文化遺産や史料を後世に継承していくため、文化財指定制度を検討するとともに、調査研究、発掘・記録収集、保存措置、住民への周知、収蔵・展示施設の設置などを系統的に進めます。

### (2) 芸術・文化活動の促進

映画や音楽、演劇等の鑑賞会など、住民が身近に優れた芸術・文化にふれる機会を充実させていくとともに、陶芸など、住民の自主的な芸術・文化活動を支援します。

### (3) 新たな文化の創造

近代化遺産や産業技術、生活民芸品、アイヌ文化、更には趣味活動やエピソードに至るまで、これまで評価されていない潜在的な文化資源の発掘に努め、新たな文化資源として、活用します。

## 政策目標4 うるおい・雄武 ~生活環境・生活基盤の充実~

### 基本施策15 環境の保全

#### 基本施策をとりまく環境変化

豊かな自然を後世に引き継ぎ、生物多様性を確保していくことは、現代を生きる私たちの責務です。また、流水量の減少などにつながる地球温暖化など、地球環境問題は身の回りにもあり、「地球的規模の思考と足元からの行動」が大切です。

住民と行政が協働で美しい景観づくりを進めていくことが大切です。また、悪臭、水質汚濁など、公害防止対策にも引き続き取り組んでいく必要があります。

ごみについては、分別収集の拡大を図るとともに、指定袋・指定シールでの有料化も進めてきました。3Rの推進や埋立処分場の延命、さらには長期的なごみ処理体制の確立が課題になっています。

3R：リデュース（減量化） リユース（そのままの状態での再利用） リサイクル（加工して再生利用）

水洗化されていない家庭のし尿については、処理施設の適切な維持管理と長期的なし尿処理体制の検討が課題です。

近年、石油由来エネルギーに代わる「新エネルギー」の活用に向けた取り組みが各地で進められており、わが町でも、研究を進めていく必要があります。

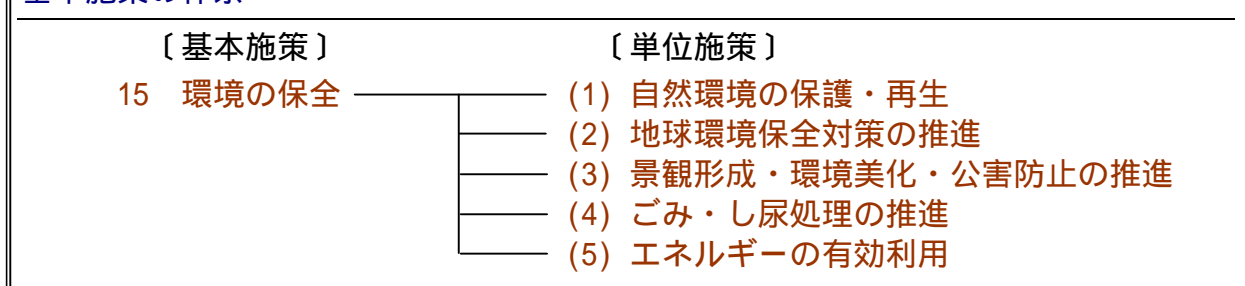
#### 基本施策がめざす雄武の姿

生態系や水、資源、エネルギーなど自然の循環メカニズムが保全されるとともに、公害がなく、美しい景観のまちづくりが進められています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
環境保全関係各種規制区域面積 (自然環境保全地域・鳥獣保護区)	735ha	735ha	➡	業務取得
町が把握する住民の景観形成・環境美化・公害等監視活動の年間開催回数	0回	4回	➡	業務取得
公害発生件数	0件	0件	➡	業務取得
不法投棄発生件数	3件	0件	➡	業務取得
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	783g	745g	➡	業務取得
ごみリサイクル率	26.6%	32.8%	➡	業務取得
最終処分場の年間埋立量	1,792.1m <sup>3</sup> /年	1,676.7m <sup>3</sup> /年	➡	業務取得

## 基本施策の体系



## 単位施策の内容

### (1) 自然環境の保護・再生

貴重な生態系の維持に向け、希少生物や在来種の調査・保護、外来種の移入防止・駆除対策、魚道の確保など、必要な保全・再生に配慮します。

### (2) 地球環境保全対策の推進

地球環境保全意識を啓発するとともに、公共部門が率先してクール・ウォームビズやグリーン購入など具体的な行動を実践し、まちぐるみの取り組みにつなげます。

グリーン購入：購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

### (3) 景観形成・環境美化・公害防止の推進

魅力的な景観づくりに向けて、環境美化活動や花の景観づくり、不法投棄の監視活動などの取り組みを進めます。

各種公害や健康被害の未然防止に向け、関係機関と連携しながら、監視・指導を強化します。

### (4) ごみ・し尿処理の推進

ごみの適正処理体制の確立と、容器包装ごみの適正分別排出での資源化率向上を進め、埋立ごみの減量化により最終処分場の延命化につなげます。また、3Rを推進し、環境にやさしく、ごみを出さないライフスタイルを拡大していきます。

し尿については、適切な処理体制を維持していきます。

### (5) エネルギーの有効利用

省エネルギー機器の利用、照明や空調の適正管理など、省エネルギーを啓発するとともに、廃熱や太陽熱、雪氷熱の利用、バイオマスエネルギーの利用、太陽光発電、燃料電池など、多様なエネルギーの研究を進めます。

## 基本施策 16 交通体系の整備

### 基本施策をとりまく環境変化

道路網については、近年、国道 238 号の拡幅事業や道道美深雄武線の整備が進められるとともに、町道、農道、林道の整備が進められてきました。自動車交通の発展は、町の産業や生活水準の向上に欠かせないことから、今後も、国・道と連携しながら、計画的な整備を進めるとともに、除雪や凍結路面などの冬道対策を一層充実していく必要があります。

公共交通については、町民の交通手段である 2 本のバス路線の確保のため、バス事業者に対し支援を行っています。人口減少やマイカーの普及などにより、乗車率は厳しい状況ですが、通勤・通学、買物、通院などの重要な交通手段であるため、現行路線の維持・確保が求められます。

花や緑と調和した道路景観づくりや、人にやさしい道づくりなど、道路環境の質的な向上を図ることが必要であるとともに、公共交通についても、可能な限り、福祉的な対応を進めていくことが必要です。

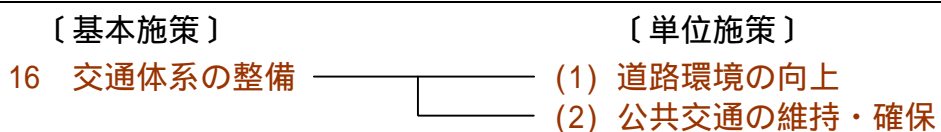
### 基本施策がめざす雄武の姿

冬道対策など道路環境の向上と公共交通の確保が図られています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
町道延長	261.5 k m	262.7 k m	➡	業務取得
町道改良率	79.6%	79.7%	➡	業務取得
町道舗装率	57.1%	56.9%	⬇	業務取得
除雪の満足度	38%	50%	➡	まちづくりアンケート
民間バスの路線数	2 路線	2 路線	➡	業務取得

## 基本施策の体系



## 単位施策の内容

### (1) 道路環境の向上

生活環境の改善や産業の振興に結びつく路線の維持・確保を図ります。また、除雪や路面凍結対策、堆雪対策、吹雪対策など、冬の安全対策を強化するとともに、歩道や交通安全施設の設置、沿道景観づくりなど、人と環境にやさしい道づくりを進めます。

### (2) 公共交通の維持・確保

町内や近隣市町村へのアクセス手段として、バス路線を維持・確保します。また、人口の高齢化等に対応した地域の交通のあり方について、必要な検討とその対策を進めます。

## 基本施策 17 上・下水道の整備

### 基本施策をとりまく環境変化

わが町の水道は、昭和 33 年に市街地で、49 年に沢木地区で、50 年に幌内地区で給水が開始されました。農村部では 7 つの営農用水が整備されています。

この間、給水区域の拡張や、老朽配水管の敷設替えを順次進めるとともに、沢木簡易水道の浄水場建設（平成 10 年度）や、幌内簡易水道の水源増設（平成 12 年度）、保水力確保のための音稲府川第 3 支流上流域への涵養林の植栽などを行っています。今後も、良質で安全な水を安定的に供給していくため、各施設の更新などを計画的に進めていく必要があります。

雄武・魚田地区で平成 3 年度から公共下水道事業に着手し、町人口に対する普及率や、整備区域内の水洗化率は 7 割を超えるようになりました。

清らかな川や美しく豊かな海を次世代に引き継ぐとともに、快適な居住環境を確保するために、下水道を普及していくことが必要です。

### 基本施策がめざす雄武の姿

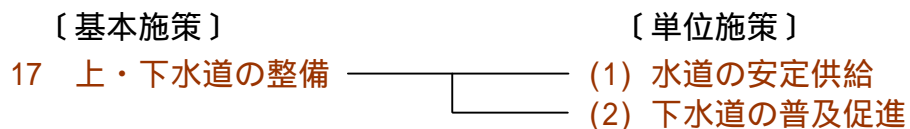
良質な水が安定して供給されるとともに、生活排水が適切に浄化され、清らかな水辺環境と快適な居住環境が確保されています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
水道普及率	90.9%	93.7%	➡	業務取得
水道有収水率	69.7%	90.2%	➡	業務取得
水道の満足度	50%	70%	➡	まちづくりアンケート
下水道人口普及率	73.1%	73.6%	➡	業務取得
水洗化率	78.7%	79.7%	➡	業務取得
下水道の満足度	42%	60%	➡	まちづくりアンケート



## 基本施策の体系



## 単位施策の内容

### (1) 水道の安定供給

水源地域の環境整備などにより、水質を保全するとともに、施設の更新を計画的に進めます。また、日常業務の効率化などにより、安定した水道事業を運営します。

### (2) 下水道の普及促進

下水道の整備と施設の適切な管理・更新を進めるとともに、下水道の必要性や有効性を啓発し、水洗化を働きかけます。また、日常業務の効率化などにより、安定した下水道事業を運営します。

## 基本施策 18 住環境の整備

### 基本施策をとりまく環境変化

住宅政策については、わが国では、これまで、昭和 41 年以降の 8 次にわたる住宅建設五箇年計画に基づき、人口増に対応する住宅ストックの充足や住宅困窮者の解消というシビルミニマム型の政策が進められてきました。わが町でも町営住宅の整備や宅地の造成・分譲を進めるとともに、持ち家取得への経済的支援などを進めてきました。

人口減少時代を迎える中、平成 18 年 6 月に住生活基本法が施行され、バリアフリー化や、環境・景観への配慮、耐震性など、質を重視した政策への転換が進められており、わが町の住宅も、こうした面の向上を誘導していくことが重要です。あわせて、定住の受け皿等として、良好な住宅・宅地の供給を誘導していくことが必要です。

シビルミニマム：地方自治体が住民のために備えなければならない、最低限の生活環境基準のこと。  
住宅ストック：住宅需要に対し、現実に供給されている量のこと。

公園・緑地は、健康づくりや憩いの場として、また、住民や来訪者の交流の場として、さらには、災害時の避難場所として、重要な機能を担っています。今後も、地域住民の協力を得ながら、適切に維持・管理していくことが大切です。

都市計画は、住宅や公共施設などが集中する市街地が、生活空間や産業創出の場としての機能を効果的に発揮するために重要です。わが町では、雄武・魚田地区を都市計画用途地域に指定し、これまで、大通り商店街、旧駅前周辺の一体的整備をはじめ、各種都市計画事業を進めてきました。今後も、各種の手法を活用し、住民が安心して快適に生活できる住環境づくりを進めていくことが必要です。

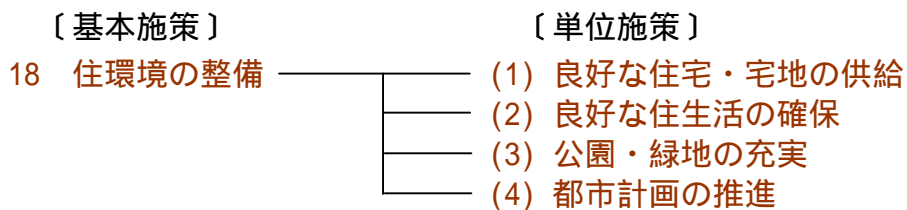
### 基本施策がめざす雄武の姿

人と自然にやさしい良好な住宅が確保され、公園・緑地が充実し、機能的で魅力あふれる住環境が形成されています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
町営住宅管理戸数	295戸	291戸	◆	業務取得
町営住宅建替戸数	0戸	40戸 (19~24年度)	▶	業務取得
公園数(住民の自主管理分を含む)	15カ所	15カ所	▶	業務取得
公園の満足度	49%	70%	▶	まちづくりアンケート

## 基本施策の体系



## 単位施策の内容

### (1) 良好な住宅・宅地の供給

住宅ニーズに対応するため、公営住宅の計画的な建替えと適切な維持管理を進めます。また、住宅取得希望者が円滑に住宅を取得できるよう、公共・民間による宅地の分譲と、国・道の制度を含めた各種支援制度の活用を進めます。

### (2) 良好な住生活の確保

住民の良好な住生活を確保するため、住宅のバリアフリー化や、断熱構造化、省エネ設備の配備など、環境にやさしい住宅づくりを働きかけます。また、火災報知器の設置や、耐震診断や耐震改修などを働きかけるとともに、シックハウス症候群など住宅問題について啓発していきます。

### (3) 公園・緑地の充実

わが町の公園・緑地の魅力を保てるよう、住民と協働しながら、芝や樹木の手入れ、遊具等の補修など、適切な管理運営を進めます。

### (4) 都市計画の推進

限られた財源の中で、真に有効な都市計画事業を実施し、自然環境と調和した魅力ある市街地形成を進めていきます。空き家・空き地の有効活用や、災害予防対策、個性的で美しい景観づくりなどの取り組みを進めます。

## 基本施策 19 消防・救急・防災体制の強化

### 基本施策をとりまく環境変化

近年、国境を越えて巨大津波が押し寄せたスマトラ沖地震や、日本列島の広範囲に被害をもたらした「平成 18 年豪雨」など、大規模な災害が多発しています。わが町でも、平成 10 年、13 年及び 16 年に台風被害が発生するとともに、18 年には史上はじめて津波警報が発令され、住民・行政の防災意識が改めて問われています。

また、平成 16 年に施行された国民保護法に基づき、すべての市町村は、大規模なテロや武力攻撃などに対する危機管理体制を強化していく必要があります。

大規模災害や有事は、平穏な日常生活のなかでは想像しにくいものの、一度起こると人命が失われたり、生活機能がまひし、復旧に時間と経済的負担を要します。日頃から、考えられるあらゆるケースを想定した防災体制づくりを進めておく必要があります。

一方、消防・救急については、わが町では、紋別地区消防組合雄武支署による常備消防と、消防団による非常備消防が担っています。これまで、住民の生命・身体・財産を守るため、人員や車両・資機材等の充実に努めてきました。今後も、消防・救急需要の多様化を受けて、広大な町域をカバーする体制の確保や、町外搬送体制の一層の強化、船舶事故対策などが重要です。

### 基本施策がめざす雄武の姿

地域ぐるみであらゆる災害・有事に対する備えが整うとともに、安心できる消防救急体制が確立しています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
防災力指数	39%	50%	▲	業務取得
防災活動の実践度 (備品の準備、家具転倒防止策、家族との連絡方法の確認、防災訓練への参加、避難場所の確認の5項目平均)	25%	35%	▲	まちづくりアンケート
防災訓練の年間実施回数	未実施	1回	新規	業務取得
自主防災組織数	0組織	35組織	▲	業務取得

(指標～次頁に続く)

(指標～前頁より続き)

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
消防団員数	100人	110人	➡	業務取得
消防水利充足率	100%	100%	➡	業務取得
救急救命士数	2人	4人	➡	業務取得

## 基本施策の体系

### 〔基本施策〕

#### 19 消防・救急・防災体制の強化

### 〔単位施策〕

- (1) 災害予防対策・危機管理対策の強化
- (2) 応急体制の強化
- (3) 消防・救急体制の充実

## 単位施策の内容

### (1) 災害予防対策・危機管理対策の強化

住民・行政職員の防災・危機管理意識を高め、知識・技術の普及を進めるとともに、治山・治水、耐震改修など予防対策事業を進めます。地区や事業所で自主防災組織を育成するとともに、ひとり暮らしの高齢者や障がい者など災害時要援護者の防災対策を進めます。

### (2) 応急体制の強化

大災害・有事の際、初動を迅速・的確に対応できるよう、情報伝達や避難、応援要請、医療救護などの体制を充実します。

### (3) 消防・救急体制の充実

職員・団員の知識・技術等の習熟、人員・車両・資機材・消防水利の計画的な整備により、わが町に必要な水準の消防・救急力を確保するとともに、住民の防火意識や救急・救命に関する知識・技術の普及を進めます。

## 基本施策 20 防犯・交通安全の推進

### 基本施策をとりまく環境変化

近年、地域における人間関係の希薄化が進み、犯罪の抑止機能が低下しつつあり、また、全国的に、振り込め詐欺や子どもへの凶悪犯罪などが社会問題化しています。

わが町の犯罪発生率は高くはありませんが、今後も、警察をはじめ、防犯協会、暴力追放運動協議会など関係諸団体、家庭、学校、地域等と緊密な連絡体制を築き、多様化する犯罪の防止に努め、地域ぐるみの防犯体制を強化していくことが必要です。

車社会といわれる現代、運転免許所持者の増加や、通過交通量の増大、高齢化の進展などにより交通安全対策の重要性は日々高まっています。

北海道は、人口あたりの交通事故発生件数は特に多いわけではありませんが、自動車の平均走行速度が速く、アイスバーン、吹雪など気象の影響もあって、たびたび、交通事故死亡者数の全国ワーストとなっています。興部警察署管内においても、死傷事故が多数発生しており、地域ぐるみでの交通安全対策は、大変重要です。

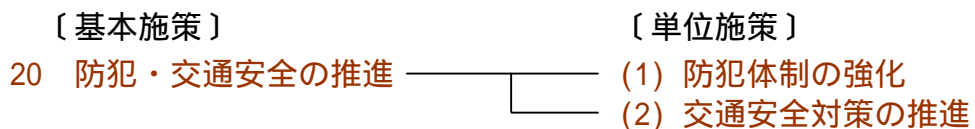
### 基本施策がめざす雄武の姿

地域ぐるみで防犯や交通事故防止に取り組み、犯罪や事故のない安全なまちが実現しています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
犯罪発生件数	17件	0件	◆	業務取得
治安の満足度	45%	60%	▶	まちづくりアンケート
交通事故発生件数	6件	0件	◆	業務取得
交通安全対策の満足度	42%	60%	▶	まちづくりアンケート

## 基本施策の体系



## 単位施策の内容

### (1) 防犯体制の強化

防犯灯・街路灯など防犯施設を充実するとともに、警察など関係機関と連携し、地域住民の協力を得ながら、地域ぐるみの防犯対策を進めます。また、消費者被害防止の体制づくりを進めます。

### (2) 交通安全対策の推進

警察や交通安全推進委員会・交通安全協会・交通指導員会など関係諸団体、家庭、学校、地域等と緊密な連絡体制を築き、交通安全教室などを通じた啓発活動や交通安全施設の整備を継続的に進めます。

## 基本施策21 情報通信網の整備・充実

### 基本施策をとりまく環境変化

携帯電話、パソコンなど、情報通信技術の飛躍的な発展は、私たちの暮らしを便利にしてくれますが、一方で、情報の地域格差やプライバシーの侵害など負の側面もあります。

町行政では、平成15年度に「地域公共ネットワーク」(町内各公共施設のパソコンを結ぶ通信ネットワーク)の整備や、「総合行政ネットワーク(LGWAN)」(中央官庁と地方自治体を結ぶ通信ネットワーク)への接続を進め、サービス水準の向上や業務の効率化につながっています。

一方で、地域全体の情報化については、携帯電話の受信エリアや、ブロードバンド(高速・大容量通信基盤)接続可能エリアの拡大などが進み、パソコンなどの情報機器も急速に普及しつつありますが、地域や年齢などにより、利用動向に差があり、利用されない方への情報伝達手段も課題といえます。今後デジタル化される地上波テレビ放送の難視聴対策も必要です。

また、情報化への対応のために真に重要なことは、氾濫する情報から有益な情報を取捨選択し、それを有効に活用することであり、その人材の育成を進めていくことが必要です。

### 基本施策がめざす雄武の姿

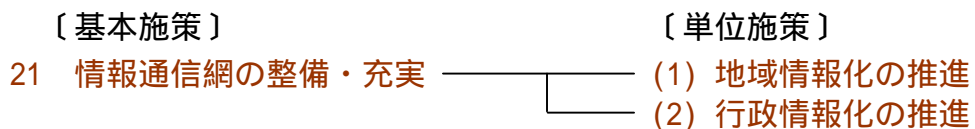
誰もが自分に必要な情報を、都会と同じように入手・活用でき、豊かな生活の実現や活力ある産業の振興につながっています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
町内でブロードバンドが利用可能な世帯率	80%	100%	➡	業務取得
地域情報化の満足度	16%	30%	➡	まちづくりアンケート
町ホームページの年間アクセス件数	43,250件	65,000件	➡	業務取得



## 基本施策の体系



## 単位施策の内容

### (1) 地域情報化の推進

高度情報通信基盤の普及や難視聴対策を働きかけるとともに、各種支援制度を活用しながら、住民や事業所の情報化を支援していきます。また、情報に関する知識を充実させるとともに、情報バリアフリーや、プライバシーの保護、情報犯罪の防止などの取り組みを強化します。

### (2) 行政情報化の推進

職員の情報機器に関する知識・技術の習得を進めるとともに、個人情報保護に十分留意しながら、効率性のある行政事務の更なる電子化、ネットワーク化を進めます。

## 政策目標5 ささえあい・雄武 ~協働によるまちづくりの推進~

### 基本施策22 住民主体のまちづくりの推進

#### 基本施策をとりまく環境変化

わが町には、35の自治会があり、様々な地域活動の基本的な担い手となっています。また、環境や防災、福祉、まちづくりなど特定のテーマで多様な住民団体が活躍しています。阪神・淡路大震災により、私たちは「共助」の大切さを改めて認識し、また、少子高齢化が進む中で、独居高齢者等に対する地域での見守りの重要性を日々実感しています。私たちがこれからも地域で安心していきいきと暮らしていくために、こうした住民活動の発展は不可欠です。

北海道の市町村では、これまでの歴史的経緯から、「官主導の地域経営」とその結果としての「住民の官依存」の風潮が長く続いてきました。しかし、国家財政の悪化から、地方交付税などの依存財源が十分に見込めない中で、「多くの知恵」、「多くの手」を持ち寄り、住民と行政が協働でまちづくりを行わなければ、「長期的に安定した地域経営」を行えない時代が来ています。住民一人ひとりの協力が必要です。

「住民と行政の協働のまちづくり」のためには、住民に行政情報を広く周知し、住民の声をできるだけ多く聞き、施策に反映することが重要です。そのためには、多様な手段での広報と、幅広い広聴活動を行っていく必要があります。

また、住民の知る権利を保護し、行政の説明責任を果たすため、行政文書について、住民が知りたい情報を迅速・的確に公開していくことも必要です。

#### 基本施策がめざす雄武の姿

住民と行政が協働で、連帯感と情熱あふれる地域づくりを進めています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
自治会の世帯加入率	95%	現状維持	➡	業務取得
「広報おうむ」をいつも読んでいる世帯の割合	未調査	80%	新規	業務取得

(指標～次頁に続く)

(指標～前頁より続き)

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
まちづくり町民委員会 (仮称)の設置	未設置	設置	新規	業務取得
各種委員会への公募委員 の参加人数	5人	10人	➡	業務取得
町民主導イベントの数	3 (サンライズ王国・ WISS・ECO)	4	➡	業務取得

## 基本施策の体系

〔基本施策〕

22 住民主体のまちづくりの推進

〔単位施策〕

- (1) 地域づくり活動の促進
- (2) まちづくり情報の共有化
- (3) 住民との協働体制の構築

## 単位施策の内容

### (1) 地域づくり活動の促進

地域住民の連帯意識・自治意識を高めるため、自治会活動や、各種のテーマ型地域づくり活動の活性化を働きかけます。特に、自治会単位による高齢者の見守り機能の充実やボランティア組織の育成などについての取り組みを働きかけていきます。また、町民主導の地域づくりイベントに対する支援に努めていきます。

### (2) まちづくり情報の共有化

広報・広聴については、住民が知りたい情報を分かりやすく伝え、住民の声を的確に行政運営に反映します。また、個人情報保護に十分留意しながら、行政情報を積極的に公開していきます。さらに、職員による住民対象のまちづくり講座などを開催することにより、住民との情報共有を進めます。

### (3) 住民との協働体制の構築

計画策定や法制度の検討、施策及び事業の検討・評価などにあたっては、可能な限り、ワークショップ、まちづくり町民委員会(仮称)など多様な手法により住民参画を進め、住民の理解・協力を得ながら企画・立案し、策定・制定後の協働の取り組みにつなげます。また、こうした住民自治力を高めるための地域経営規範となる自治基本条例の調査・検討を進めていきます。

## 基本施策 23 多様な交流の促進

### 基本施策をとりまく環境変化

国際交流については、これまで、英語指導助手（AET）の招へいや、青少年海外派遣研修（平成13年度で終了）を行うとともに、平成11年度より、オホーツク国際人材交流協同組合が中国人研修生を受け入れ、産業や文化面での国際交流につながっています。今後も、国際化に対応した人材の育成を一層進めるとともに、外国人も暮らしやすい、外国からの訪問者にも喜ばれるまちづくりを展開していくことが必要です。

地域間交流については、佐賀県武雄市、栃木県益子町との交流や、札幌・東京雄武会とのふるさと交流のほか、平成12年度から16年度までに行った札幌近郊小学生の「オホーツク体感ツアー」などの取り組みを進めました。国内の諸地域との交流は、相互の自治体の足りない分野を補完し、交流が深まることによって思わぬ効果を得ることも多く、まちづくりの大きな契機になることもあるため、今後も取り組みを進めていくことが重要です。

男女共同参画については、「男女共同参画社会基本法」や「北海道男女平等参画推進条例」など、法制度の整備は進みつつありますが、いまだ広く社会全般に性別役割分担の意識や慣習が根強く残っており、それが女性の多様な生き方を阻害しています。男女が、性別に関わりなく、お互いを理解・尊重し、その個性と能力を十分に発揮できるよう、啓発や実践活動を行っていくことが必要です。

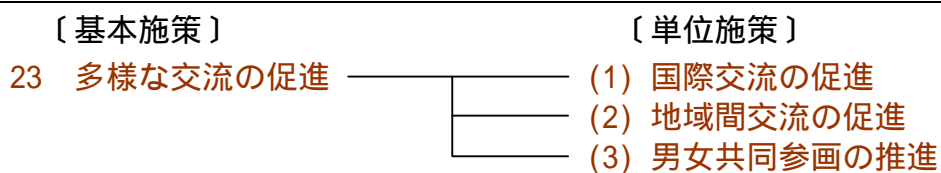
### 基本施策がめざす雄武の姿

多様な分野で交流が進み、地域のエネルギーとなっています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
直近の1年間に外国人と交流した割合	13%	20%	➡	まちづくりアンケート
国際・地域間交流の満足度	15%	30%	➡	まちづくりアンケート
委員会等への女性の参画率	9.2% (17年度)	13.2%	➡	業務取得
男女共同参画の満足度	12%	25%	➡	まちづくりアンケート

## 基本施策の体系



## 単位施策の内容

### (1) 国際交流の促進

英語指導助手（AET）や中国人研修生などとともに、文化・芸術活動や、スポーツ活動、産業振興などでの多様な国際交流を進めます。

### (2) 地域間交流の促進

これまで実施されてきた地域間交流を継承するとともに、新たな交流の拡大を働きかけていきます。

### (3) 男女共同参画の推進

男女共同参画に関する意識啓発や、男女がともに働きやすい条件整備を働きかけるとともに、ドメスティックバイオレンスなどの相談や関係機関との連携の体制を強化します。また、女性が委員会等に参加しやすい環境づくりなどを通じて、女性の意見を積極的にまちづくりに反映させていきます。

ドメスティックバイオレンス（DV）：配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合に、配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含みます。

## 基本施策24 効果的・効率的な行政経営

### 基本施策をとりまく環境変化

町民ニーズは多様化・高度化し、地方分権が進む一方、三位一体の改革による地方交付税等の見直しなどに伴い、地方行財政をとりまく環境は厳しさを増しています。

こうした背景から、わが町では、総合計画実施計画のローリング、事業優先度の設定等を行い、総合的な進捗管理を行うとともに、ごみ収集等の民間委託、職員数の削減、使用料・手数料の適正化のほか、指定管理者制度の導入を通じ、積極的な行財政改革に努めてきました。今後も、「雄武町自立推進プラン」や「雄武町行政改革基本方針」などの着実な推進、広域行政の推進などにより、一層の改革を進めていくことが重要です。

また、住民の立場に立った「顧客志向」の行政組織を確立するため、職員一人ひとりの意識改革や能力開発、さらには行政評価制度の適正運用による結果責任の明確化などを進めていくことが重要です。

### 基本施策がめざす雄武の姿

職員の意欲・能力の向上が図られ、効果的・効率的な行政組織が実現し、住民本位の自立した行政経営が行われています。

#### 基本施策指標

項目	平成18年度実績	平成24年度目標	方向	指標の根拠
行政改革の進捗率	87%	90%	➡	業務取得
外部評価委員会の設置	未設置	設置	新規	業務取得
広域連合の事務事業数	-	5 事務事業	新規	業務取得
職員数	132人	130人	➡	業務取得
財政状況の住民周知回数	2 回/年	3 回/年	➡	業務取得
地方税収納率	92.8%	93.0%	➡	業務取得

## 基本施策の体系

### 〔基本施策〕

#### 24 効果的・効率的な行政経営

### 〔単位施策〕

- (1) 計画行政の推進
- (2) 職員の活性化
- (3) 地方分権型行政の推進
- (4) 財政の安定化

## 単位施策の内容

### (1) 計画行政の推進

本総合計画や各種分野別計画に基づく政策・施策・事業は、総合計画策定審議会をはじめ、まちづくり町民委員会（仮称）などによる住民関与を高めるとともに、庁内プロジェクトチームの活用などにより、職務間の連携や総合調整を行います。また、行政評価は、事務事業・施策・政策の評価を実施し、住民等による外部評価委員会により、内部評価と合わせて評価水準を高めていきます。

### (2) 職員の活性化

行政ニーズに適切に対応できる能力や資質を備えた職員の育成と、職場の活性化を図るため、職員研修の充実や、意欲や能力を重視した適材適所の人材配置、職員提案制度の実施などを進めます。

### (3) 地方分権型行政の推進

道州制や支庁再編などの動向をみながら、国・道からの更なる事務・権限の移譲に対応するため、広域連合の設置など、受け皿づくりを進めます。また、既存の一部事務組合の広域事務事業を円滑に推進します。

行政組織は、必要な部門への職員の重点配置など、随時、見直しを進めるとともに、公共施設の計画的な維持・更新、需要の変動に対応した転用・複合利用を検討し、管理運営等の公共サービスの実施は、指定管理者制度や民間移譲などにより、地元展開を基本にした民間運営を進めます。

### (4) 財政の安定化

未納者対策の強化などにより税・使用料等の収納率を向上させるなど、財源確保対策を進めるとともに、民間委託などの行政改革の推進や徹底した経費節減などにより、経常経費や投資的事業費を適切な水準に抑制していきます。また、財政状況は、随時、住民にわかりやすく周知します。

# 資料



## 第5期雄武町総合計画の策定経過

日付	会議名等	備考(内容等)
平成18年10月6日	第1回総合計画策定推進本部会議	・策定に向けた考え方 ・検討部会の設置
平成18年11月9日	「まちづくり講演会(第1回)」の開催	・講師～大森 彌 東京大学名誉教授
平成18年11月20日	「まちづくり懇談会」の開催 (2つの分野に分けて開催)	・「産業経済分野」 ・「社会福祉、教育分野、青年層等」
平成18年12月8日	第1回総合計画策定審議会 (審議会委員委嘱～26名)	・委嘱状交付 ・第5期総合計画諮問
平成18年12月21日	「まちづくりアンケート」実施 (18歳から80歳未満の町民1,500人を対象)	アンケート回収用投函箱設置 (役場庁舎内、ホテル日の出岬)
平成18年12月26日	第5期総合計画策定に係る住民討議資料集の全戸配布	広報おうむ2007.1月号に折込み
平成19年1月16日	「まちづくり講演会(第2回)」の開催	・講師～横山 純一 北海学園大学教授
平成19年2月19日	第2回総合計画策定推進本部会議	・計画策定推進状況について ・計画策定に係る基礎資料について
平成19年2月26日	第2回総合計画策定審議会	・第5期総合計画に対する視点等について
平成19年3月16日	「まちづくり講演会(第3回)」の開催	・講師～横山 純一 北海学園大学教授
平成19年3月20日	第3回総合計画策定推進本部会議	・基本構想に係る検討部会報告等
平成19年3月26日	第3回総合計画策定審議会 (総合計画策定に係る基調セミナー同時開催)	・講師～横山 純一 北海学園大学教授
平成19年4月17日	第4回総合計画策定審議会	・第5期総合計画策定審議の視点等について
平成19年4月26日	第4回総合計画策定推進本部会議	・基本構想(案)について
平成19年5月14日	第5回総合計画策定推進本部会議	・基本構想(案)について
平成19年5月30日	第5回総合計画策定審議会	・第5期総合計画基本構想(案)について ・専門部会審議について
平成19年5月30日	総合計画策定審議会「第1回総務・行財政部会」	・第5期総合計画基本構想(案)について
平成19年5月30日	総合計画策定審議会「第1回産業建設・環境部会」	・第5期総合計画基本構想(案)について
平成19年5月30日	総合計画策定審議会「第1回社会福祉・教育部会」	・第5期総合計画基本構想(案)について
平成19年6月6日	総合計画策定審議会「第2回産業建設・環境部会」	・第5期総合計画基本構想(案)について
平成19年6月7日	総合計画策定審議会「第2回社会福祉・教育部会」	・第5期総合計画基本構想(案)について
平成19年6月11日	総合計画策定審議会「第2回総務・行財政部会」	・第5期総合計画基本構想(案)について
平成19年6月18日	総合計画策定審議会「第3回総務・行財政部会」	・第5期総合計画基本構想(案)について
平成19年7月5日	第6回総合計画策定審議会 (総合計画アドバイザー～北海学園大学 横山純一教授出席)	・各専門部会審議結果について ・基本構想(案)の概ねの承認について
平成19年8月6日	第6回総合計画策定推進本部会議	・基本計画(案)について ・実施計画事業の提出について 等

## 第5期雄武町総合計画の策定経過

日付	会議名等	備考(内容等)
平成19年 8月 9日	第7回総合計画策定審議会	・第5期総合計画基本計画(案)について
平成19年 8月22日	総合計画策定審議会「第3回社会福祉・教育部会」	・第5期総合計画基本計画(案)について
平成19年 8月23日	総合計画策定審議会「第4回総務・行財政部会」	・第5期総合計画基本計画(案)について
平成19年 8月24日	総合計画策定審議会「第3回産業建設・環境部会」	・第5期総合計画基本計画(案)について
平成19年 8月30日	総合計画策定審議会「第5回総務・行財政部会」	・第5期総合計画基本計画(案)について
平成19年 9月19日	第8回総合計画策定審議会 (総合計画アドバイザー～北海学園大学 横山純一教授出席)	・各専門部会審議結果について ・実施計画書の提示について
平成19年 9月26日	総合計画策定審議会「第4回社会福祉・教育部会」	・第5期総合計画実施事業計画(案)について
平成19年 9月27日	総合計画策定審議会「第6回総務・行財政部会」	・第5期総合計画実施事業計画(案)について
平成19年10月 1日	総合計画策定審議会「第4回産業建設・環境部会」	・第5期総合計画実施事業計画(案)について
平成19年10月 2日	第7回総合計画策定推進本部会議	・実施計画事業の取りまとめ結果について ・前期財政計画について
平成19年10月 3日	総合計画策定審議会「第7回総務・行財政部会」	・第5期総合計画実施事業計画(案)について
平成19年10月 9日	総合計画策定審議会「第5回社会福祉・教育部会」	・第5期総合計画実施事業計画(案)について
平成19年10月16日	第9回総合計画策定審議会 (総合計画アドバイザー～北海学園大学 横山純一教授出席)	・各専門部会審議結果について ・審議会答申案の作成等について
平成19年10月18日	総合計画策定審議会役員会	・審議会答申案について
平成19年10月26日	第10回総合計画策定審議会 (総合計画アドバイザー～北海学園大学 横山純一教授出席)	・第5期雄武町総合計画基本構想及び基本計画に関する答申案について
平成19年10月29日	「第5期雄武町総合計画」に関する基本構想及び基本計画の樹立についての審議会答申	・雄武町総合計画策定審議会答申書提出
平成19年11月 1日	第8回総合計画策定推進本部会議	・第5期雄武町総合計画の審議会答申について
平成19年11月12日	第9回総合計画策定推進本部会議	・第5期雄武町総合計画案について
平成19年12月10日	第5期雄武町総合計画基本構想及び前期基本計画(案)議会 上程	
平成19年12月11日	雄武町総合計画基本構想及び前期基本計画審査特別委員会 付託	
平成19年12月18日	第1回雄武町総合計画基本構想及び前期基本計画審査特別 委員会	
平成20年 1月22日	第2回雄武町総合計画基本構想及び前期基本計画審査特別 委員会	
平成20年 2月 6日	第3回雄武町総合計画基本構想及び前期基本計画審査特別 委員会	
平成20年 3月 6日	第5期雄武町総合計画基本構想及び前期基本計画の議会議 決(特別委員会報告)	

# 雄武町総合計画策定審議会条例

(昭和45年9月29日 条例第26号)

改正 昭和57年6月28日条例第14号 平成8年6月24日条例第8号  
平成15年9月16日条例第18号 平成16年3月22日条例第4号  
平成17年3月22日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、雄武町総合計画策定審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行うため、町総合計画策定審議会を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、学識経験の有するものから町長が任命する。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、財務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年6月28日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月24日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年9月16日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成16年3月22日条例第4号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月22日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

# 雄武町総合計画策定審議会専門部会規則

(昭和45年9月26日 規則第28号)

改正 平成18年11月16日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、雄武町総合計画策定審議会条例(昭和45年条例第26号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、雄武町総合計画策定審議会専門部会の組織運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 審議会に次の専門部会(以下「部会」という。)を置くことができ、それぞれ当該各号に掲げる事項を分掌させるものとする。ただし、2以上の部会に関係があると認められる事項又は分類し難い事項があるときは、会長の指定するところによる。

総務・行財政部会

行財政運営、土地利用、住民参画協働及び他の部会に属さない事項

産業建設・環境部会

産業振興、社会生活基盤、環境衛生、消防及び防災交通に関する事項

社会福祉・教育部会

保健医療、地域福祉及び教育文化に関する事項

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

2 部会長は、部会に属する会務を掌理し、会議の議長となる。

3 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が必要に応じ、会長の承認を得て招集する。

2 部会の会議については、条例第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

(合同会議)

第5条 関係部会が意見の調整その他必要と認めたときは、会長の承認を得て合同会議を開くことができる。

2 前項の合同会議の議長は、関係部会長の協議によって定める。

(報告)

第6条 部会長は、部会の会議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(他部会への出席)

第7条 会長、会長代理者及び部会長は、部会(部会長にあっては他の部会)に出席して意見を述べることができる。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、会長の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年11月6日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 雄武町総合計画策定審議会委員名簿

(敬称略)

会 長	成 田 勝 弘
会長代理	阿 部 正 吉

### ( 1 ) 総務・行財政部会

	委 員 氏 名	備 考
1	高 橋 進	部会長
2	佐 藤 忠 英	部会長代理
3	安 瀬 勇	
4	小 野 由 美	
5	木 元 之 生	
6	今 哲	
7	竹 田 浩 二	
8	平 田 徹	

### ( 2 ) 産業建設・環境部会

	委 員 氏 名	備 考
1	倉 本 守 也	部会長
2	吉 田 雄 二	部会長代理
3	小 谷 康 一	
4	片 川 隆 市	
5	加 藤 恵美子	
6	土 田 文 雄	
7	中 井 佳 子	
8	永 山 満 裕	

### ( 3 ) 社会福祉・教育部会

	委 員 氏 名	備 考
1	大 瀧 政 尚	部会長
2	小 林 雄 司	部会長代理
3	大 井 忠 幸	
4	加 藤 洋 美	
5	真 田 一 二	
6	鈴 木 秀 子	
7	津 島 政 司	
8	横 畠 靖	

## 第5期雄武町総合計画に関する諮問

平成18年12月8日

雄武町総合計画策定審議会 会長 殿

雄武町長 田原 賢一

雄武町総合計画策定審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮問第1号

「『第5期雄武町総合計画』に関する基本構想及び基本計画の樹立。」

# 第5期雄武町総合計画に関する答申

平成19年10月29日

雄武町長 田原賢一 殿

雄武町総合計画策定審議会

会長 成田勝弘

「第5期雄武町総合計画」に関する基本構想及び基本計画の  
樹立について（答申）

平成18年12月8日付けで諮問のありました「第5期雄武町総合計画」に関する基本構想及び基本計画の樹立については、少子高齢化等の大きな潮流の変化を踏まえ、確かな地域力に支えられた自立する雄武町のまちづくり実現に向け、その指針となる基本構想及び基本計画について慎重に審議を重ねた結果、意見を付して別冊のとおり答申いたします。

なお、新たな総合計画の推進にあたりましては、当審議会における審議経緯及び付帯意見を尊重されますとともに、常に町民とのまちづくり情報の共有に努められ、希望と安心感を持てる自治体運営がされますことを期待いたします。

記

## 〔付帯意見〕

- 1 はつらつ・雄武（政策目標1）について  
モノづくり力を高めるため、町からの積極的な働きかけが必要である。  
遊休農地の多角的な有効活用を検討していく必要がある。  
林業は今後注目される産業分野となるため、さらに力を入れていく必要がある。
- 2 めくもり・雄武（政策目標2）について  
地震や災害時にボランティアとして動けるネットワークづくりが必要である。  
国保病院については、安心して医療が受けられるよう経営改善を図り、健全な運営に努めること。
- 3 のびやか・雄武（政策目標3）について  
産業体験や学校給食への地場製品の活用を図り、子供たちに雄武の良さを知ってもらうことも必要である。
- 4 うるおい・雄武（政策目標4）について  
条例等の制定によるマナーの向上についての検討が必要である。
- 5 ささえあい・雄武（政策目標5）について  
自助・共助・公助による役割分担を明確にしていくことが必要である。  
中国文化に接する機会が少ないことから、中国人研修生等との国際文化の交流等ができる体制づくりが必要である。  
役場の窓口業務については、ワンストップサービスが可能となるための検討をしていくことが必要である。

## 第5期雄武町総合計画についての議会の議決

議案第60号

### 第5期雄武町総合計画の基本構想及び前期基本計画について

第5期雄武町総合計画の基本構想及び前期基本計画を別冊のとおり定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項及び議会の議決に付すべき事件を定める条例（平成17年条例第2号）第2条第1号の規定に基づき、議会の議決を求めます。

平成19年12月10日提出

紋別郡雄武町長 田原賢一

平成19年12月11日

雄武町総合計画基本構想及び前期基本計画審査特別委員会へ付託

紋別郡雄武町議会議長 尾田親晴

平成20年3月6日

原案可決

紋別郡雄武町議会議長 尾田親晴

### 雄武町総合計画基本構想及び前期基本計画審査特別委員会委員名簿

委員長	花田	一夫
副委員長	館山	光司
委員	石山	泰一
	長野	誠
	三浦	壽太郎
	村田	博子
	加藤	孝義

委員	中島	由紀夫
	高野	幸治
	橋詰	啓史
	村上	伸夫



# 雄武町総合計画策定推進本部設置規程

(平成18年9月25日 規程第10号)

改正 平成19年3月20日 規程第5号

(設置)

第1条 雄武町の基本構想及び基本計画(以下「総合計画」という。)並びにこれらに基づく実施計画の策定に関し、必要な事項を検討するため、雄武町総合計画策定推進本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定本部の所掌事項は、次のとおりとする。

総合計画及び実施計画の案(以下「計画案」という。)の全体調整に関する  
こと。

全体の計画案の策定に関すること。

その他総合計画及び総合計画に附帯する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 策定本部は、次に掲げる本部員をもって組織する。

町長

助役

教育長

総務課長、財務企画課長、税財管理課長、住民生活課長、保健福祉課長、児童センター館長、産業振興課長、建設水道課長、出納室長、教育委員会管理課長、教育委員会社会教育課長、農業委員会事務局長、国保病院事務長、議会事務局長、消防支署長

前号に掲げる長の所掌部門にある課長補佐の職にある者

(任期)

第4条 本部員の任期は、総合計画及び実施計画の策定をもって終了する。

(本部長及び副本部長)

第5条 策定本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は町長とし、副本部長は助役をもって充てる。

2 本部長は、策定本部を代表し、本部事務を総括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定本部の会議は、必要に応じて本部長が召集する。

2 策定本部の会議の議長は助役をもって充て、副議長は教育長をもって充てる。

(意見の聴取等)

第7条 策定本部が必要と認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ意見を求め、または本部員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会の設置)

第8条 策定本部は、計画案の立案及びその他専門的な調査検討を行う補助機関として、必要に応じ複数の部会を設置することができる。

2 部会の名称及び検討事項は、策定本部が決定する。

3 部会の構成員は、係長及び同等の職にある者のうちから、本部長が指名する。

4 部会の運営について必要な事項は、本部長が指示するもののほか、当該部会が定める。

(庶務)

第9条 策定本部の庶務は、財務企画課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、策定本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月20日規程第5号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 第5期雄武町総合計画策定推進本部構成

本部長	町長	田原賢一
副本部長	副町長	中川原秀樹

本部員	教育長	片岡靖夫
"	総務課長	片岡力
"	税財管理課長	久保田和孝
"	住民生活課長	佐藤直人
"	保健福祉課長	葛西隆
"	児童センター館長	牧野京子
"	産業振興課長 農業委員会事務局長	石井弘道
"	建設水道課長	大場利昭
"	会計管理者	藤田和範
"	教育委員会管理課長 教育委員会社会教育課長	安田伸雄
"	国保病院事務長	高見雄二
"	議会事務局長	須川壽行
"	消防支署長	渡邊孝司
"	建設水道課長補佐	佐竹邦夫
"	教育委員会 社会教育課長補佐	淡路至尊
"	消防副支署長	畑俊一

## 第5期雄武町総合計画アドバイザー

北海学園大学法学部	横山純一教授
-----------	--------

## 第5期雄武町総合計画策定事務局

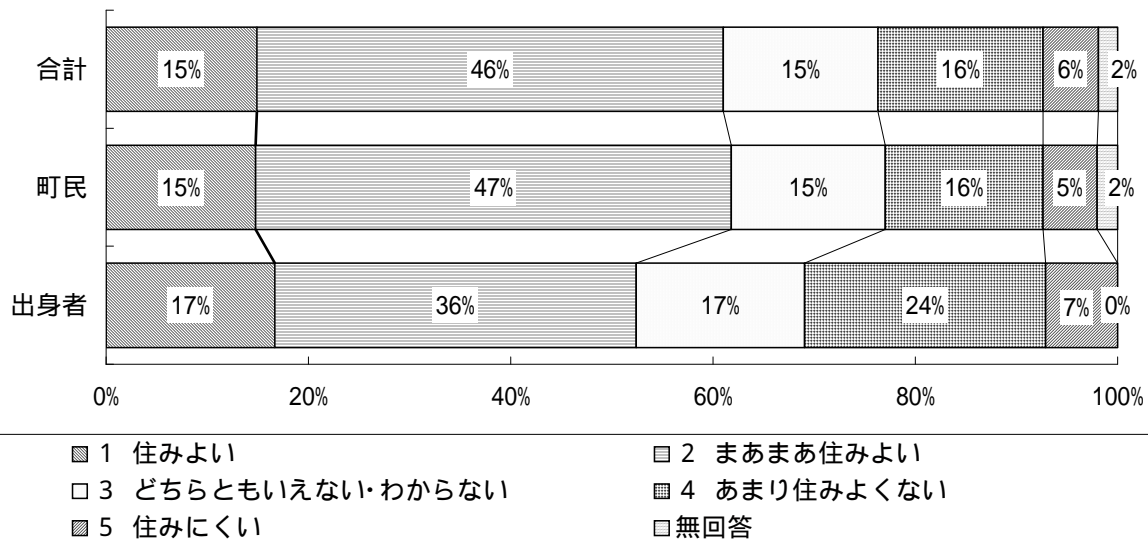
財務企画課長	伊藤正己		
企画調整係長	高橋健仁	財政係長	原正美
企画調整係主査	林史祥	財政係主査	宇野敏志
企画調整係	池田俊隆	財政係	小野隆行

# まちづくりアンケート結果概要

	町民用調査	出身者用調査
配布数	1,500 票	1,500 票（町民用調査に同封し、帰省中のご家族がおられれば回答する）
有効回収数	487 票（回収率 32.5%）	42 票

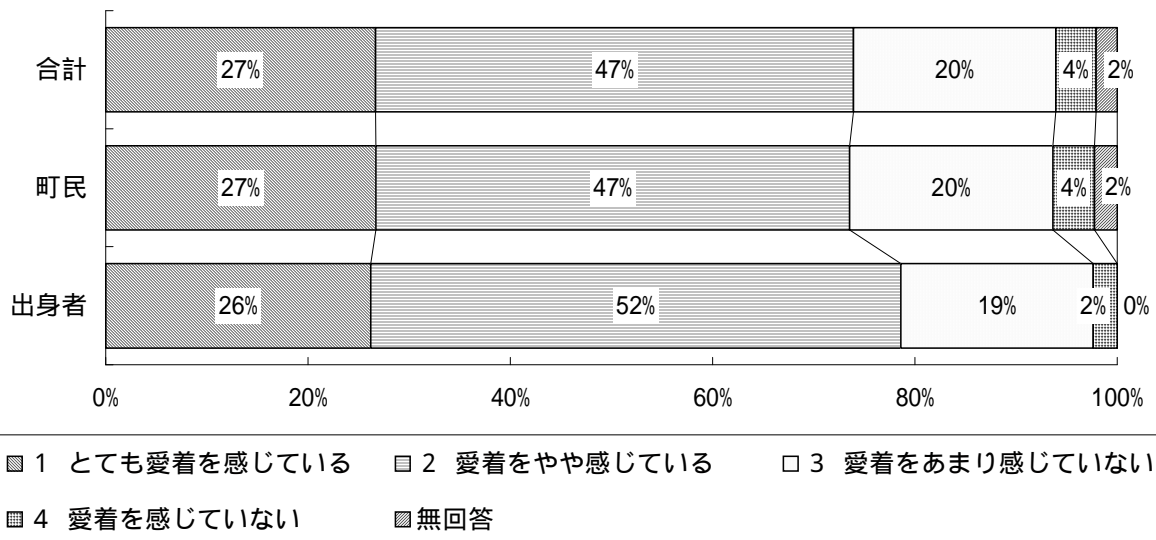
## 1 町のイメージ

**町の住みよさ** 半数以上の方が「住みよい」（「住みよい」と「まあまあ住みよい」の合計）と評価

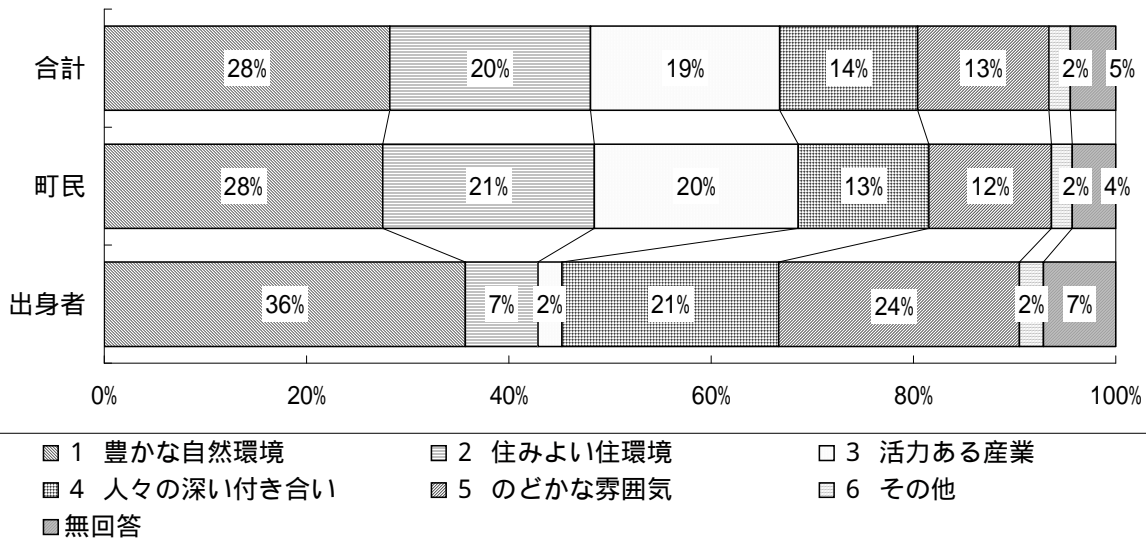


注：凡例の番号はアンケート票の選択肢の番号です。

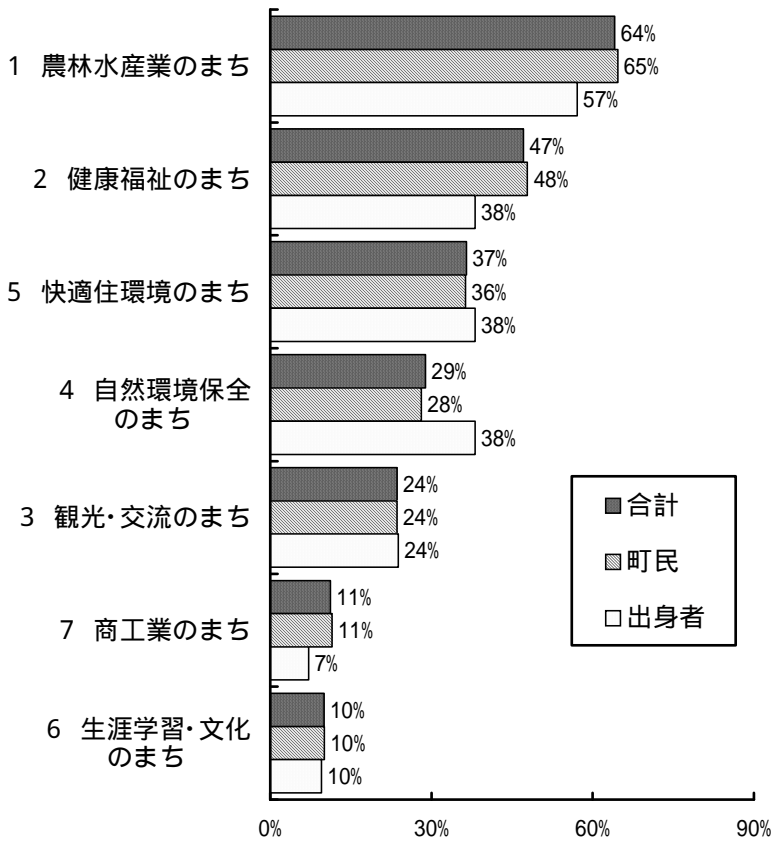
**町の愛着** 7割以上の方が愛着を感じている（「とても愛着を感じている」と「愛着をやや感じている」の合計）



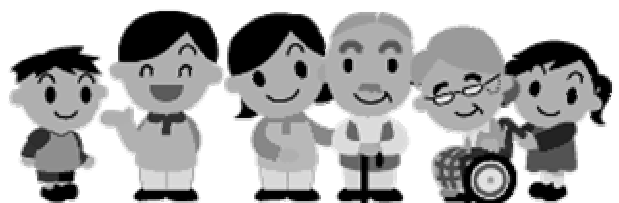
最も大切にしていきたい町のよさ 豊かな自然環境が第1位



町のめざすべき方向 「農林水産業のまち」、「健康福祉のまち」の順

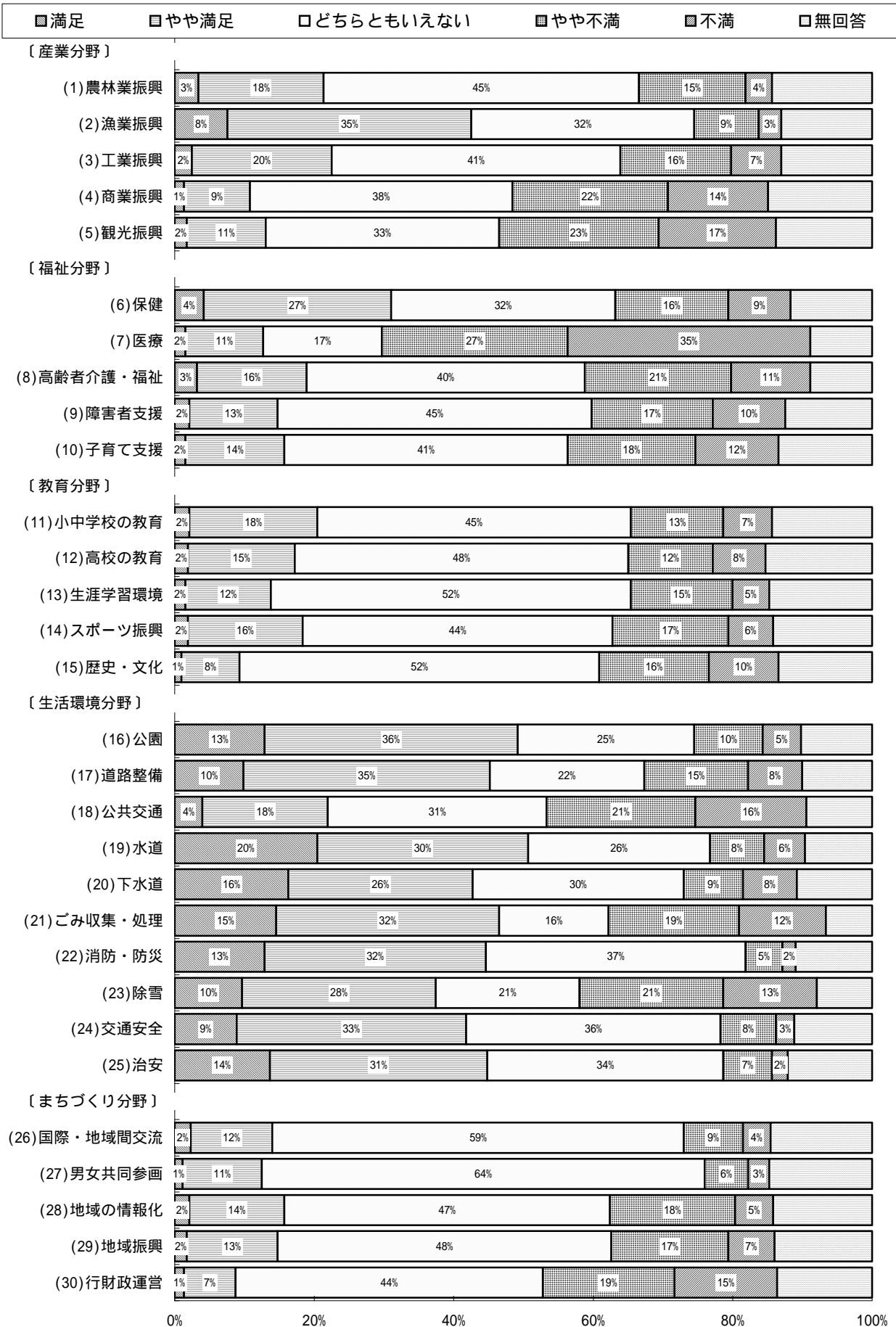


注：グラフは、回答が多かった順に並べています。



## 2 施策30項目の満足度

施策項目ごとの満足度 生活環境分野で満足度が高い項目が多い

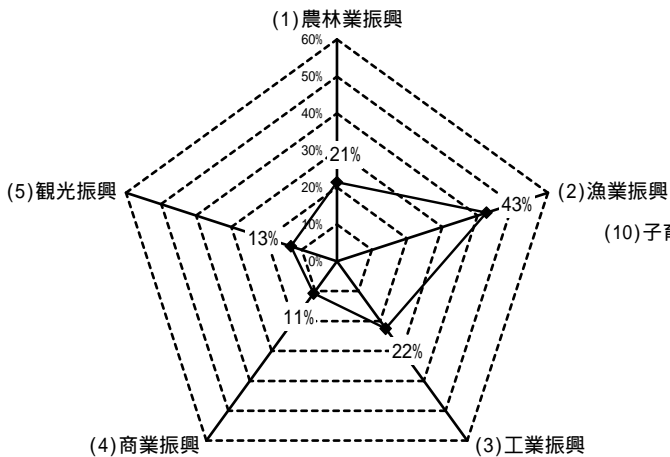


「満足」と「やや満足」の合計分のみの再掲

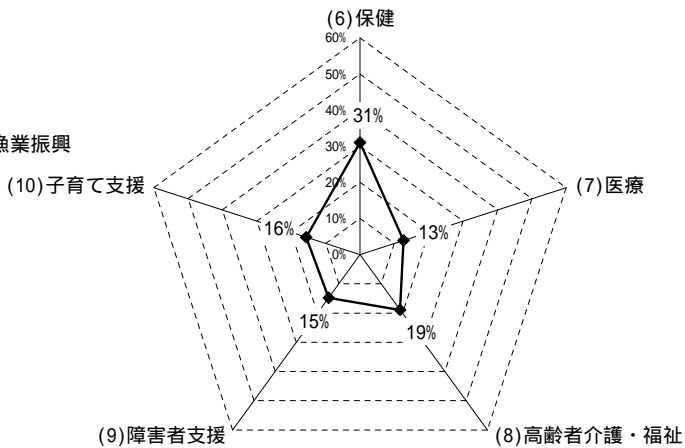
産業分野では「漁業振興」の満足度は他より高い。

まちづくり分野の「行財政運営」や教育分野の「歴史・文化の保全・活用」の満足度が低い。

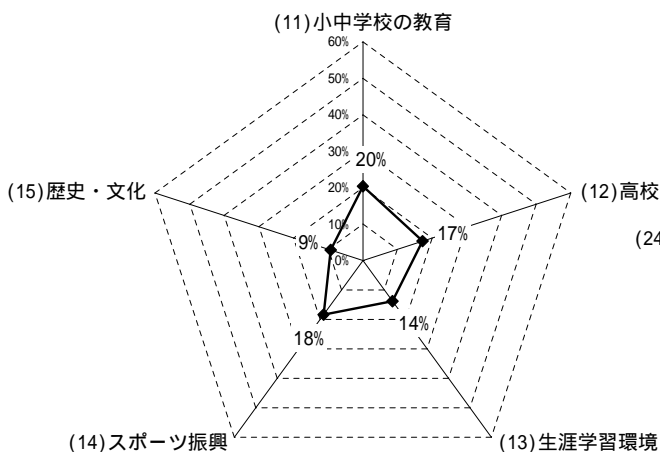
〔産業分野〕



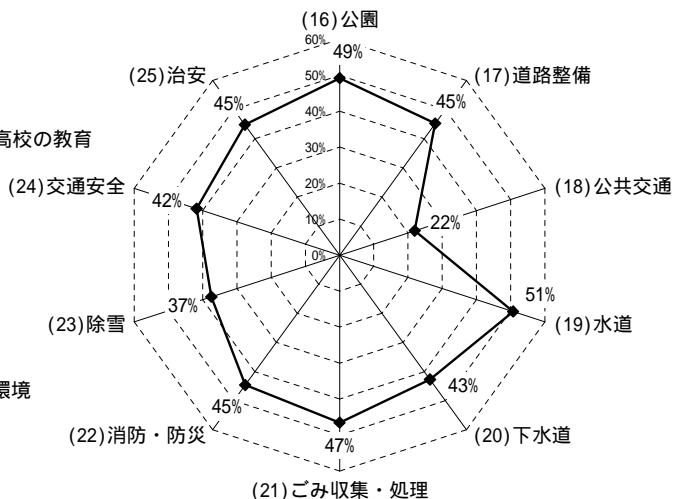
〔福祉分野〕



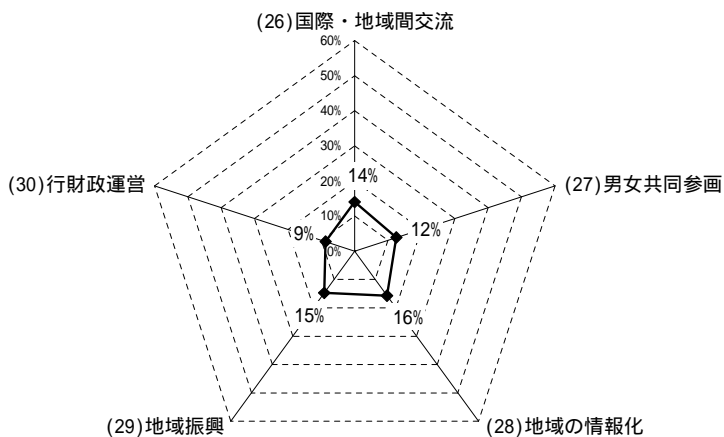
〔教育分野〕



〔生活環境分野〕



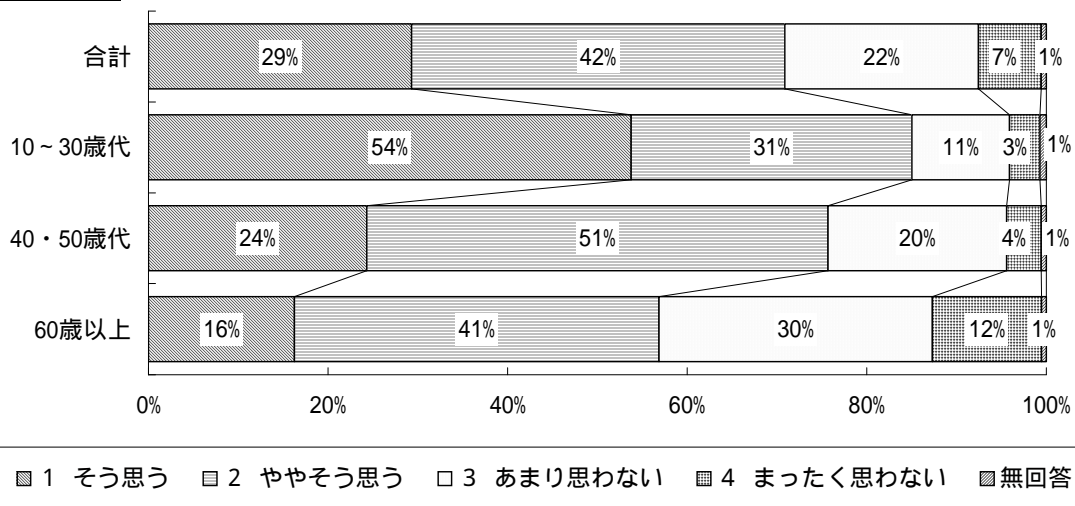
〔まちづくり分野〕



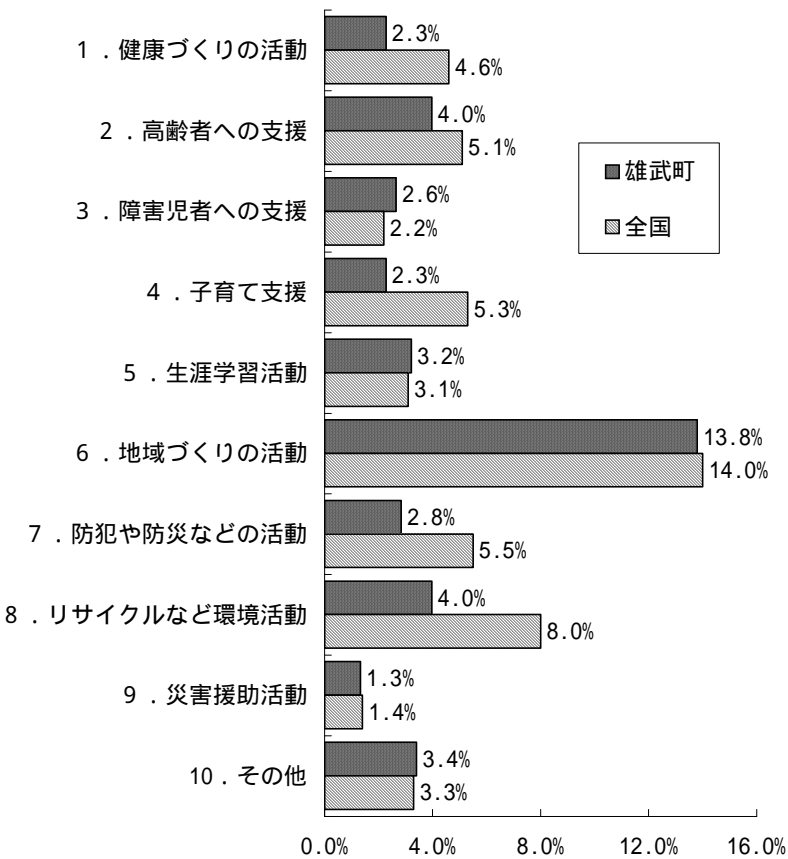
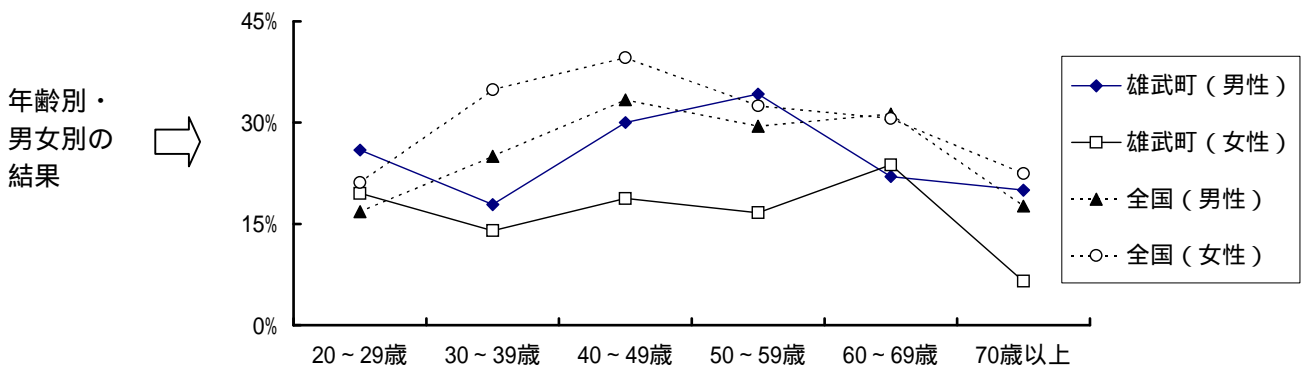
注：この設問を含め、町民と出身者を分けて記載していないものは、その合計した結果をグラフにしています。

### 3 保健・医療・福祉

健康だと思うか 「思う」方は約7割



ボランティアの参加率 雄武町は約20%。全国平均の29%より低い。特に女性で低い

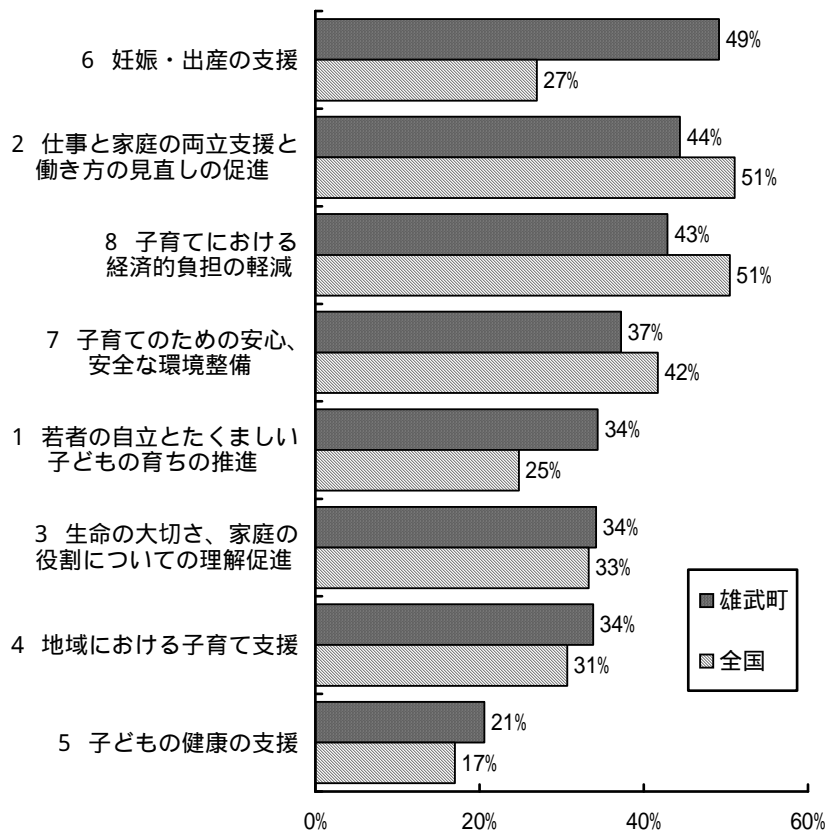


ボランティアの活動分野

：地域づくり活動は全国平均くらい。福祉や環境で全国平均より低い

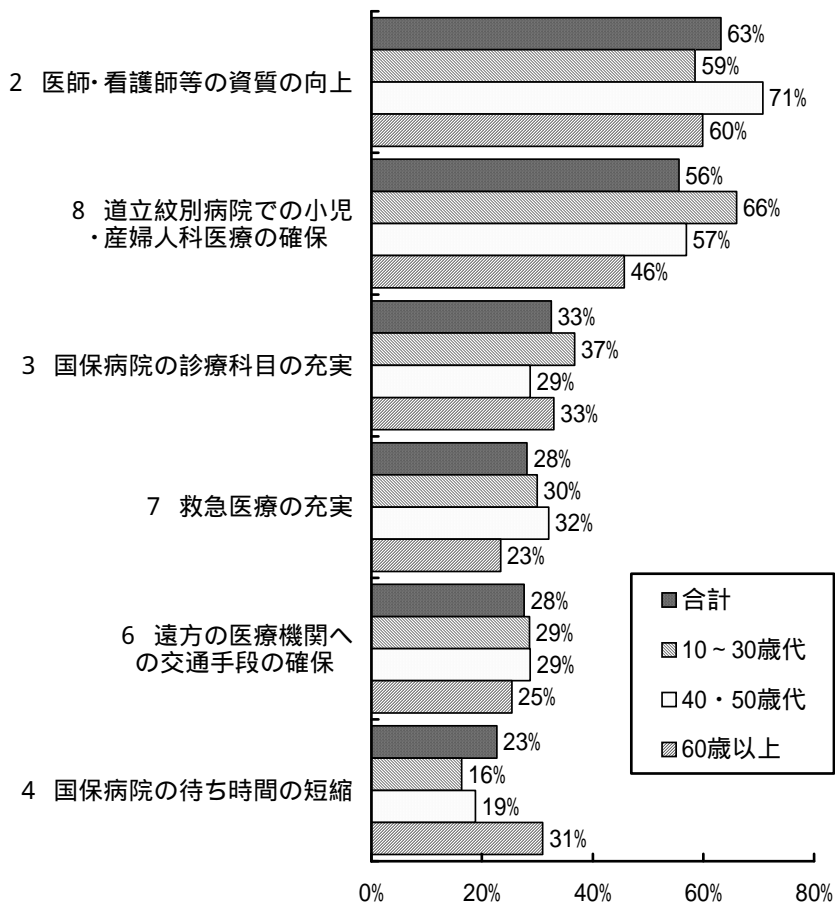
**少子化対策に期待すること**

「妊娠・出産の支援」が第1位。これは全国平均より割合が高い。  
次いで「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が続く



**医療への要望**

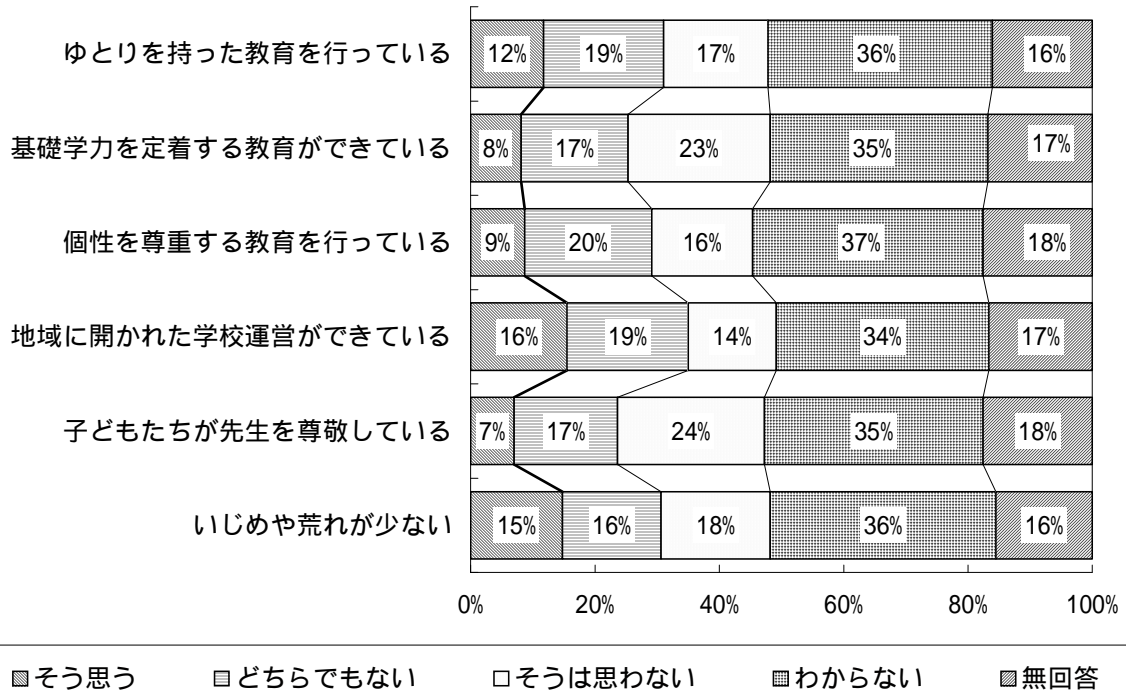
「医師・看護師等の資質の向上」が第1位。次いで「道立紋別病院での小児・産婦人科医療の確保」が続く



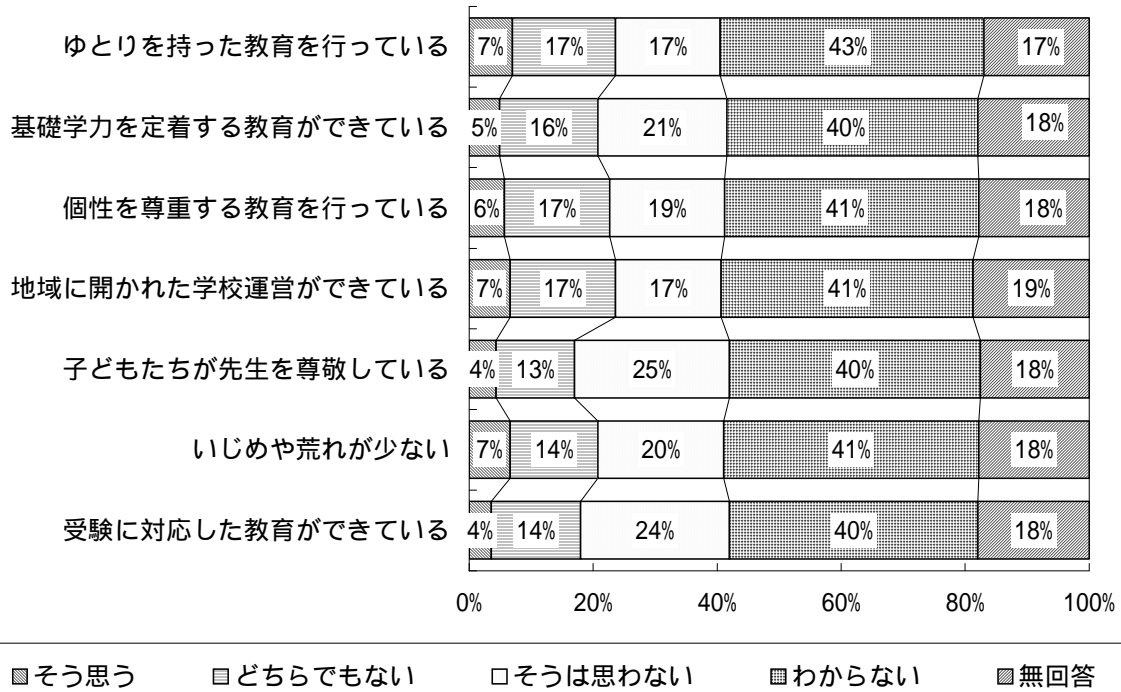


## 4 学習・スポーツ

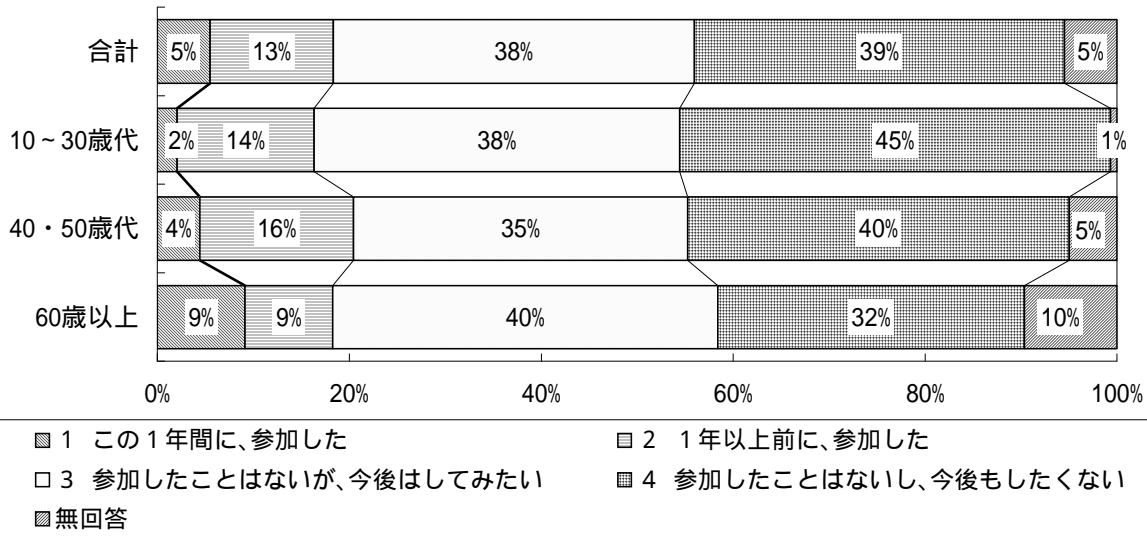
小学校の評価 「開かれた学校運営」に評価。「わからない」も多い



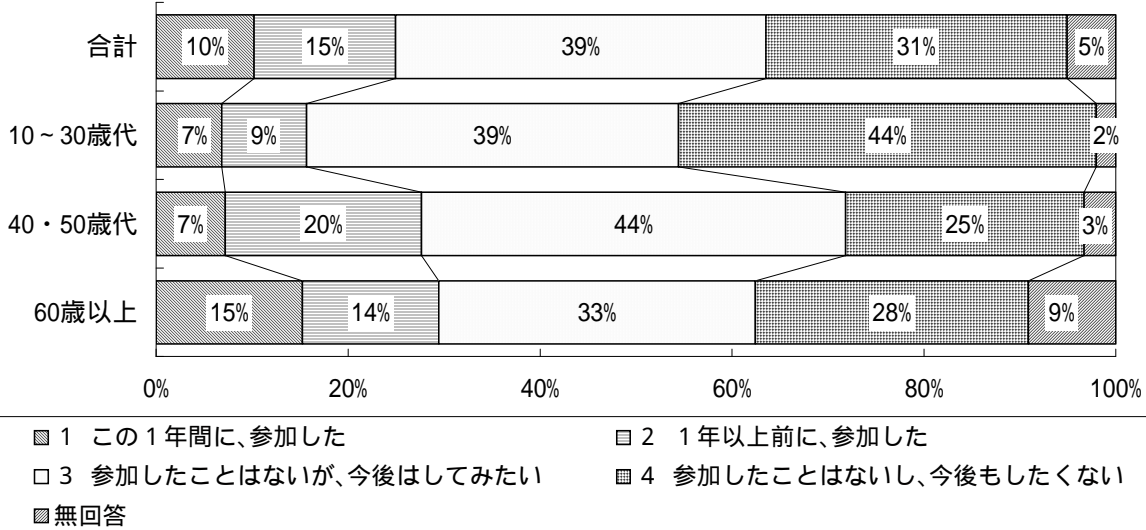
中学校の評価 小学校より低い評価。「わからない」も多い



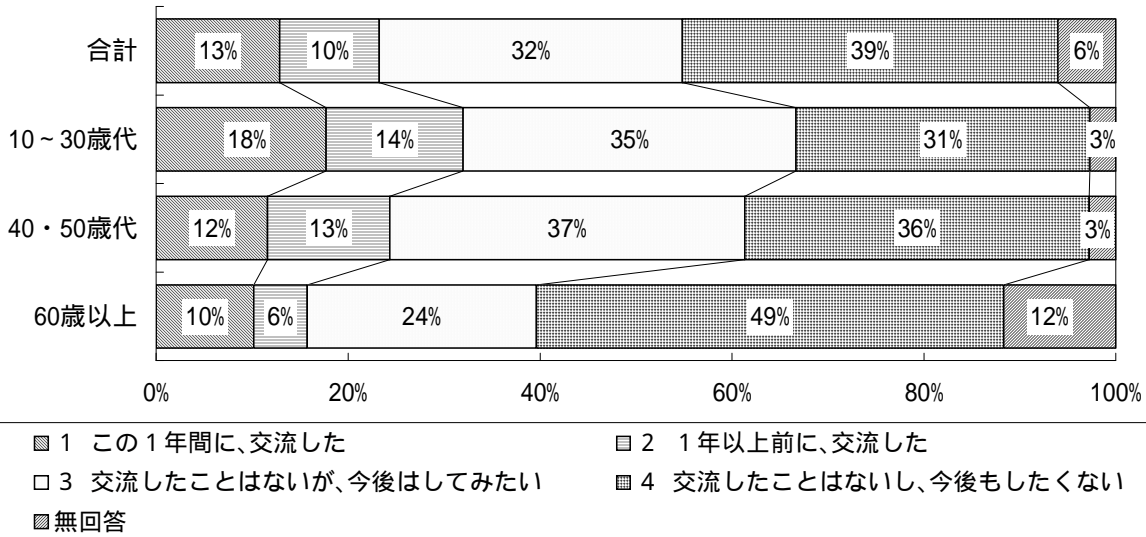
**町のスポーツ講座** 参加率は約2割。参加したい方をあわせると6割にのぼる



**町の学習講座** 参加率は約25%。参加したい方をあわせると6割強

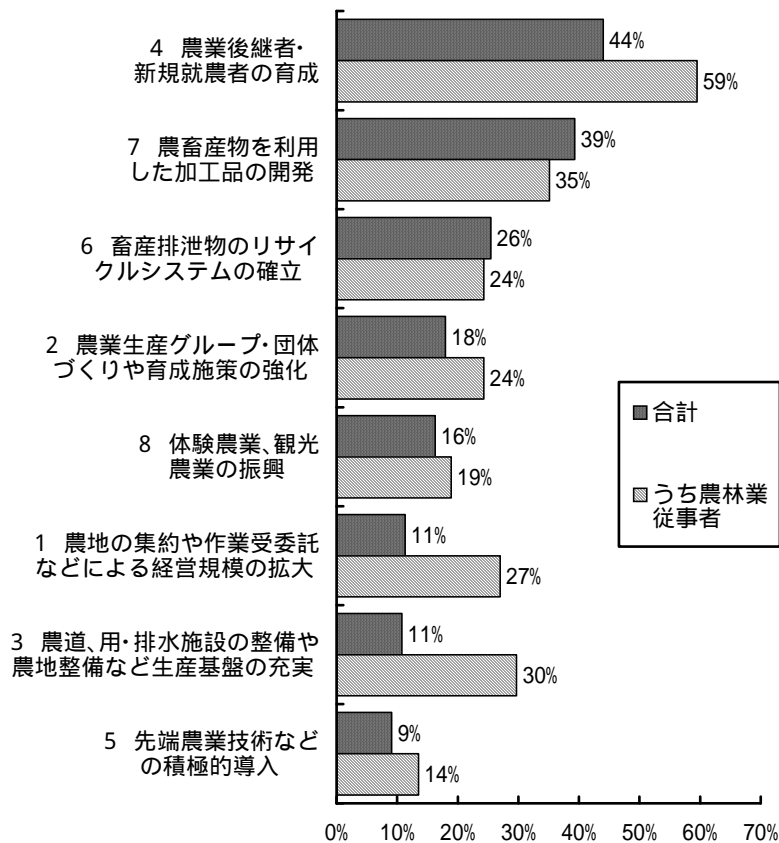


**国際交流** 外国人との交流をしたことがある方は23%。交流をしてみたい方をあわせると5割強

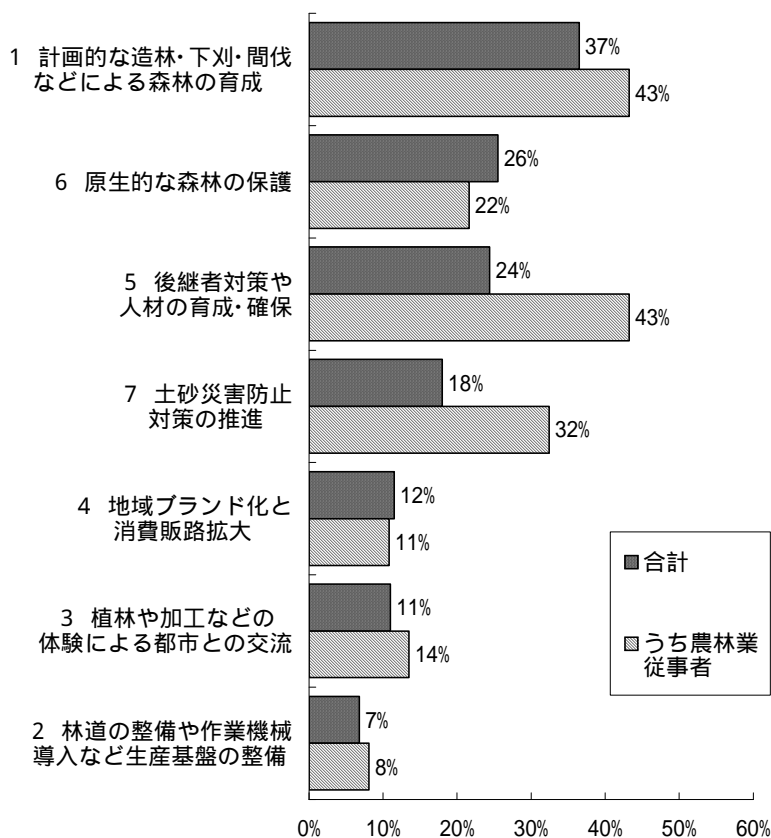


## 5 産業振興策

**農業振興策** 「後継者・新規就農者対策」が第1位。次いで「加工品開発」が続く。

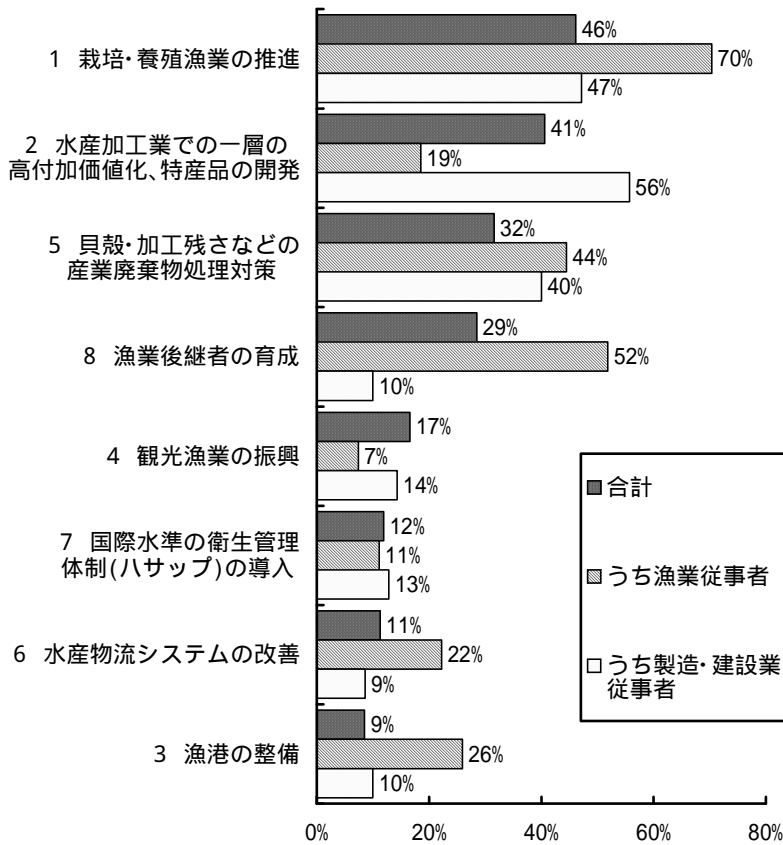


**林業振興策** 「計画的な造林・下刈・間伐などによる森林の育成」が第1位。  
農林業従事者では「後継者対策や人材の育成・確保」も割合が高い



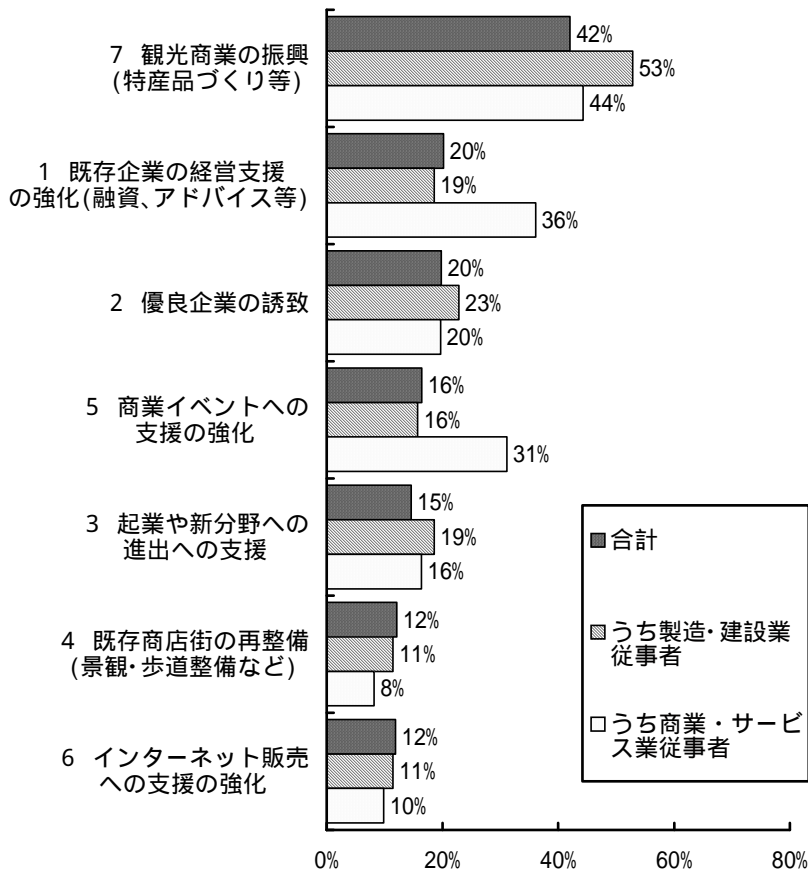
**漁業振興策**

「栽培・養殖漁業の推進」が第1位。次いで「水産加工の高付加価値化」が続く。



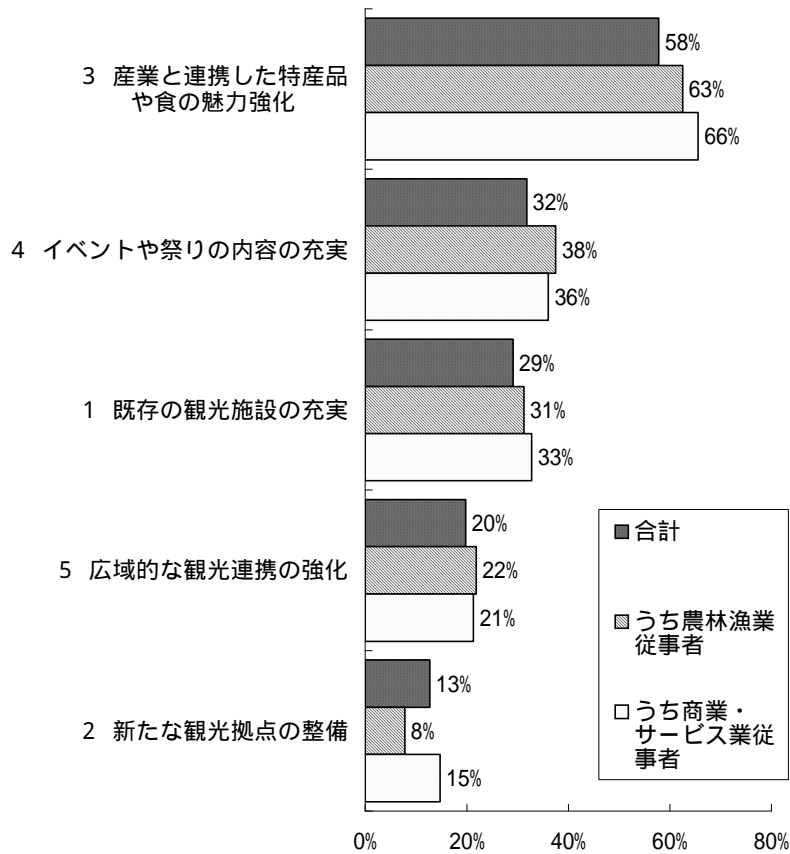
**商工業振興策**

「観光商業の振興」が第1位。次いで「既存企業の経営支援の強化」が続く。



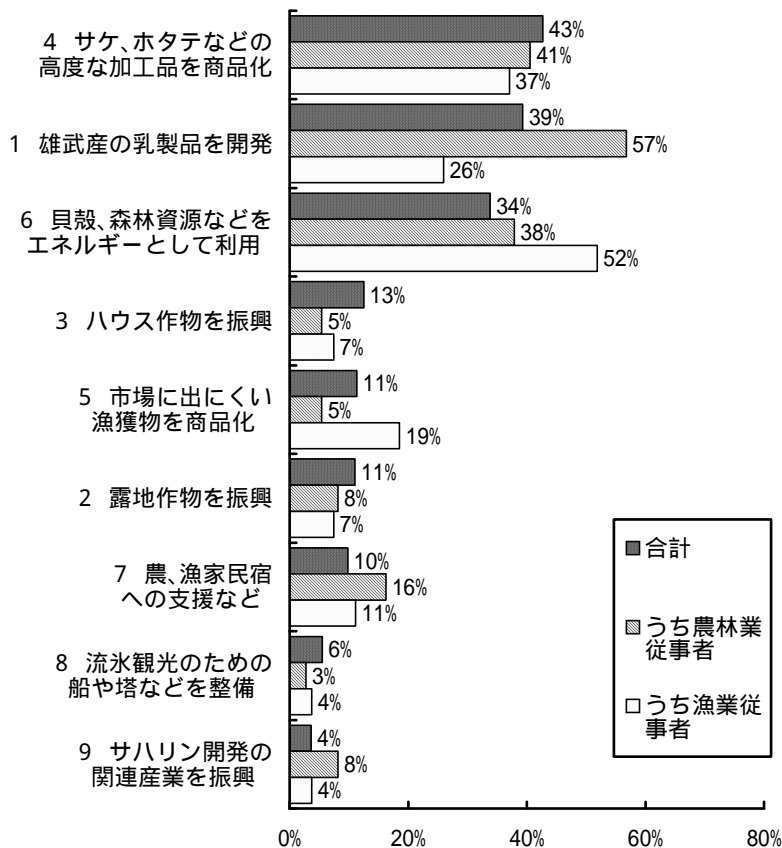
**観光振興策**

「特産品や食の魅力強化」が第1位。次いで「イベントや祭りの内容の充実」が続く。



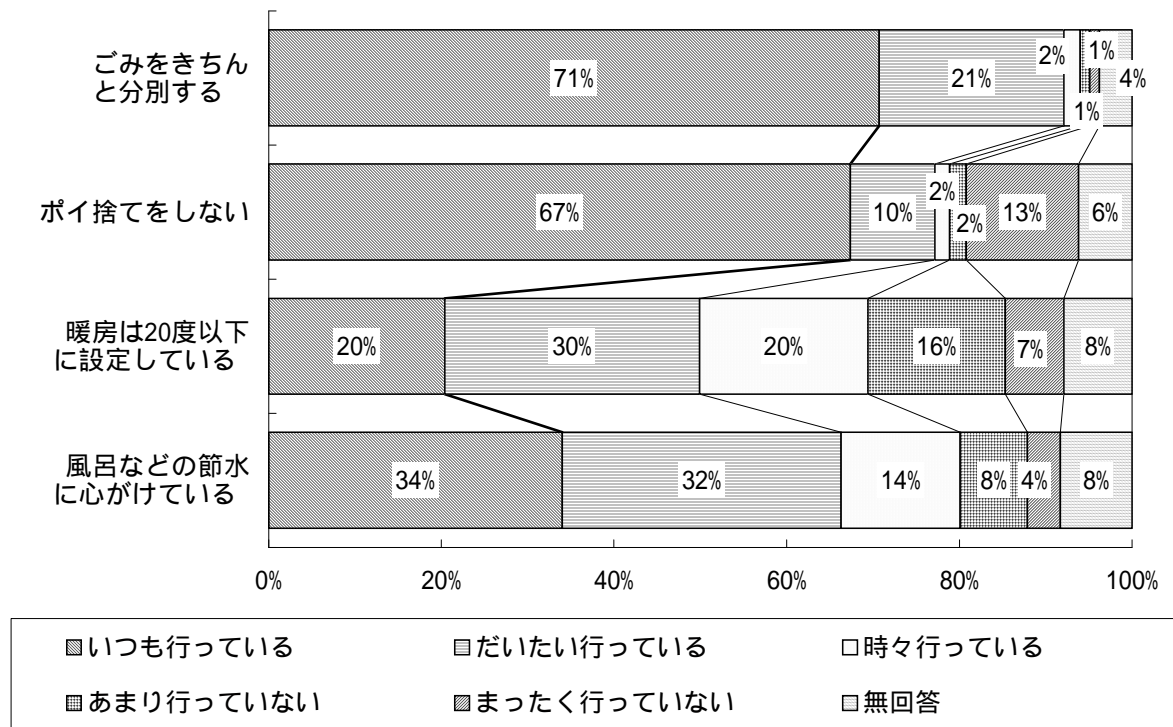
**新たな活性化策**

「サケ、ホタテなどの高度な加工品を商品化」が第1位。次いで「雄武産乳製品を開発」が続く。

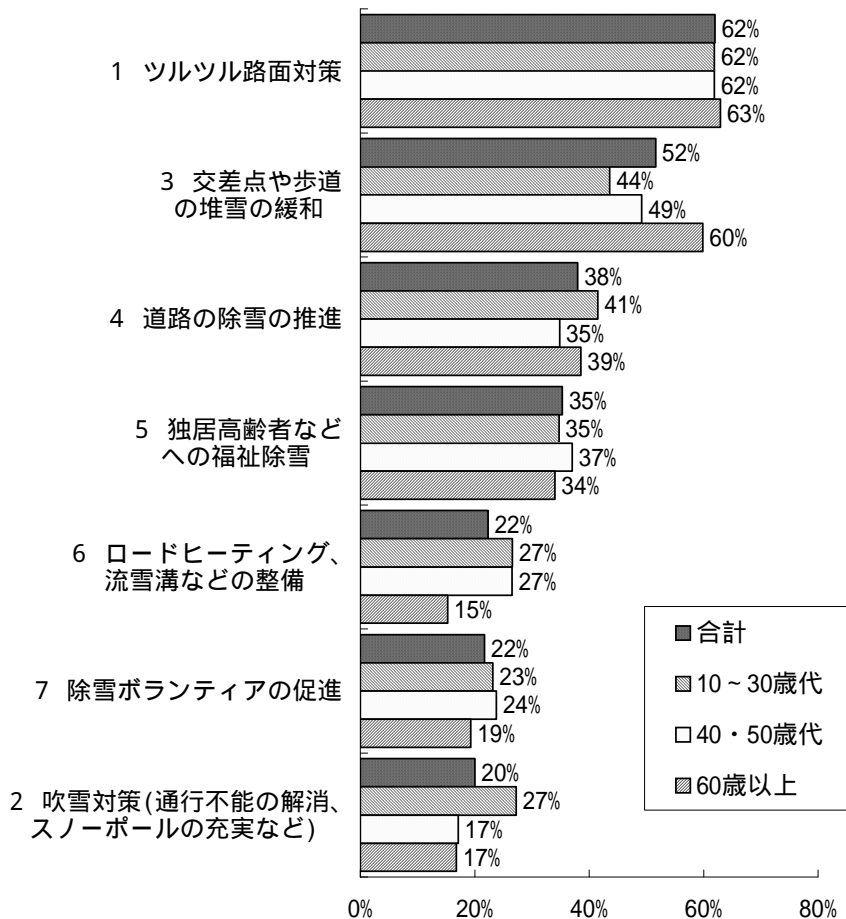


## 6 生活環境

環境のための行動 「ごみの分別」を「いつも行っている」方は7割。「暖房の20度以下」は2割



冬場の生活環境対策 「ツルツル路面対策」が第1位。次いで「交差点や歩道の堆雪の緩和」が続く



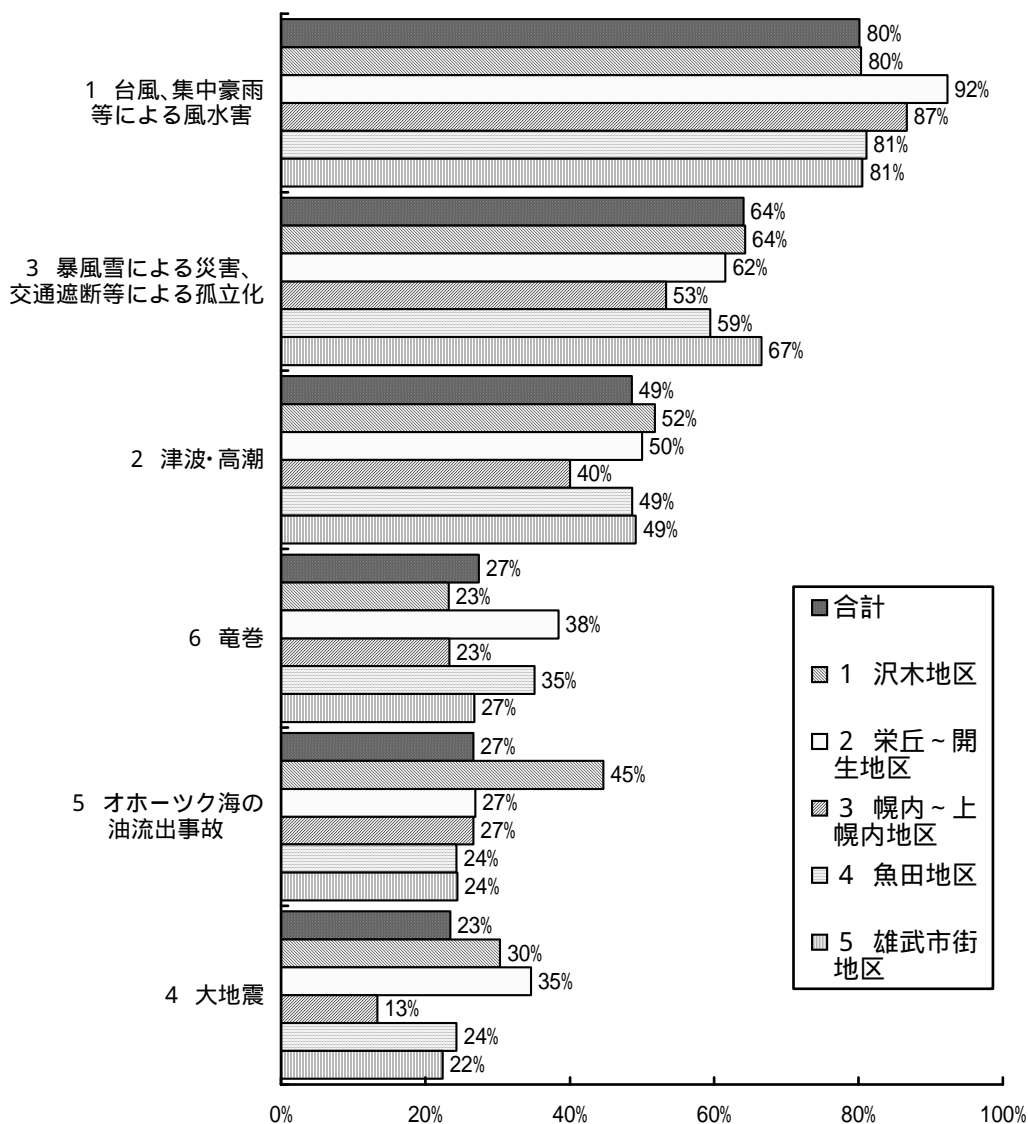
**対策を重視すべき災害**

「台風、集中豪雨等による風水害」が80%で第1位。

次いで「暴風雪による災害、交通遮断等による孤立化」が64%で続く

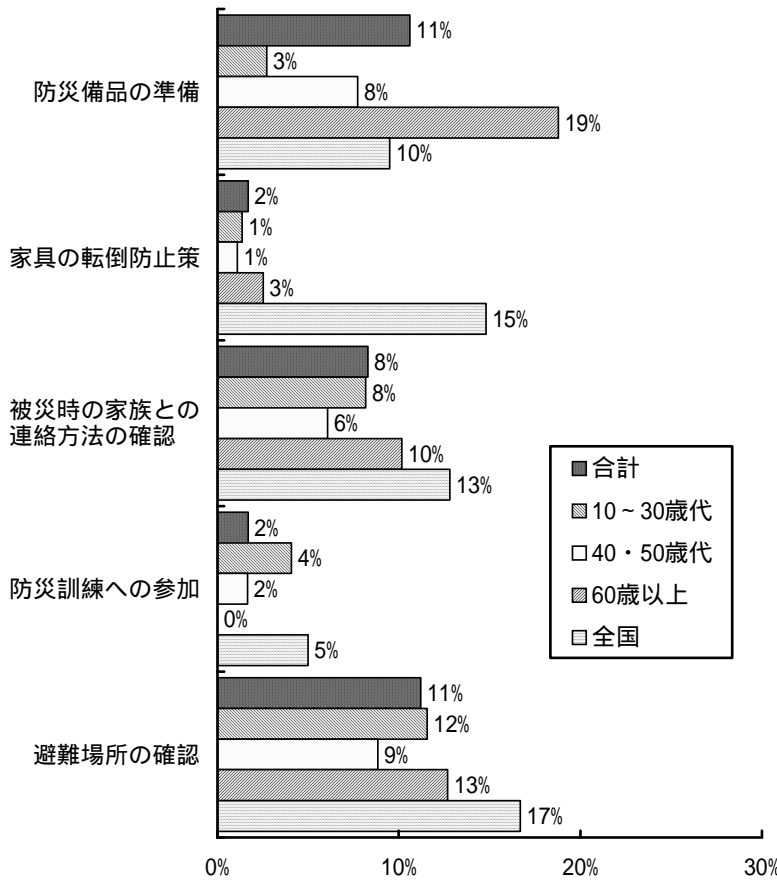
地区別にみると、「栄丘～開生地区」で「台風、集中豪雨等による風水害」と「竜巻」が、他の地区より割合が高い。

「沢木地区」で「オホーツク海の油流出事故」が、他の地区より割合が高い



災害への備えを「いつも行っている」割合

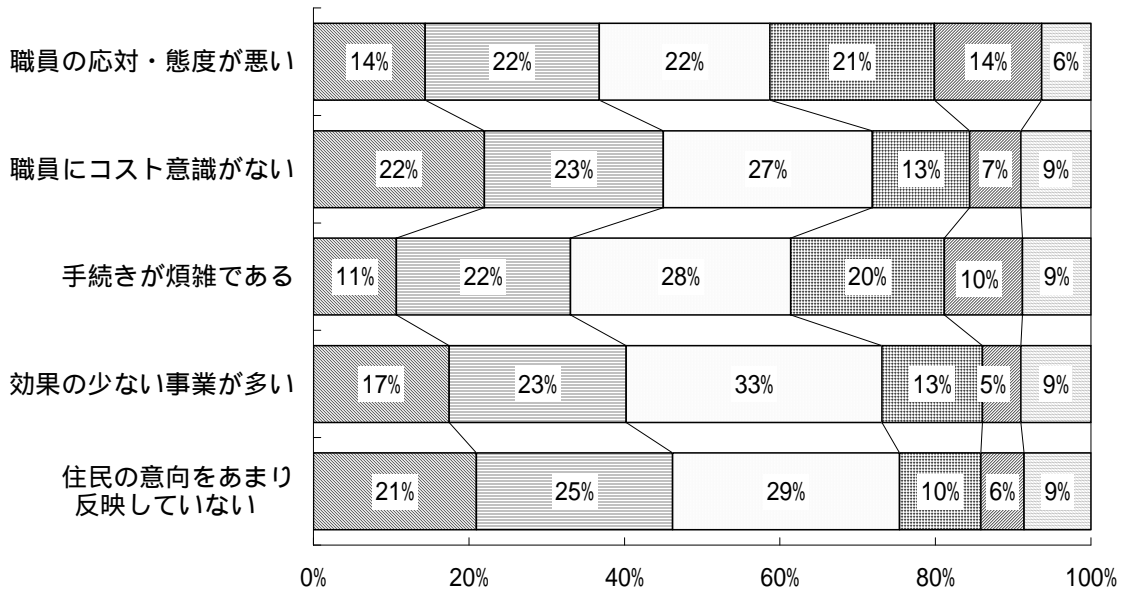
「防災備品の準備」は全国平均くらい。「家具の転倒防止策」や「被災時の家族との連絡方法の確認」、  
「防災訓練への参加」は全国平均を下回る



全国調査は、震災対策に関する調査であり、参考値扱い。

7 行政運営

町民の役場への評価 「コスト意識」や「住民意向の反映」に低い評価



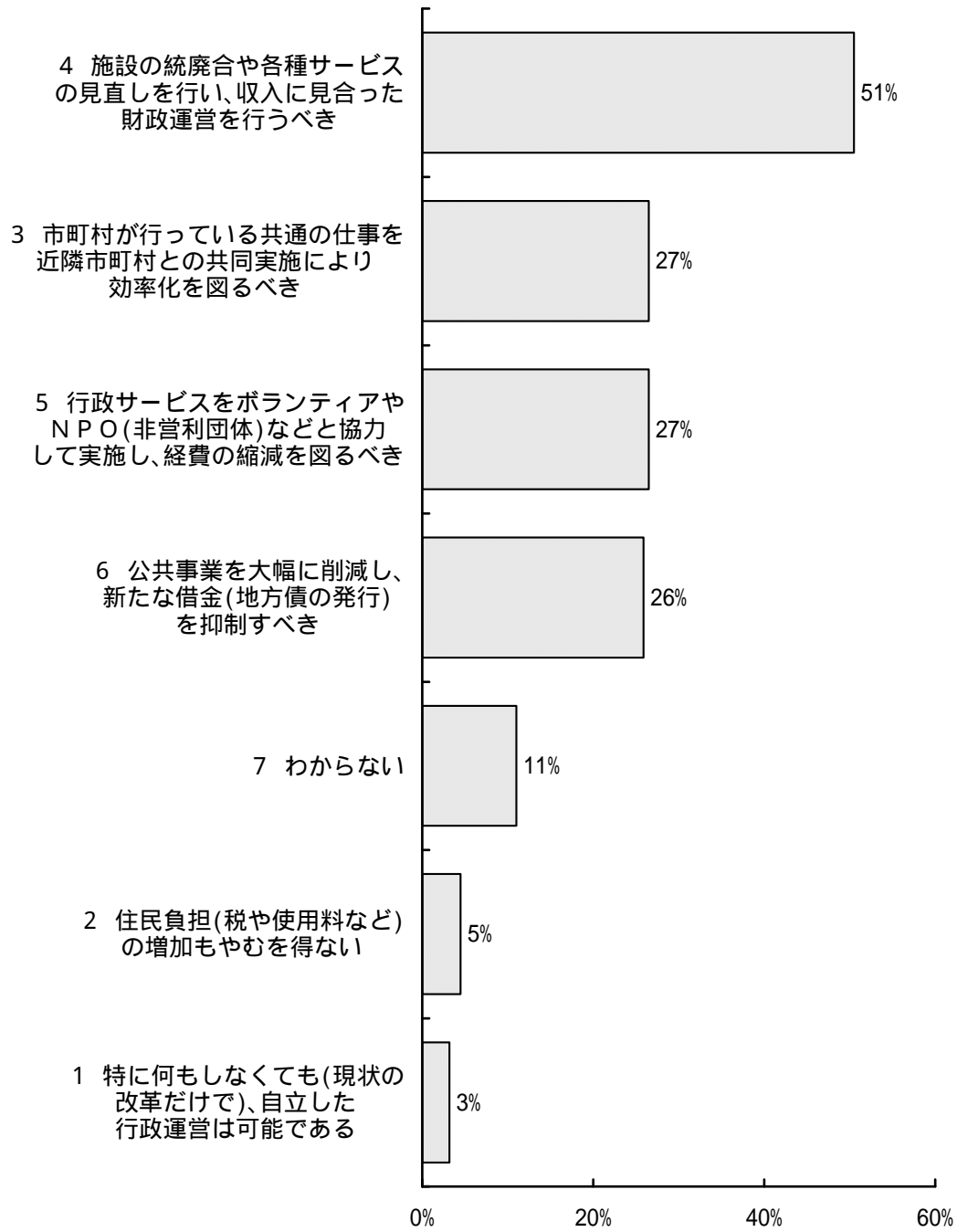
そう思う                       ややそう思う                       どちらでもない・わからない  
 あまりそうは思わない                       そうは思わない                       無回答



## 自立のための行財政運営策

「収入に見合った財政運営を」が第1位。

「共通の仕事を近隣市町村と共同実施」や、「行政サービスをボランティアなどと協力して実施」  
「公共事業を大幅に削減」が続いている。



## 第5期雄武町総合計画

発行 / 平成20年3月

発行者 / 雄武町役場 財務企画課

〒098-1792 北海道紋別郡雄武町字雄武700番地

TEL (0158) 84-2121 FAX (0158) 84-2844

ホームページ <http://www.town.oumu.hokkaido.jp/>